官報

号外　昭和五十一年三月二十九日

○国会第七十七回

衆議院会議録　第十一号

昭和五十一年三月二十九日（月曜日）

昭和五十一年三月二十九日
午後二時　本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

昭和五十一年度一般会計暫定予算

昭和五十一年度特別会計暫定予算

昭和五十一年度政府関係機関暫定予算

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後七時四分開議

○議長（前尾繁三郎君）　これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長（前尾繁三郎君）　議員請暇の件につきお諮りいたします。

庄司幸助君から、海外旅行のため、三月三十日から四月八日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和五十一年度一般会計暫定予算、昭和五十一年度特別会計暫定予算、昭和五十一年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

昭和五十一年度一般会計暫定予算
昭和五十一年度特別会計暫定予算
昭和五十一年度政府関係機関暫定予算

○議長（前尾繁三郎君）　昭和五十一年度一般会計暫定予算、昭和五十一年度特別会計暫定予算、昭和五十一年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長荒舩清十郎君。

昭和五十一年度一般会計暫定予算及び同報告書
昭和五十一年度特別会計暫定予算及び同報告書
昭和五十一年度政府関係機関暫定予算及び同報告書

［本号末尾に掲載］

［荒舩清十郎君登壇］

○荒舩清十郎君　ただいま議題となりました昭和五十一年度一般会計暫定予算外二案につき、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この暫定予算三案は、昭和五十一年度総予算の年度内成立が困難となりましたので、四月一日から五月十日までの四十日間の分について作成されたものでありまして、三月二十五日予算委員会に付託され、本日、政府から提案理由の説明を聴取し、討論、採決をいたしたものであります。

一般会計暫定予算の歳出は、二兆九千二百二十三億円でありまして、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費等、行政運営上必要最小限度の金額を計上し、新規の施策に係る経費は、原則として計上してありません。

ただし、教育及び社会政策上の配慮から、たとえば生活扶助基準の引き上げ、失業対策事業の賃金の引き上げ、大学生増募に伴う経費等について、特に措置してあります。

次に、公共事業関係費につきましては、一般公共事業は、五十年度補正後予算額のおおむね六分の一を、また、災害復旧事業は、五十一年度所要額のおおむね九分の二を計上してあります。

また、地方交付税交付金につきましては、逼迫しておる地方財政の現状にかんがみ、今回は特に五十一年度分の国税三税の収入見込み額を基礎として計算し、四月交付分八千九百四十一億円を計上してあります。

次に、歳入は八千八百五十四億円でありまして、暫定予算期間中の税収等の見込み額及び前年

度剰余金を計上するほか、建設公債五千億円の発行を予定しております。

なお、二兆三百六十九億円の歳出超過となっておりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ二兆五百億円を限度として大蔵省証券を発行することといたしております。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計の例に準じて暫定予算が作成されております。

この暫定予算三案につきましては、提案理由の説明を聴取した後、討論に入り、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党からそれぞれ反対の討論があり、採決の結果、暫定予算三案は、いずれも多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前尾繁三郎君）　起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君）　地方税法等の一部を改正する法律案、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長小山省二君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小山省二君登壇〕

○小山省二君　ただいま議題となりました両法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、ガス税の税率の引き下げ等を行うほか、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化等の見地から、住民税均等割り及び自動車関係諸税の税率の引き上げ、固定資産税における評価がえに伴う税負担の調整、事業所税の課税団体の範囲の拡大、固定資産税の非課税等の特別措置の整理合理化等を行うとともに、新たに市町村に対しても地方道路譲与税を譲与することとするための所要の措置及び日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月四日当委員会に付託され、本日、福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党及び公明党の共同提案により、住民負担をさらに軽減するため、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割りの税率の据え置き及び所得控除の額の引き上げ、小規模住宅用地等に対する固定資産税の税額の据え置き等を行うほか、地方税源を一層充実するため、道府県民税及び市町村民税の法人税割りの税率の引き上げ、産業用電気に対する電気税の非課税措置の廃止等を行おうとする修正案が、また、日本共産党・革新共同提案により、住民負担をさらに軽減するため、個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ等を行うほか、地方税源を一層充実するため、法人の道府県民税及び市町村民税に係る資本金割りの税率の創設等を行おうとする修正案がそれぞれ提出され、井岡委員及び林委員からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党を代表して渡辺委員は、本案に賛成、両修正案に反対、日本社会党を代表して佐藤委員は、日本社会党及び公明党提出の修正案に賛成、本案及び日本共産党・革新共同提出の修正案に反対、日本共産党・革新共同を代表して多田委員は、日本共産党・革新共同提出の修正案に賛成、本案に反対、公明党を代表して小川委員は、日本社会党及び公明党提出の修正案に賛成、本案及び日本共産党・革新共同提出の修正案に反対、民社党を代表して折小野委員は、本案及び両修正案に反対の意見を述べられました。

採決の結果、両修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方自主財源の充実強化、個人住民税の課税最低限の引き上げ、産業用電気に対する非課税措置の抜本的な整理等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、特定市街化区域農地の所有者が市に対して土地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して中高層の賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合における住宅金融公庫の貸し付けの特例を適用する期限を、昭和五十四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、三月八日当委員会に付託され、本日竹下建設大臣から提案理由の説明を聞き、質疑を終了した後、討論を行いましたところ、自由民主党を代表して渡辺委員は、本案に賛成、日本社会党を代表して佐藤委員、日本共産党・革新共同を代表して多田委員、公明党を代表して小川委員、民社党を代表して折小野委員は、それぞれ本案に対し反対の意見を述べられました。

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前尾繁三郎君）　起立多数。よって、両案

とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君）　関税暫定措置法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中六助君。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中六助君登壇〕

○田中六助君　ただいま議題となりました二つの法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、関税率の改正といたしましては、第一に、粗銅及び銅の地金の二品目につきまして、内外価格の実情等を考慮してその無税点を引き上げ、第二に、関税負担の適正化等を図る見地から、裸麦、カフェイン、製本機械等十品目の関税率を引き下げることとし、第三に、トウモロコシにつきましては、国産芋でん粉の需要を確保しつつ、でん粉の需給の安定を図るため、コーンスターチ製造用の一次税率を無税とするとともに、二次税率を引き上げることといたしております。

次に、暫定税率等の適用期限の延長といたしましては、昭和五十一年三月三十一日に適用期限の到来する小麦、大豆、原重油等八百六品目の暫定税率、及びアンモニア製造用原油等減税還付制度等五つの関税減免還付制度につきまして、その適用期限を一年間延長することといたしております。

以上がこの法律案の概要でありますが、本案につきましては、本日政府より提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における厳しい財政事情及び社会経済情勢に顧み、租税特別措置について、その全面的な見直しを行い、企業関係税制を中心に整理合理化を推進するとともに、自動車関係諸税の税率を引き上げるよう所要の措置を講ずるものので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、既存の特別措置のうち長期外貨建て債権等を有する場合の課税の特例制度等、十一の制度を廃止することといたしております。

第二に、増加試験研究費の税額控除制度、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度等について、控除率を引き下げる等の縮減合理化を行うこととといたしております。

第三は、特定設備等の特別償却制度、特定備蓄施設等の割り増し償却制度等について償却率を引き下げる等の縮減合理化を行うこととといたしております。

第四は、価格変動準備金、公害防止準備金等諸準備金の積立率を引き下げる等の縮減合理化を行うこととといたしております。

第五は、電源開発株式会社、日本航空株式会社等が受ける登記に対する登録免許税の減免措置の縮減合理化を行うこととといたしております。

第六は、交際費の損金算入について、資本金割合を引き下げるとともに、損金不算入割合を引き上げて、交際費課税の強化を行うこととといたしております。

そのほか、企業破産等に係る退職勤労者が弁済を受ける未払い賃金に対する課税の特例制度を創設し、特定市街化区域農地等の譲渡所得に係る税率を改め、さらに、中小企業の貸し倒れ引当金の特例制度等期限の到来する措置について延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ所要の改正を行うこととといたしております。

次に、自動車に係る税負担の現状に顧み、資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、揮発油税及び地方道路税について、それぞれ二五％程度引き上げ、また、自動車重量税について、その税率を、営業車は一二・五％程度、自家用車は二五％程度、それぞれ引き上げることといたしております。

本案につきましては、本日政府より提案理由の説明を聴取した後、討論を行いましたところ、自由民主党を代表して野田毅君は、本案に賛成する旨を述べられ、日本社会党を代表して佐藤観樹君、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君、公明党を代表して広沢直樹君、民社党を代表して竹本孫一君は、いずれも本案に反対する旨を述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　これより採決に入ります。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前尾繁三郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案とともに、農林水産委員長提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の三案は、委員会の審査を省略して、四案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

○議長（前尾繁三郎君）　土地改良法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長湊徹郎君。

土地改良法の一部を改正する法律案及び同報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔湊徹郎君登壇〕

○湊徹郎君　ただいま議題となりました四法案について申し上げます。

まず、内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国営土地改良事業のうち、特定の事業についてその工事の促進を図るため、その事業費の一部を借入金をもって財源とすることができることになっておりますが、新たに国営農用地造成事業等についてもその道を開こうとするものであります。

本案は、二月十日に提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、三月三日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十九日質疑を行い、同日質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を申し上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農及び乳業の健全な発達に資するため、乳業を営む者に対し、農林漁業金融公庫からその乳業施設の改良、造成等に必要な資金を融通することを目的として昭和三十六年に議員立法により創設されました。

自来、本制度に対し昭和四十一年及び昭和四十六年の二度にわたり、それぞれ五年間の延長措置が講ぜられ、昭和五十年度までの十五年間に約百四十六億円の融資が行われ、中小乳業者を中心とした乳業の合理化と近代化に大きな役割りを果たしてまいりました。

ところで、最近の牛乳、乳製品の需要の動向について見ますと、所得水準の上昇、都市化の進展等に伴い、今後も着実に増加するものと見通されておりますし、これに対応して生産、流通の合理化に資するため、乳業施設の整備、改善を図ることが依然として強く要請されているところであります。

特に、牛乳流通の合理化に資するための紙容器自動充てん機の導入、公害規制の強化に伴う汚水処理施設等の公害防止施設の整備、工場の移転、統廃合に伴う設備の近代化等を図ることが従前にも増して急務となっております。

このため、本資金制度を以上のような実情に合わせて存続させるために、本年三月三十一日をもって期限の到来する本資金制度の貸付期限をさらに五年間延長することとして、ここに本案を提出した次第であります。

次に、同じく農林水産委員長提出、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を申し上げます。

漁業協同組合合併助成法は、昭和四十二年に制定され、その後、昭和四十六年に議員立法により改正が行われ、合併及び事業経営計画の提出期限について、昭和五十一年三月三十一日まで五年間の延長措置が講ぜられたのであります。

その間、本制度をてこに漁業協同組合の合併が進められてまいったのでありますが、諸般の事情からいまだに零細規模の組合が相当数存在しているのが実情でありまして、今後引き続いてこれら漁業協同組合の合併を促進し、適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を育成する必要があると存ずるのであります。

このため、本年三月三十一日をもって期限切れとなる合併及び事業経営計画の提出期限をさらに四年間延長し、都道府県知事により計画の認定を受けて合併した漁業協同組合に対して、従前のとおり法人税、登録免許税等の減免措置並びに漁業権行使規則の変更または廃止についての特例措置を講じ、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

最後に、農林水産委員長提出、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を申し上げます。

わが国蚕糸業は、経済の高度成長と国民生活の向上を背景にした生糸に対する旺盛な需要に支えられ、近年比較的安定した歩みを続けてまいりましたが、四十八年秋の石油危機を契機とする景気の停滞等による生糸需要の減退に加え、生糸及び絹製品の無秩序とも思える輸入の増大により、糸価が長期にわたり低迷を続けるといったまことに厳しい現況に立ち至っております。

このような事態に対し、去る六十七国会における議員立法による繭糸価格安定法の改正条項の発動により、外国産生糸に対する日本蚕糸事業団の一元輸入措置が講ぜられているほか、同事業団による国内産生糸の買い入れが行われましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近においては、世界的な生糸、絹製品需給の著しい供給過剰基調を背景として、せっかくの生糸の輸入一元化措置にもかかわらず、法律の盲点をついて、繭並びに絹撚糸、絹織物等絹製品の輸入が急増しているのが実情でありまして、このことが一元輸入措置を空洞化させると同時に、わが国蚕糸業全体を未曾有の危機に追い込んでいるのであります。

このため、今後の蚕糸業の安定的維持発展を期するためには、繭、生糸、絹製品を通ずる全体的な輸入秩序化を図るための制度を確立することが緊要となっているのであります。

今回の改正は、かかる要請にこたえ、法律上所要の輸入規制措置を講じ、繭及び生糸の需給と価格の安定を図ろうとするものであります。

以下、改正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、生糸の輸入は、日本蚕糸事業団において、当分の間、一元的に行わせることとしたことであります。

すなわち、現行法上の一元輸入措置は、政令で定める一定期間に限って実施できる臨時的なものでありますが、内外における生糸、絹製品需給の供給過剰基調は、当分の間、継続するものと考えられますので、今後は、事業団の一元輸入措置についてその臨時的性格を改め、当分の間、生糸の輸入一元化措置を実施することといたしております。

なお、事業団が一元輸入した生糸については、事業団が糸価に悪影響を及ぼさない方法により、売り渡しすることといたしております。

第二は、繭及び繭短繊維の輸入についても、これが生糸等の需給に大きな影響を及ぼすことにな

りますので、これらの輸入増加によって生糸価格が低落した場合、必要に応じ政令で定める一定期間日、本蚕糸事業団による一元輸入措置を実施できることといたしております。

第三は、絹糸等の輸入に関し、政府は必要があるときは、適切な措置を講じなければならないこととしたことであります。

すなわち、生糸と完全に競合する絹糸並びに生糸の需給及び価格に大きな影響を与えるその他の絹製品につきましては、それらの輸入が生糸にかわって急増した場合、繭及び生糸の価格安定が図れないことになりますので、そのような事態に立ち至ったときは、政府は、その輸入を制限する等、糸価安定のための適切な措置を講じなければならないことといたしております。

そのほか、以上の措置に関連して、必要な経過措置等諸規定の整備を行うこととといたしております。

以上がこれら法律案を提案した理由及びその主要な内容であります。

農林水産委員長提出の三案は、三月二十九日の委員会においてこれを成案とし、委員長提出の法律案と決定した次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　これより採決に入ります。

まず、土地改良法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案及び繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。よって、三案とも可決いたしました。

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君）　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺栄一君登壇〕

○渡辺栄一君　ただいま議題となりました農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、住宅不足の著しい地域において、農地の所有者がその農地を転用して賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期間を三カ年延長し、昭和五十四年三月三十一日までとすること等としております。

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、三月五日建設大臣より提案理由の説明を聴取しましたが、本二十九日、質疑及び討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、採決に際し、委員長より政府に対し、本法の施行に当たっては、昭和四十六年二月二十六日に付せられた附帯決議の趣旨を尊重して、その運用に遺憾なきを期するよう要望いたしましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君）　公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長吉田法晴君。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔吉田法晴君登壇〕

○吉田法晴君　ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十一年度及び昭和五十二年度におきましても、引き続き、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を、政府が公害健康被害補償協会に交付しようとするものであります。

本案は、去る二月二十七日本特別委員会に付託され、三月二日小沢環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、本日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同木下元二君から修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、次いで採決を行いましたが、同修正案は否決され、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しては、全会一致による七項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前尾繁三郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君）　三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（前尾繁三郎君）　交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長太田一夫君。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君　ただいま議題となりました交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近時なお年間六十数万人の死傷者を生じている交通事故の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、引き続き、昭和五十一年度以降五カ年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施するとともに、昭和五十一年度以降五カ年間において改良することが必要と認められる踏切道について指定し、その改良を促進することを目的とするものであります。

本案は、去る二月十日本委員会に付託され、三月三日提案理由の説明を聴取し、本日、採決の結果、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（前尾繁三郎君）　本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　三木　武夫君
法務大臣　稲葉　修君
外務大臣　宮澤　喜一君
大蔵大臣　大平　正芳君
文部大臣　永井　道雄君
厚生大臣　田中　正巳君
農林大臣　安倍晋太郎君
通商産業大臣　河本　敏夫君
運輸大臣　木村　睦男君
郵政大臣　村上　勇君
労働大臣　長谷川　峻君
建設大臣　竹下　登君
自治大臣　福田　一君
国務大臣　井出一太郎君
国務大臣　植木　光教君
国務大臣　小沢　辰男君
国務大臣　金丸　信君
国務大臣　佐々木義武君
国務大臣　坂田　道太君
国務大臣　福田　赳夫君
国務大臣　松澤　雄藏君

○朗読を省略した議長の報告

（報告書受領）

一、去る八日、内閣を経由して郵政大臣村上勇君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十九年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

（勧告書受領）

一、去る十一日、人事院総裁藤井貞夫君から次の勧告書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法に基づく教員給与の改善についての勧告

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律附則第三項の規定に基づく育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対する給付についての勧告

（政府委員退任）

一、去る十五日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、十四日付をもって人事院総裁藤井貞夫は任期満了により退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

（弔詞贈呈）

一、去る十三日、元参議院議長重宗雄三君が死去されたので、二十二日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は多年憲政のために尽力しさきに参議院議長の要職につきまたかつて国務大臣の重任にあたられた従二位勲一等重宗雄三君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

（応召議員）

一、去る十三日、召集に応じた議員は次のとおりである。

和歌山県第二区選出　辻原　弘市君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　大石　千八君　受田　新吉君　細田　吉蔵君　三塚　博君　安里積千代君

補欠　細田　吉蔵君　安里積千代君　大石　千八君　根本龍太郎君　受田　新吉君

地方行政委員

辞任　林　百郎君　片岡　清一君

補欠　中島　武敏君　江崎　真澄君

法務委員

辞任　細田　吉蔵君　松永　光君　山田　太郎君

補欠　松永　光君　細田　吉蔵君　矢野　絢也君

外務委員

辞任　大久保直彦君　鈴切　康雄君

補欠　鈴切　康雄君　正木　良明君

文教委員
辞任　安里積千代君　山崎平八郎君　受田　新吉君
補欠　受田　新吉君　保利　茂君　安里積千代君

社会労働委員
辞任　稲葉　誠一君　島本　虎三君　大橋　敏雄君　山口　敏夫君　阿部　昭吾君　堀　昌雄君　正木　良明君
補欠　阿部　昭吾君　堀　昌雄君　正木　良明君　森山　欽司君　稲葉　誠一君　島本　虎三君　大橋　敏雄君

商工委員
辞任　近江巳記夫君　矢野　絢也君
補欠　矢野　絢也君　近江巳記夫君

予算委員
辞任　阿部　昭吾君　堀　昌雄君　正木　良明君　矢野　絢也君　河村　勝君　土井たか子君　中島　武敏君　小平　忠君　江崎　真澄君　根本龍太郎君　保利　茂君　松永　光君　森山　欽司君　島本　虎三君　芳賀　貢君　諫山　博君　田代　文久君　近江巳記夫君　小沢　貞孝君　宮田　早苗君　芳賀　貞君　諫山　博君　小沢　貞孝君　片岡　清一君　三塚　博君　山崎平八郎君　渡部　恒三君　山口　敏夫君　堀　昌雄君　阿部　昭吾君　浦井　洋君　寺前　巌君　新井　彬之君
補欠　土井たか子君　島本　虎三君　大橋　敏雄君　近江巳記夫君　宮田　早苗君　芳賀　貞君　諫山　博君　小沢　貞孝君　片岡　清一君　三塚　博君　山崎平八郎君　渡部　恒三君　山口　敏夫君　堀　昌雄君　阿部　昭吾君　浦井　洋君　寺前　巌君　新井　彬之君　小平　忠君　河村　勝君

議院運営委員
辞任　小沢　貞孝君　小平　忠君
補欠　小平　忠君　小沢　貞孝君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　受田　新吉君　安里積千代君
補欠　安里積千代君　受田　新吉君

外務委員
辞任　金子　満広君
補欠　松本　善明君　金子　満広君

文教委員
辞任　安里積千代君　受田　新吉君
補欠　受田　新吉君　安里積千代君

社会労働委員
辞任　寺前　巌君　金子　満広君
補欠　金子　満広君　寺前　巌君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任　粕谷　茂君　正示啓次郎君　竹内　黎一君　黒金　泰美君　田中　龍夫君　西村　直己君
補欠　黒金　泰美君　田中　龍夫君　西村　直己君　粕谷　茂君　正示啓次郎君　竹内　黎一君

大蔵委員
辞任　大石　千八君　瓦　力君
補欠　瀬戸山三男君　大野　市郎君　毛利　松平君　大野　市郎君　瀬戸山三男君　谷垣　専一君　瓦　力君　大石　千八君　毛利　松平君　谷垣　専一君

建設委員
辞任　中村　弘海君　藤井　勝志君
補欠　藤井　勝志君　中村　弘海君

予算委員
辞任　大野　市郎君　黒金　泰美君　瀬戸山三男君　田中　龍夫君　谷垣　専一君　藤井　勝志君　山崎平八郎君　大石　千八君　大村　襄治君　瓦　力君　高橋　千寿君　中村　弘海君　深谷　隆司君　松永　光君　宮崎　茂一君
補欠　深谷　隆司君　高橋　千寿君　松永　光君　大石　千八君　瓦　力君　大村　襄治君　中村　弘海君　宮崎　茂一君　田中　龍夫君　西村　直己君　谷垣　専一君　黒金　泰美君　藤井　勝志君　大野　市郎君　瀬戸山三男君　山崎平八郎君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　受田　新吉君　安里積千代君
補欠　安里積千代君　受田　新吉君

文教委員
辞任　安里積千代君　受田　新吉君
補欠　受田　新吉君　安里積千代君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　受田　新吉君
補欠　安里積千代君　受田　新吉君　安里積千代君

文教委員
辞任　安里積千代君　受田　新吉君
補欠　受田　新吉君　安里積千代君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　受田　新吉君
補欠　安里積千代君　受田　新吉君　安里積千代君

文教委員
辞任　安里積千代君　受田　新吉君
補欠　受田　新吉君　安里積千代君

（議案提出）

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
振動規制法案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
中小企業事業転換対策臨時措置法案
石油開発公団法の一部を改正する法律案
一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外二名提出）
一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案
一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
昭和五十一年度一般会計暫定予算
昭和五十一年度特別会計暫定予算
昭和五十一年度政府関係機関暫定予算
一、今二十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）
（条約受領）
一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件
（議案受領）
一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
民法の一部を改正する法律案
一、去る二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
中小企業者の産業分野の確保に関する法律案
（条約付託）
一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
第五次国際すず協定の締結について承認を求めるの件（条約第五号）（予）　外務委員会　付託
（議案付託）
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）　通信委員会　付託
一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）　地方行政委員会　付託
日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書　通信委員会　付託
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案（内閣提出第四二号）　商工委員会　付託
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）
以上二件　通信委員会　付託
一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
民法の一部を改正する法律案（佐々木静子君外一名提出、参法第一二号）（予）　法務委員会　付託
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外二名提出、衆法第三号）　法務委員会　付託
一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第四九号）
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（内閣提出第五〇号）
以上二件　農林水産委員会　付託
一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五三号）　内閣委員会　付託
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第五六号）　大蔵委員会　付託
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第五四号）　文教委員会　付託
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）　農林水産委員会　付託
昭和五十一年度一般会計暫定予算
昭和五十一年度特別会計暫定予算
昭和五十一年度政府関係機関暫定予算
以上三件　予算委員会　付託
一、去る二十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
中小企業者の産業分野の確保に関する法律案（藤井恒男君提出、参法第一三号）（予）　商工委員会　付託
（議案送付）
一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
恩給法等の一部を改正する法律案
一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外二名提出）
（質問書提出）
一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
議院の国政調査権と公務員の守秘義務等との関係に関する質問主意書（松浦利尚君提出）
（答弁通知書受領）
一、去る五日、内閣から、衆議院議員田口一男君提出住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十一年三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規

定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員嶋崎譲君提出北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十一年三月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

（答弁書受領）

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田口一男君提出住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問に対する答弁書

住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年二月二十六日

提出者　田口　一男

衆議院議長　前尾繁三郎殿

住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問主意書

住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する問題は極めて重大であるので次の事項について質問する。

一　昭和五十年四月二十二日（内閣衆質七五第一七号）で答弁書の送付があった標記の各社における労使の紛争についてその後の経過と現状について明らかにされたい。

二　昭和五十年四月二十二日以降、地方労働委員会において、住友重機、日特金属、富田機器の各社が行った不法、不当行為すなわち不当労働行為排除の命令が出されたと聞いている。その救済内容と命令の要旨を明らかにされたい。

三　富田機器の不当労働行為命令には富田機器のみでなく親会社である住友重機への不当労働行為の命令が出たと聞いている。いかなる根拠によつて親会社への追及が行われたか明らかにされたい。また、この命令の中で、富田機器、日特金属の関係にも触れているといわれているが、その内容と、その後の住友重機、日特金属、富田機器との関係について明らかにされたい。

四　日特金属への不当労働行為命令によると、解雇の取消しと原職復帰の命令が出たと聞いているが、いまだ組合員は原職に復帰していない。労働組合法第二十七条第五項はその効力を有すると明記している。従つて日特金属の行為は不法、不当の行為と思う。見解を明らかにされたい。

五　富田機器の労働組合（全国金属労働組合三重地方本部富田機器支部、以下富田支部という。）が全国金属労働組合、全国金属労働組合三重地方本部とともに不当労働行為の申し立てを行つたところ、住友重機と富田機器は富田支部の分裂攻撃に加えて、富田の主生産であるバイエル生産を日特金属に回し、その結果日特金属では、現在でもパート募集をしていると聞く。一方、富田機器は操業度が二割、三割と落ちている。このような労働委員会への申し立てに対する報復行為、しかもパート募集をしながら解雇取消しの命令が出ている組合員の原職復帰をさせないという住友重機、日特金属、富田機器の各社の行為は社会的にも追求されるべきと思う。労働省、通産省の見解を明らかにされたい。

六　これら三社はさらに防衛庁を始めとして、政府関係の発注等をかなり受けているが、労働委員会、裁判所、労働基準監督局などから数知れない不法、不当行為について命令、決定、勧告が出されているが、このような企業について当然政府関係の発注、取引きを停止し反省を求めるのが当然と思うが、労働省、防衛庁、通産省の見解を明らかにされたい。

七　住友重機関係の不法行為については、衆・参両院で数回にわたつて追及されているがその都度、政府はその解決に努力するといつているが、いかなる対策を行つてきたか。関係労働組合の話によれば労働省から何ら解決についての話し合いもないと聞いている。具体的にその努力経過を示されたい。あわせて、今後の解決について労働省当局の見解を明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十一年三月十六日

内閣総理大臣　三木　武夫

衆議院議長　前尾繁三郎殿

衆議院議員田口一男君提出住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員田口一男君提出住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一　について

住友重機械工業株式会社（以下「住友重機」という。）、株式会社富田機器製作所（以下「富田機器」という。）及び日特金属工業株式会社（以下「日特金属」という。）における昭和五十年四月以降の労使紛争については、住友重機においては、同社と総評全国金属労働組合住友重機械支部（以下「住友重機支部」という。）との間で、昭和五十年十月末から労使紛争の解決のための話合いが行われ、日特金属においては、関係労使間で、昭和五十年六月に組合事務所の貸与問題等に関する和解が成立し、同年七月から被解雇者九名についての原職復帰等の問題が話し合われ、富田機器においては、三重県地方労働委員会（以下「三重地労委」という。）の不当労働行為救済命令に基づき、本年二月、同社は謝罪文の掲示を行つたと聞いている。

なお、昭和五十年四月以降、住友重機支部等から関係地方労働委員会に対して、住友重機を被申立人として二件の不当労働行為救済申立てが行われたが、これらについては、現在、関係地方労働委員会に係属中であると聞いている。

二　について

昭和五十年四月以降、次の不当労働行為救済命令が出されている。

1　日特金属が行った申立人大野美夫ら九名に対する指名解雇は組合活動家を企業内から排除する意図のもとに行った不当労働行為であると判断のうえ、同社に対して、申立人九名の原職ないし原職相当職への復帰等を命じたもの（東京都地方労働委員会、昭和五十年六月十七日決定）。

2　住友重機が行った研修における組合批判等を不当労働行為であると判断のうえ、同社に対して、研修等の際に日本労働組合総評議会全日本造船機械労働組合浦賀分会等を批判中傷することの禁止、同分会等を批判中傷するような内容のビラ配布の禁止、昇給について行った考課査定の取消し及び再査定の実施等を命じたもの（東京都地方労働委員会、昭和五十年十月二十一日決定）。

3　富田機器の職制等が行った全国金属労働組合富田機器支部（以下「富田支部」という。）又はその組合員に対する中傷、誹謗（ひぼう）、役員選挙投票・スト権確立投票への干渉等の行為は、いずれも不当労働行為であると判断のうえ、同社及び住友重機に対して、富田支部及びその組合員に対する中傷、誹謗（ひぼう）、役員選挙投票・スト権確立投票等に干渉するなどの支配介入の禁止等を命じたもの（三重地労委、昭和五十一年二月十七日決定）。

三　について

三重地労委は、富田機器と住友重機との関連について、富田機器の全株式が住友重機によつて所有されていること、富田機器の役員、部長等の多くが住友重機又は住友重機の前身の住友機械工業株式会社からの出向者等であること、富田機器が住友重機の専属下請関係にあること

と、住友機械工業株式会社の職員が春闘の際に富田機器に来て問題解決に当たったこと等の事実を認定のうえ、住友重機と富田機器との間には、「構造的に、前者が後者を総合的、統一的、継続的に支配ないし管理する体制が形成されていたものと推認し得る」とするとともに、不当労働行為制度においては、「当該労働関係上の労働組合ないし組合員の諸利益を左右する支配力、影響力を有するものを当事者としなければならない。」として、住友重機の被申立人適格を認めた。

また、三重地労委は、日特金属と住友重機との関連について、住友重機は従来富田機器が製作していた小型のバイエル変速機の一部を、昭和四十八年十月頃より日特金属に製作させることにしたこと等の事実を認定した。

三重地労委の不当労働行為救済命令後の住友重機、日特金属、富田機器の関係については、住友重機から事情を聴いたところ、同社は、現在、富田機器の全株式を所有しており、また、富田機器及び日特金属にバイエル無段変速機の生産を委託している等と説明している。

四　について

日特金属は、東京都地方労働委員会が昭和五十年六月に行った不当労働行為救済命令（二についての1参照）を不服として中央労働委員会に再審査の申立てを行ったと聞いている。当該命令は中央労働委員会において争われている場合にもその効力は停止されず（労働組合法第二十七条第五項ただし書参照）、日特金属は当該命令を履行すべきであるが、地方労働委員会の命令が中央労働委員会において争われている限り命令の効力はいまだ確定していないので、当該命令の履行を罰則をもって強制することとはされていない。

五　について

住友重機が富田機器のほかに新たに日特金属に対してもバイエル無段変速機の生産委託を行うこととした事情については、昭和五十年四月二十二日付け内閣衆質七五第一七号による答弁書の十一についての前段において述べたとおりである。

その後、同変速機に対する需要が減退したため、住友重機からの富田機器及び日特金属に対する同変速機の発注が減少し、両社の同変速機部門の操業度が低下したと聞いている。また、日特金属が募集したパートタイマーの一部は同社のバイエル無段変速機の生産に従事してきたが、同社は、昭和四十九年十一月以降同変速機の生産のためのパートタイマー募集はしていないと聞いている。

なお、住友重機、富田機器及び日特金属から事情を聴いたところ、住友重機が富田機器のほかに新たに日特金属に対してもバイエル無段変速機の生産委託を行うこととし、あるいは、日特金属がパートタイマーを募集したことは、富田支部等が不当労働行為救済の申立てをしたことと全く関係がないと説明している。

六　について

労働基準監督機関においては、労働基準法等に違反する一定の事案について関係行政機関との間で相互通報を行うこととし、それぞれ監督指導上の参考とすることとしているが、住友重機及び富田機器において認められた労働基準法等の違反の事実は、右の通報を要する事案には当たらないものである。

また、防衛庁等が住友重機又は日特金属に対し発注等を行ったことがあるが、政府としては、契約違反等の事実がない以上、両社に対する発注・取引きを停止することは考えていない。

七　について

住友重機及び富田機器において認められた労働基準法等の違反の事実については、所轄労働基準監督署において、これを是正するよう勧告を行い、是正させたところである。

また、政府としては、これまで、関係者から労使紛争に関して事情聴取する等の努力を行ってきたところであるが、今後においても、労使当事者の自主的解決への努力を期待しつつ、紛争の解決促進のために採り得る諸措置について更に検討を進めるとともに、労使の話合いを促進する等紛争の早期かつ円満な解決のために努力してまいりたい。

右答弁する。

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員嶋崎譲君提出北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問に対する答弁書

北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年三月一日

提出者　嶋崎　譲

衆議院議長　前尾繁三郎殿

北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問主意書

石川県金沢市観音堂町イ四五番地にある北陸機械工業株式会社（以下北陸機械という）の倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅株式会社（大阪市東区本町三ノ三、以下丸紅という）との関係について質問する。

一　昭和五〇年五月二〇日提出質問第二〇号で、北陸機械の倒産について質問し、答弁書の送付を受けたが、それから一年近くたっているが、

従来員の未払労務債権一五億がいまだ支払われていないと聞いているが、その後の経過と現状について明らかにせよ。

二　この倒産について、政府は解決について努力すると答弁しているが、いかなる措置なり努力をしたか、具体的に明らかせよ。

三　北陸機械の取締役に矢野茂男が倒産当時就任していたが、矢野は、丸紅の専務取締役をも兼ねている。特に大手商社の社会的責任が問題になっている時だけに、北陸機械と丸紅の関係を明らかにせよ。

四　未払労務債権があることは、労働基準法第二三条、第二四条の違反であるが、矢野は北陸機械の従業員に対し、当然その違反を追及されるべき役職にあると思うが、それについての見解を求める。併せて、矢野は丸紅の債権のみを確保していると聞いているが、それらの事実について明らかにせよ。

五　北陸機械で労働基準法違反を行い、丸紅の専務として、未払労務債権について責任を負わないことは、社会的にも問題があり、更に昭和四八年九月一八日の衆議院社会労働委員会での当時の加藤労働大臣の答弁からみれば、政府は労働基準法違反を行つた役員のいる企業について一切の援助などをしないという趣旨を述べているところからみて、当然丸紅はこれに該当すると思うが見解を示せ。

六　未払労務債権が一五億にのぼつている北陸機械の紛争解決について、今後いかなる方法で解決に努力されるか、労働省・通産省の具体案を示せ。

右質問する。

昭和五十一年三月二十三日

内閣総理大臣　三木　武夫

衆議院議長　前尾繁三郎殿

衆議院議員嶋崎譲君提出北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員嶋崎譲君提出北陸機械倒産による労使紛争と、北陸機械と丸紅との関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

北陸機械工業株式会社（以下「北陸機械」という。）に係る賃金不払の状況については、既に昭和五十年五月現在で同年四月分賃金の一部及び退職金の全部が未払である旨答弁したところであるが、その後四月分賃金は支払われたものの、同年五月から七月までの三箇月分の賃金及び退職金の全部が未払のまま、北陸機械は同年七月、金沢地方裁判所（以下「金沢地裁」という。）から破産を宣告されている。

このため、賃金不払の早期解決に努力してきた労働基準監督機関は、昭和五十年七月以降は北陸機械等の刑事責任を追及することとし、同年八月、労働基準法違反被疑事件として金沢地方検察庁に北陸機械等を送致するとともに、同年九月、金沢地裁及び破産管財人に対し賃金債権の早期弁済について文書をもつて要請したところである。

なお、破産管財人等関係者の努力により、昭和五十年十二月に賃金債権の一割相当額の配当がなされたと聞いている。

三について

丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）は、昭和三十年八月に北陸機械の株式を取得し、その後北陸機械の増資に応じて持株数を増加し、現在二十九万九千四百株を保有しており、また、昭和三十二年頃より北陸機械が製作する織機を販売の目的で購入していたと聞いている。

なお、昭和三十年に、当時丸紅の社長であつた市川忍氏が北陸機械の非常勤取締役に就任したが、昭和四十七年に同職を退任し、同年五月から丸紅の専務取締役である矢野茂男氏（以下「矢野氏」という。）が北陸機械の非常勤取締役になつていると聞いている。

四について

矢野氏は北陸機械の代表権を有する取締役ではなく、かつ、同社の賃金の支払業務を担当する役職にあつた者ではないので、労働基準法上の使用者としての責任を追及し得ない立場にあつたと考えている。

また、矢野氏が丸紅の債権のみを確保しているということは聞いていない。

五について

労働基準監督機関においては、労働基準法等に違反する一定の事案について関係行政機関との間で相互通報を行うこととし、それぞれ監督指導上の参考とすることとしているが、丸紅は北陸機械に係る賃金不払について労働基準法上の使用者としての責任がないので、右の通報の対象とはならない。

六について

北陸機械に係る未払賃金の額は、現在約十三億三百万円であると承知しているが、破産管財人によつて現在破産手続がとられている段階であり、また、既に賃金債権の早期弁済について関係者に対し要請したところであるので、政府としてはこれを見守つてまいりたい。

右答弁する。

昭和五十一年度一般会計暫定予算

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月二十五日

内閣総理大臣　三木　武夫

昭和51年度一般会計暫定予算

予算総則

（歳入歳出暫定予算）

第1条　昭和51年度歳入歳出暫定予算は、歳入885,384,632千円、歳出2,922,317,852千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

（暫定予算の期間）

第2条　この暫定予算は、昭和51年4月1日から5月10日までの期間に係るものである。

（歳入歳出暫定予算の内訳）

第3条　歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添附する。

（公債発行の限度額）

第4条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により公債を発行することができる限度額は、500,000,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第5条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
裁判所	裁判所	裁判所施設費
総理府	警察庁	警察庁施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
	北海道開発庁	北海道治水事業費、北海道治水事業工事諸費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設事業費、北海道都市計画事業費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道土地改良事業等工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、北海道災害復旧事業工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費
	環境庁	自然公園等施設整備費
	沖縄開発庁	沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄土地改良事業工事諸費
	国土庁	小笠原諸島復興事業費（小笠原諸島復興事業費補助に限る。）、離島振興事業費、農村総合整備計画調査費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費
法務省	法務本省	法務省施設費
文部省	文部本省	公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、国立学校施設費
	文部本省所轄機関	国立青少年教育施設整備費
厚生省	厚生本省	国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、環境衛生施設整備費
農林省	農林本省	海岸事業費、土地改良事業費、農用地開発事業費、特定地域農業開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費、土地改良事業等工事諸費、農業施設災害復旧事業工事諸費
	林野庁	治山事業費、造林事業費、林道事業費、農林漁業

	水産庁	用揮発油税財源身替林道整備事業費、森林開発公団事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費 海岸事業費、漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、沿岸漁場整備開発事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
通商産業省	通商産業本省	工業用水道事業費
運輸省	運輸本省	海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、港湾施設災害復旧事業費
建設省	建設本省	官庁営繕費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業工事諸費、都市災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	地方建設官署	道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費

（一時借入金等の最高額）

第6条　「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、2,050,000,000千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第7条　次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　5,500,000
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	昭和51年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　57,125
「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度	昭和51年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　6,558

第8条　次の表の左欄に掲げる法人が負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により、政府が保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
1　日本国有鉄道 公募により発行する鉄道債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額12,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　公営企業金融公庫 公募により発行する公営企業債券の元本の償還及び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第26条	額面総額28,000,000千円及びその利息に相当する金額
3　「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人		

債券又は地方債証券のうち外貨をもつて支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	引受契約締結の日における「外国為替及び外国貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は同条第2項に規定する裁定外国為替相場により換算した金額が30,800,000千円に相当する外貨表示の額面総額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

2　前項各号に規定する債券又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第9条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになつた場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第10条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
総理府	北海道開発庁	北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設事業費、北海道住宅対策諸費、北海道都市計画事業費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費
	経済企画庁	国民生活安定特別対策費
	科学技術庁	海洋開発調査研究促進費
	沖縄開発庁	沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費
	国土庁	離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費
文部省	文部本省	南極地域観測事業費

（予算の移用）

第11条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、次の表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

1	暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2	暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

甲号　歳入歳出暫定予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)
国会	雑収入			126,680
		国有財産利用収入		38,292
			国有財産貸付収入	38,292
		諸収入		88,388
			国会議員互助年金法納金	84,880
			物品売払収入	3,508
裁判所	雑収入			88,355
		国有財産利用収入		26,093
			国有財産貸付収入	26,093
		諸収入		62,262
			許可及手数料	340
			懲罰及没収金	34,178
			弁償及返納金	4,726
			物品売払収入	934
			雑入	22,084
会計検査院	雑収入			3,498
		国有財産利用収入		3,498
			国有財産貸付収入	3,498
内閣	雑収入			909
		国有財産利用収入		909
			国有財産貸付収入	909

総理府	官業益金及官業収入			61,307	
		官業収入		61,307	
			病院収入	61,307	
	政府資産整理収入			176	
		回収金等収入		176	
			貸付金等回収金収入	176	
	雑収入			5,586,072	
		国有財産利用収入		222,312	
			国有財産貸付収入	202,785	
			国有財産使用収入	19,318	
			利子収入	209	
		諸収入		5,363,760	
			授業料及入学検定料	354	
			受託調査試験及役務収入	6,701	
			懲罰及没収金	5,014,921	
			弁償及返納金	72,853	
			物品売払収入	102,044	
			雑入	166,887	
			計	5,647,555	
法務省	雑収入			6,420,292	
		国有財産利用収入		39,976	
			国有財産貸付収入	39,976	
		諸収入		6,380,316	
			懲罰及没収金	5,683,047	
			弁償及返納金	55,059	
			矯正官署作業収入	616,047	
			物品売払収入	6,989	

			雑入	19,174
外務省	雑収入			14,572
		国有財産利用収入		6,722
			国有財産貸付収入	6,722
		諸収入		7,850
			弁償及返納金	5,629
			物品売払収入	2,109
			雑入	112
大蔵省	租税及印紙収入			330,000,000
		租税		319,000,000
			所得税	256,000,000
			相続税	14,000,000
			酒税	3,000,000
			物品税	4,000,000
			関税	42,000,000
		印紙収入		11,000,000
			印紙収入	11,000,000
	政府資産整理収入			3,306,971
		国有財産処分収入		3,306,019
			国有財産売払収入	3,306,019
		回収金等収入		952
			特別会計整理収入	272
			引継債権整理収入	680
	雑収入			2,285,575
		国有財産利用収入		1,975,983
			国有財産貸付収入	1,724,234

		利子収入	251,749	
	諸収入		309,592	
		許可及手数料	132,372	
		懲罰及没収金	120,239	
		弁償及返納金	11,940	
		物品売払収入	3,217	
		雑入	41,824	
	公債金		500,000,000	
	公債金		500,000,000	
		公債金	500,000,000	
	前年度剰余金受入		29,110,663	
	前年度剰余金受入		29,110,663	
		前年度剰余金受入	29,110,663	
		計	864,703,209	
文部省	雑収入		65,466	
	国有財産利用収入		37,815	
		国有財産貸付収入	7,351	
		国有財産使用収入	30,464	
	諸収入		27,651	
		授業料及入学検定料	1,450	
		許可及手数料	4,619	
		弁償及返納金	16,653	
		物品売払収入	3,729	
		雑入	1,200	
厚生省	政府資産整理収入		875	
	回収金等収入		875	

			貸付金等回収金収入	875
	雑収入			522,303
		国有財産利用収入		4,195
			国有財産貸付収入	4,195
		諸収入		518,108
			許可及手数料	11
			受託調査試験及役務収入	796
			弁償及返納金	511,221
			物品売払収入	4,499
			雑入	1,581
			計	523,178
農林省	雑収入			7,154,596
		国有財産利用収入		49,958
			国有財産貸付収入	48,825
			国有財産使用収入	1,133
		納付金		6,965,770
			日本中央競馬会納付金	6,965,770
		諸収入		138,868
			授業料及入学検定料	24,228
			弁償及返納金	13,230
			物品売払収入	93,515
			雑入	7,895
通商産業省	政府資産整理収入			29,144
		回収金等収入		29,144
			特別会計整理収入	1,130
			貸付金等回収金収入	28,014

	雑収入			318,049	
		国有財産利用収入		50,471	
			国有財産貸付収入	15,311	
			国有財産使用収入	35,160	
		諸収入		267,578	
			授業料及入学検定料	2,200	
			受託調査試験及役務収入	5,908	
			弁償及返納金	19,048	
			物品売払収入	237,159	
			雑入	3,263	
			計	347,193	
運輸省	雑収入			98,422	
		国有財産利用収入		36,828	
			国有財産貸付収入	33,621	
			国有財産使用収入	3,207	
		諸収入		61,594	
			授業料及入学検定料	23,011	
			許可及手数料	135	
			弁償及返納金	4,275	
			物品売払収入	33,468	
			雑入	705	
郵政省	雑収入			13,176	
		国有財産利用収入		13,070	
			国有財産貸付収入	13,070	
		諸収入		106	
			弁償及返納金	106	

労働省	雑収入			4,877	
		国有財産利用収入		4,550	
			国有財産貸付収入	4,550	
		諸収入		327	
			物品売払収入	63	
			雑入	264	
建設省	雑収入			172,395	
		国有財産利用収入		87,598	
			国有財産貸付収入	23,127	
			国有財産使用収入	64,471	
		諸収入		84,797	
			弁償及返納金	6,289	
			物品売払収入	16,407	
			雑入	62,101	
自治省	雑収入			259	
		国有財産利用収入		259	
			国有財産貸付収入	259	
歳入総計				885,384,632	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	19,484	
		宮廷費	179,315	

		皇族費	11,960
		計	210,759
国会	衆議院	衆議院	2,615,334
		衆議院予備経費	800
		計	2,616,134
	参議院	参議院	1,570,029
		参議院予備経費	500
		計	1,570,529
	国立国会図書館	国立国会図書館	510,329
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	7,036
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	6,788
	国会所管合計		4,710,816
裁判所	裁判所	最高裁判所	3,666,328
		下級裁判所	5,388,883
		裁判費	441,828
		裁判所施設費	220,515
		裁判所予備経費	900
		計	9,718,454
	検察審査会	検察審査会	194,587
	裁判所所管合計		9,913,041
会計検査院	会計検査院	会計検査院	493,058
内閣	内閣官房	内閣官房	344,783
	内閣法制局	内閣法制局	25,084
	人事院	人事院	325,077

	国・防会議	国防会議	5,741
	内閣所管合計		700,685
総理府	総理本府	総理本府	1,768,261
		恩給費	203,805,318
		恩給支給事務費	543,658
		統計調査費	198,511
		国勢調査費	72,266
		計	206,388,009
	青・少年対策本部	青少年対策本部	8,682
		青少年健全育成対策費	14,829
		国民健康体力増強費	1,593
		計	25,104
	北方対策本部	北方対策本部	2,883
	日本学術会議	日本学術会議	40,174
	公正取引委員会	公正取引委員会	105,747
	警察庁	警察庁	5,831,575
		科学警察研究所	41,027
		皇宮警察本部	175,749
		警察庁施設費	97,012
		都道府県警察費補助	231,489
		計	6,376,852
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	18,132
	宮内庁	宮内庁	614,535
	行政管理庁	行政管理庁	1,266,850
		国連アジア統計研修協力費	8,863
		計	1,275,713
	北海道開発庁	北海道開発庁	764,520

		北海道開発計画費	11,783	
		北海道開発事業指導監督費	51,550	
		北海道治水事業費	10,265,400	
		北海道治水事業工事諸費	325,000	
		北海道治山事業費	1,176,064	
		北海道海岸事業費	486,020	
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費	22,723,000	
		北海道道路整備事業費	4,866,000	
		北海道道路事業工事諸費	1,333,000	
		北海道港湾事業費	5,098,900	
		北海道漁港施設費	3,360,700	
		北海道空港整備事業費	140,311	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	275,734	
		北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	485,800	
		北海道住宅建設事業費	3,639,980	
		北海道住宅対策諸費	15,718	
		北海道都市計画事業費	3,321,000	
		北海道離島廃棄物処理施設整備費	7,000	
		北海道土地改良事業費	11,411,380	
		北海道農用地開発事業費	3,847,136	
		北海道特定地域農業開発事業費	920,682	
		北海道土地改良事業等工事諸費	351,770	
		北海道造林事業費	565,000	
		北海道林道事業費	413,000	
		北海道沿岸漁場整備開発事業費	126,000	
		北海道離島簡易水道施設整備費	8,000	
		北海道災害復旧事業工事諸費	49,044	

		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	579,792
		計	76,619,284
	防衛本庁	防衛本庁	60,025,356
		装備品等整備諸費	3,199,503
		施設整備等附帯事務費	32,412
		研究開発費	112,269
		計	63,369,540
	防衛施設庁	防衛施設庁	1,829,205
		調達労務管理事務費	147,413
		施設運営等関連諸費	4,005,494
		計	5,982,112
	経済企画庁	経済企画庁	524,505
		国民生活安定特別対策費	400,000
		経済研究所	22,566
		計	947,071
	科学技術庁	科学技術庁	309,275
		科学技術振興費	22,396
		海洋開発調査研究促進費	11,234
		放射能調査研究費	27,759
		科学技術庁試験研究所	602,712
		資源調査所	11,266
		計	984,642
	環境庁	環境庁	317,953
		公害防止等調査研究費	10,668
		自然公園等管理費	44,261
		自然公園等施設整備費	32,442

		国立公害研究所	155,983
		計	561,307
	沖縄開発庁	沖縄開発庁	345,330
		沖縄振興開発計画調査費	3,511
		沖縄教育振興事業費	1,452,525
		沖縄保健衛生等対策諸費	9,004
		沖縄開発事業指導監督費	5,802
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	5,358,000
		沖縄開発事業費	8,860,633
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	416,537
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	21,240
		沖縄治水事業工事諸費	15,600
		沖縄道路事業工事諸費	29,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	18,136
		沖縄土地改良事業工事諸費	9,302
		計	16,544,620
	国土庁	国土庁	166,518
		国土調査費	31,144
		小笠原諸島復興事業費	85,319
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	1,651,000
		離島振興事業費	8,809,792
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	458,051
		農村総合整備計画調査費	34,299
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	126,959

		水資源開発事業費	5,873,966
		計	17,237,048
	総理府所管合計		397,092,773
法務省	法務本省	法務本省	13,289,794
		訟務費	75,307
		外国人登録事務費	51,797
		法務省施設費	126,237
		計	13,543,135
	法務総合研究所	法務総合研究所	43,313
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	7,985
		計	51,298
	法務局	法務局	2,262,433
		登記諸費	205,982
		計	2,468,415
	検察庁	検察官署	2,524,096
		検察費	163,111
		計	2,687,207
	矯正官署	矯正官署	3,892,348
		矯正収容費	1,183,959
		刑務所作業費	425,090
		計	5,501,397
	更生保護官署	更生保護官署	283,642
		補導援護費	276,444
		計	560,086
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	331,559

		護送収容費	12,653
		計	344,212
	公安審査委員会	公安審査委員会	3,526
	公安調査庁	公安調査庁	555,876
	法務省所管合計		25,715,152
外務省	外務本省	外務本省	1,606,131
		経済協力費	9,398
		国際分担金其他諸費	7,045,651
		移住事業費	13,069
		計	8,674,249
	在外公館	在外公館	3,825,359
	外務省所管合計		12,499,608
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省	2,211,826
		国家公務員共済組合連合会等助成費	1,820,337
		国債費	55,656,910
		特殊対外債務等処理費	1,458,530
		予備費	10,000,000
		計	71,147,603
	財務局	財務局	1,898,228
	税関	税関	1,803,095
	国税庁	税務官署	15,635,171
		租税還付加算金	858,966
		国税不服審判所	149,250
		醸造試験所	13,380
		計	16,656,767
	大蔵省所管合計		91,505,693

文部省	文部本省	文部本省	1,367,830
		教育統計調査費	63,222
		文化功労者年金	278,400
		義務教育費国庫負担金	81,302,000
		養護学校教育費国庫負担金	1,461,392
		義務教育教科書費	5,484,000
		初等中等教育助成費	139,066
		科学振興費	98,380
		育英事業費	7,039,171
		南極地域観測事業費	49,644
		社会教育助成費	43,969
		体育振興費	2,935
		公立文教施設整備費	35,225,000
		公立文教施設災害復旧費	20,000
		国立学校運営費	45,548,518
		国立学校施設費	4,918,763
		計	183,042,290
	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所	248,136
		国立社会教育研修所	10,384
		日本学士院	45,013
		国立青少年教育施設運営費	121,326
		国立青少年教育施設整備費	79,786
		計	504,645
	文化庁	文化庁	84,347
		文化振興費	1,661
		国立博物館	106,772
		国立美術館	38,853

		文化庁研究所	95,514
		日本芸術院	3,019
		計	330,166
	文部省所管合計		183,877,101
厚生省	厚生本省	厚生本省	1,697,941
		厚生統計調査費	90,055
		科学研究費	438,000
		保健衛生諸費	1,249,609
		結核医療費	6,908,027
		原爆障害対策費	2,945,443
		精神衛生費	9,405,464
		国立病院及療養所経営費	10,477,580
		国立病院及療養所施設費	308,400
		生活保護費	82,545,260
		身体障害者保護費	2,333,336
		老人福祉費	31,290,108
		婦人保護費	165,059
		社会福祉諸費	38,688
		社会福祉施設整備費	8,962,000
		災害救助等諸費	38,500
		児童保護費	39,501,574
		特別児童扶養手当等給付諸費	9,517,054
		児童扶養手当給付諸費	14,333,555
		社会保険国庫負担金	79,204,689
		国民健康保険助成費	115,243,088
		国民年金国庫負担金	245,284,102

		遺族及留守家族等援護費	10,689,123
		環境衛生施設整備費	10,922,000
		農業者年金実施費	39,125
		児童手当国庫負担金	296,280
		計	683,924,060
	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所	348,046
		血清等製造及検定費	43,536
		計	391,582
	検疫所	検疫所	170,796
	国立らい療養所	国立らい療養所運営費	960,738
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	174,763
	地方医務局	地方医務局	45,692
	麻薬取締官事務所	麻薬取締官事務所	41,812
	厚生省所管合計		685,709,443
農林省	農林本省	農林本省	3,183,597
		農業保険費	2,470,266
		農林漁業統計情報費	363,189
		農業振興費	1,564,609
		農業構造改善対策費	4,860,375
		農業者年金等実施費	12,252
		農地利用調整等助成費	57,224
		農蚕園芸振興費	93,432
		農業改良普及事業費補助	1,396,580
		畜産振興費	15,269
		家畜伝染病予防費補助	97,300
		食品流通等対策費	5,822
		糖価安定対策費	3,140,733

		土地改良事業等指導監督費	28,950
		海岸事業費	636,691
		土地改良事業費	36,813,243
		農用地開発事業費	4,786,764
		特定地域農業開発事業費	1,696,316
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	2,543,731
		農業施設災害復旧事業費	14,670,504
		農業施設災害関連事業費	236,000
		計	78,672,847
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	43,259
		農林水産業技術振興費	85,021
		計	128,280
	農林本省試験研究機関	農林本省試験研究所	1,372,354
	農林本省検査指導機関	農林本省検査指導所	887,237
	地方農政局	地方農政局	2,217,707
		海岸事業工事諸費	10,628
		土地改良事業等工事諸費	522,124
		農業施設災害復旧事業工事諸費	10
		計	2,750,469
	北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	157,227
	食糧庁	食糧庁	82,819
	林野庁	林野庁	102,321
		林業振興費	1,583,617
		山林事業指導監督費	4,439
		治山事業費	10,551,936
		造林事業費	2,470,000
		林道事業費	3,492,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	389,000

		森林開発公団事業費	955,000
		山林施設災害復旧事業費	1,579,000
		山林施設災害関連事業費	170,000
		林業試験場	249,303
		計	21,546,616
	水産庁	水産庁	156,698
		漁業調査取締費	377,257
		水産業振興費	746,589
		漁港整備事業指導監督費	1,828
		海岸事業費	741,100
		漁港施設費	4,653,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	87,000
		沿岸漁場整備開発事業費	186,000
		漁港施設災害復旧事業費	812,000
		漁港施設災害関連事業費	11,000
		水産庁試験研究所	226,289
		真珠検査所	3,920
		水産大学校	74,576
		北海道さけ・ますふ化場	50,386
		計	8,127,643
	農林省所管合計		113,725,492
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	2,000,796
		商工鉱業統計調査費	1,739,435
		経済協力費	6,422
		工業再配置促進対策費	3,154
		情報処理振興対策費	2,137
		繊維工業構造改善対策費	3,496

		工業用水道事業費	3,377,500
		計	7,132,940
	通商産業本省検査機関	通商産業本省検査所	143,778
	工業技術院	工業技術院	69,918
		鉱工業技術振興費	88,594
		大型工業技術研究開発費	64,314
		新エネルギー技術研究開発費	12,612
		工業技術院試験研究所	1,257,620
		計	1,493,058
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	111,725
	特許庁	特許庁	929,327
	中小企業庁	中小企業庁	36,844
		中小企業対策費	7,844,140
		計	7,880,984
	通商産業局	通商産業局	545,526
		商工鉱業統計調査費	27,012
		計	572,538
	鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	75,017
	通商産業省所管合計		18,339,367
運輸省	運輸本省	運輸本省	5,649,035
		観光事業費	98,886
		港湾等事業指導監督費	16,691
		海岸事業費	2,418,806
		海岸事業工事諸費	10,994
		港湾事業費	14,680,477
		空港整備事業費	1,940,703
		航空機燃料税財源空港整備事業費	3,622,748

		港湾施設災害復旧事業費	483,716
		計	28,922,056
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	209,278
	運輸本省教育機関	学校及訓練所	859,119
	海運局	海運局	393,322
	港湾建設局	港湾建設局	125,605
	陸運局	陸運局	225,629
	地方航空局	地方航空局	41,915
	船員労働委員会	船員労働委員会	28,492
	海上保安庁	海上保安官署	3,622,677
	海難審判庁	海難審判庁	70,766
	気象庁	気象官署	2,058,443
		静止気象衛星業務費	233,557
		気象研究所	61,349
		計	2,353,349
	運輸省所管合計		36,852,208
郵政省	郵政本省	郵政本省	397,863
		電波監理費	56,436
		計	454,299
	電波研究所	電波研究所	191,556
	地方電波監理局	地方電波監理局	425,592
	郵政省所管合計		1,071,447
労働省	労働本省	労働本省	1,776,457
		労働統計調査費	45,437
		失業対策事業費	5,839,086

		特定地域開発就労事業費	548,130
		職業転換対策事業費	1,646,249
		政府職員等失業者退職手当	144,392
		雇用保険国庫負担金	29,277,000
		職業訓練費	331,619
		計	39,608,370
	労働本省研究機関	労働本省研究所	27,319
	中央労働委員会	中央労働委員会	36,633
	公共企業体等労働委員会	公共企業体等労働委員会	41,709
	労働保護官署	労働保護官署	979,759
	職業安定官署	職業安定官署	1,968,299
	労働省所管合計		42,662,089
建設省	建設本省	建設本省	1,032,985
		官庁営繕費	1,459,886
		河川管理費	68,214
		河川鉱害復旧事業費	40,555
		建設事業指導監督費	63,144
		治水事業費	54,065,800
		急傾斜地崩壊対策事業費	947,000
		海岸事業費	2,077,370
		海岸事業工事諸費	67,000
		揮発油税等財源道路整備事業費	111,687,000
		道路整備事業費	23,919,000
		住宅建設事業費	48,464,497
		住宅対策諸費	219,805
		都市計画事業費	52,957,000
		河川等災害復旧事業費	47,409,026

		河川等災害復旧事業工事諸費	93,000
		都市災害復旧事業費	6,000
		河川等災害関連事業費	5,936,000
		計	350,513,282
	国土地理院	国土地理院	444,393
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	147,663
	地方建設官署	地方建設官署	565,568
		道路災害復旧事業工事諸費	700
		公園事業工事諸費	8,000
		計	574,268
	建設省所管合計		351,679,606
自治省	自治本省	自治本省	176,847
		地方交付税交付金	894,141,152
		交付税及び譲与税配付金特別会計借入金等利子財源繰入	1,324,000
		交通安定対策特別交付金	49,837,438
		計	945,479,437
	消防庁	消防庁	62,618
		消防研究所	17,459
		計	80,077
	自治省所管合計		945,559,514
歳出総計			2,922,317,852

昭和五十一年度一般会計暫定予算に関する報告書

一　本暫定予算の要旨

本暫定予算は、昭和五十一年度一般会計予算の年度内成立が困難なので、四月一日から五月十日までの期間について作成されたものである。

本暫定予算の作成要領は次のとおりである。

1　歳出においては、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限度の金額を計上する。

なお、教育及び社会政策上等の配慮から特に措置することが適当と認められるもの（生活扶助基準等の引上げ、社会福祉施設入所者の生活費等の引上げ、失業対策事業の賃金日額の引上げ、国立大学の学生の増募等）を除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しない。

また、公共事業関係費については、次により所要額を計上する。

(イ)　一般公共事業については、五十年度補正後予算額のおおむね六分の一を目途として計上し、その枠内において、積雪寒冷地の事業については、その円滑な実施を図りうるよう特別の配慮を加える。

(ロ)　災害復旧等事業については、災害復旧の緊急性にかんがみ、過年発生災害の復旧等のため必要な五十一年度所要額のおおむね九分の二（当年発生災害に係るものについては、おおむね九分の一）を目途として計上する。

2　歳入においては、税収及び税外収入についての暫定予算期間中の収入見込額並びに前年度剰余金を計上するほか、公債金について、暫定予算期間中において、「財政法」（昭和二十二年法三四）第四条第一項ただし書の規定により発行を予定する公債に係る収入見込額を計上する。

次に、本暫定予算の内容の概略は次のとおりである。（単位未満四捨五入）

昭和五十一年度一般会計暫定予算は、歳入総額八千八百五十三億八千五百万円、歳出総額二兆九千二百二十三億一千八百万円であつて、二兆三百六十九億三千三百万円の歳出超過となつている。

なお、国庫の資金繰りについては、二兆五百億円を限度として、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしている。

歳入

1	租税及印紙収入	三三〇、〇〇〇百万円
2	官業益金及官業収入	六一百万円
3	政府資産整理収入	三、三三七百万円
4	雑収入	二二、八七五百万円
5	公債金	五〇〇、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	二九、一一一百万円

歳出

1	社会保障関係費	六九八、六七七百万円
(1)	生活保護費	八二、五四五百万円
	生活扶助基準を十二・五％引き上げるとともに、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助についても、それぞれ基準の引上げを行うこととしている。	
(2)	社会福祉費	一〇六、三一六百万円
(3)	社会保険費	四四〇、〇八〇百万円
(4)	保健衛生対策費	三二、四二六百万円
(5)	失業対策費	三七、三一〇百万円
	失業対策事業については、賃金日額を十一・七％引き上げて、平均二千三百六十八円三十五銭としている。	
2	文教及び科学振興費	一八九、五二九百万円
3	国債費	五五、六五七百万円
4	恩給関係費	二一五、三一六百万円
5	地方財政関係費	八九五、四六五百万円
(1)	地方交付税交付金	八九四、一四一百万円
(2)	借入金等利子財源繰入	一、三二四百万円
6	防衛関係費	六九、三五七百万円
7	公共事業関係費	五八〇、八〇一百万円
8	経済協力費	一、七八四百万円
9	中小企業対策費	八、〇六五百万円
10	その他の事項経費	一九七、六六五百万円
11	予備費	一〇、〇〇〇百万円

二　本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和五十一年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

衆議院議長　前尾繁三郎殿

予算委員長　荒船清十郎

昭和五十一年度特別会計暫定予算

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月二十五日

内閣総理大臣　三木　武夫

昭和51年度特別会計暫定予算

予算総則

（歳入歳出暫定予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の昭和51年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び通商産業省所管	電源開発促進対策
大蔵省所管	造幣局
	印刷局
	資金運用部
	国債整理基金
	貴金属
	外国為替資金
	産業投資
	賠償等特殊債務処理
	地震再保険
大蔵省及び自治省所管	交付税及び譲与税配付金
大蔵省、通商産業省及び労働省所管	石炭及び石油対策
大蔵省及び建設省所管	特定国有財産整備
文部省所管	国立学校
厚生省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
	あへん
	国民年金
農林省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	自作農創設特別措置
	国有林野事業
	中小漁業融資保証保険
	特定土地改良工事
通商産業省所管	アルコール専売事業
	輸出保険
	機械類信用保険
運輸省所管	自動車損害賠償責任再保険
	港湾整備
	自動車検査登録
	空港整備
郵政省所管	郵政事業
	郵便貯金
	簡易生命保険及郵便年金
労働省所管	労働保険
建設省所管	道路整備
	治水
	都市開発資金融通

（暫定予算の期間）

第2条　この暫定予算は、昭和51年4月1日から5月10日までの期間に係るものである。

（歳入歳出暫定予算の内訳）

第3条　各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添附する。

（借入金の限度額）

第4条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項	千円 12,200,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	病院勘定　700,000 療養所勘定　400,000
特定土地改良工事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	2,500,000

（一時借入金等の最高額）

第5条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
		千円
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	3,420,000,000
産業投資	「産業投資特別会計法」第13条第3項	2,300,000
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第13条第2項	1,287,940,000
石炭及び石油対策	「石炭及び石油対策特別会計法」第12条第2項	石炭勘定　5,300,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	11,500,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	2,600,000
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	247,500,000

2　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,400,000,000千円とする。

（歳入歳出暫定予算の弾力条項）

第6条　次の表の左欄に掲げる特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金支払に必要な経費

2　前項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

（保険契約の限度額）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約（再保険契約を含む。）の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	千円 1回の地震等により支払うべき再保険金の総額　677,500,000
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第5項	保険価額の総額　27,500,000
輸出保険	「輸出険保法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険　737,000,000 輸出代金保険　495,000,000 為替変動保険　55,000,000 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係　165,000,000 輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係　800,000 委託販売輸出保険　200,000 海外広告保険　100,000 海外投資保険　44,000,000
機械類信用保険	「機械類信用保険法」第7条	保険金額の総額　18,400,000

（石炭及び石油対策特別会計の原重油関税収入の各勘定への帰属）

第8条　「石炭及び石油対策特別会計法」第4条の規定により石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる原油及び重油等に係る関税収入（この条において「関税収入」という。）の金額は、石炭勘定にあつては関税収入の1,000分の739に相当する金額とし、石油勘定にあつては関税収入の1,000分の261に相当する金額とする。

（郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額）

第9条　郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、2,400,000千円とする。

（資金の長期運用予定額）

第10条　「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	資金運用部資金
（国）	
1 特定国有財産整備特別会計	12,200,000千円
2 国立病院特別会計	1,100,000
3 特定土地改良工事特別会計	2,500,000
（政府関係機関）	
4 日本国有鉄道	74,500,000
5 日本電信電話公社	11,000,000
6 国民金融公庫	16,000,000
7 住宅金融公庫	61,500,000
8 農林漁業金融公庫	67,500,000
9 中小企業金融公庫	27,000,000
10 北海道東北開発公庫	3,500,000
11 医療金融公庫	1,100,000
12 環境衛生金融公庫	5,400,000
13 日本開発銀行	35,000,000
14 日本輸出入銀行	10,000,000
（公団、事業団等）	
15 日本住宅公団	83,800,000
16 日本道路公団	63,800,000
17 森林開発公団	2,100,000
18 首都高速道路公団	13,200,000
19 水資源開発公団	1,700,000
20 阪神高速道路公団	2,500,000
21 日本鉄道建設公団	21,800,000
22 京浜外貿埠頭公団	400,000
23 阪神外貿埠頭公団	500,000
24 農用地開発公団	900,000
25 宅地開発公団	7,800,000
26 労働福祉事業団	200,000
27 雇用促進事業団	1,400,000
28 年金福祉事業団	19,500,000
29 公害防止事業団	7,600,000
30 社会福祉事業振興会	500,000
（地方公共団体）	
31 地方公共団体	240,000,000

甲号　歳入歳出暫定予算

所管	特別会計	歳入 款	歳入 項	歳入 金額（千円）	歳出 項	歳出 金額（千円）
総理府、大蔵省及び通商産業省	電源開発促進対策	前年度剰余金受入		2,651	事務取扱費	2,651
			前年度剰余金受入	2,651		
大蔵省	造幣局	補助貨幣回収準備資金より受入		1,796,551	事業費	1,870,606
			補助貨幣回収準備資金より受入	1,796,551		
		事業収入		63,746		
			事業収入	63,746		
		雑収入		10,309		
			雑収入	10,309		
		合計		1,870,606	合計	1,870,606
	印刷局	事業収入		5,398,990	事業費	2,755,705
			事業収入	5,398,990		
		雑収入		110,766		
			雑収入	110,766		
		合計		5,509,756	合計	2,755,705
	資金運用部	資金運用収入		46,944,284	事務費	145,697
			運用利殖金収入	46,944,284	預託金利子	156,288,370
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		46,944,294	合計	156,434,067

	国債整理基金	他会計より受入		3,407,413,898	国債整理基金支出	3,407,413,898
			他会計より受入	3,407,413,898		
	貴金属	前年度剰余金受入		392	事務費	392
			前年度剰余金受入	392		
	外国為替資金	運用収入		29,245,022	事務取扱費	19,134
			運用収入	29,245,022	諸支出金	8,195,754
		雑収入		10	国債整理基金特別会計へ繰入	20,964,118
			雑収入	10		
		合計		29,245,032	合計	29,179,006
	産業投資	運用収入		584,982	事務費	1,897
			運用金回収	332,000	国債整理基金特別会計へ繰入	2,450,755
			運用利殖金収入	252,982		
		前年度剰余金受入		12,504		
			前年度剰余金受入	12,504		
		合計		597,486	合計	2,452,652
	賠償等特殊債務処理	他会計より受入		1,052,484	賠償等特殊債務処理費	1,090,266
			一般会計より受入	1,052,484		
		前年度剰余金受入		37,782		
			前年度剰余金受入	37,782		
		合計		1,090,266	合計	1,090,266
	地震再保険	他会計より受入		1,869	再保険費	906,704
			一般会計より受入	1,869	事務取扱費	1,869
		雑収入		991		

			雑収入	911		
		合計		2,780	合計	908,573
大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		895,465,152	地方交付税交付金	894,141,152
			一般会計より受入	895,465,152	国債整理基金特別会計へ繰入	1,289,264,000
		合計		895,465,152	合計	2,183,405,152
大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭及び石油対策					
	石炭勘定	租税		10,000,000	石炭鉱業合理化安定対策費	5,754,039
			関税	10,000,000	鉱害対策費	2,297,609
		前年度剰余金受入		4,484,000	事務処理費	115,982
			前年度剰余金受入	4,484,000	炭鉱離職者援護対策費	801,108
					産炭地域開発雇用対策費	732,623
					国債整理基金特別会計へ繰入	7,500
		合計		14,484,000	合計	9,708,861
	石油勘定	租税		3,500,000	事務処理費	7,108
			関税	3,500,000		
		前年度剰余金受入		7,108		
			前年度剰余金受入	7,108		
		合計		3,507,108	合計	7,108
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		396,000	特定国有財産整備費	12,647,473
			国有財産売払収入	396,000	事務取扱費	15,126
		借入金		12,200,000		
			借入金	12,200,000		
		前年度剰余金受入		29,362		
			前年度剰余金受入	29,362		

		雑収入		48,490		
			雑収入	48,490		
		合計		12,673,852	合計	12,662,599
文部省	国立学校	他会計より受入		50,467,281	国立学校	50,970,039
			一般会計より受入	50,467,281	大学附属病院	11,231,803
		附属病院収入		7,296,656	研究所	3,276,068
			附属病院収入	7,296,656	施設整備費	5,035,226
		授業料及入学検定料		11,399,003	予備費	30,000
			授業料及入学検定料	11,399,003		
		学校財産処分収入		116,463		
			学校財産処分収入	116,463		
		雑収入		1,263,733		
			雑収入	1,263,733		
		合計		70,543,136	合計	70,543,136
厚生省	厚生保険					
	健康勘定	保険収入		67,324,952	保険給付費	205,661,208
			保険料収入	40,992,162	保健施設費等業務勘定へ繰入	23,087
			一般会計より受入	26,332,790	借入金償還金	405,444,074
		借入金		405,444,074	諸支出金	3,529,863
			借入金	405,444,074		
		雑収入		7,323		
			雑収入	7,323		
		合計		472,776,349	合計	614,658,232
	日雇健康勘定	保険収入		4,288,400	保険給付費	7,275,709

			保険料収入	1,689,375	福祉施設費業務勘定へ繰入	1,121
			一般会計より受入	2,599,025	借入金償還金	249,604,568
		借入金		249,604,568	諸支出金	2,154,424
			借入金	249,604,568		
		雑収入		5,782		
			雑収入	5,782		
		合計		253,898,750	合計	259,035,822
	年金勘定	保険収入		106,850,974	保険給付費	278,554,310
			保険料収入	61,735,512	福祉施設費等業務勘定へ繰入	158,507
			一般会計より受入	45,115,462	諸支出金	32,869
		雑収入		100,933		
			雑収入	100,933		
		合計		106,951,907	合計	278,745,686
	児童手当勘定	拠出金収入		1,171,323	業務取扱費	296,280
			事業主拠出金収入	1,171,323	諸支出金	613
		他会計より受入		296,280		
			一般会計より受入	296,280		
		雑収入		11		
			雑収入	11		
		合計		1,467,614	合計	296,893
	業務勘定	他会計より受入		2,799,205	業務取扱費	2,899,972
			一般会計より受入	2,799,205	保健施設費	10,297
		他勘定より受入		182,715	福祉施設費	172,418
			他勘定より受入	182,715	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	1,125,950
		児童手当収入		1,161,611	諸支出金	584

			児童手当収入	1,161,611			
		雑収入		65,690			
			雑収入	65,690			
		合計		4,209,221	合計	4,209,221	
	船員保険	保険収入		4,899,463	保険給付費	17,627,305	
			保険料収入	2,494,904	業務取扱費	127,960	
			一般会計より受入	2,358,207	諸支出金	6,425	
			運用収入	46,352	福祉施設費	466,669	
		児童手当収入		13,662	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	12,620	
			児童手当収入	13,662			
		雑収入		7,589			
			雑収入	7,589			
		合計		4,920,714	合計	18,240,979	
	国立病院						
	病院勘定	病院収入		4,876,771	病院経営費	10,466,514	
			診療収入	4,876,771	看護婦等養成費	192,751	
		他会計より受入		5,769,148	施設整備費	704,200	
			一般会計より受入	5,769,148			
		借入金		700,000			
			借入金	700,000			
		雑収入		17,546			
			雑収入	17,546			
		合計		11,363,465	合計	11,363,465	
	療養所勘定	療養所収入		4,587,459	療養所経営費	9,173,654	
			診療収入	4,587,459	看護婦養成費	128,123	

		他会計より受入		5,016,832	施設整備費	704,200
			一般会計より受入	5,016,832		
		借入金		400,000		
			借入金	400,000		
		雑収入		1,686		
			雑収入	1,686		
		合計		10,005,977	合計	10,005,977
	あへん	前年度剰余金受入		1,319	業務取扱費	1,319
			前年度剰余金受入	1,319		
	国民年金					
	国民年金勘定	保険収入		49,382,140	国民年金給付費	5,055,383
			保険料収入	33,726,202	諸支出金	495,601
			一般会計より受入	13,730,717	福祉施設費等業務勘定へ繰入	18,452
			運用収入	1,925,221		
		雑収入		145,139		
			雑収入	145,139		
		合計		49,527,279	合計	5,569,436
	福祉年金勘定	他会計より受入		227,093,234	福祉年金給付費	227,093,234
			一般会計より受入	227,093,234		
		雑収入		5,985		
			雑収入	5,985		
		合計		227,099,219	合計	227,093,234
	業務勘定	他会計より受入		4,460,151	業務取扱費	4,462,712
			一般会計より受入	4,460,151	印紙収入国民年金勘定へ繰入	32,779,102

			印紙売捌収入		32,779,102	福祉施設費	18,452
				印紙売捌収入	32,779,102		
			他勘定より受入		18,452		
				国民年金勘定より受入	18,452		
			雑収入		2,561		
				雑収入	2,561		
			合計		37,260,266	合計	37,260,266
	農林省	食糧管理					
		国内米管理勘定	食糧管理収入		125,243,530	国内米買入費	3,373,500
				国内米売払代	125,243,530	国内米管理費	18,610,151
			雑収入		181,369	返還金等他勘定へ繰入	6,699,776
				雑収入	181,369		-
			合計		125,424,899	合計	28,683,427
		国内麦管理勘定	食糧管理収入		1,265,229	国内麦買入費	105,050
				国内麦売払代	1,265,229	国内麦管理費	86,294
			雑収入		5,193	返還金等他勘定へ繰入	96,894
				雑収入	5,193		
			合計		1,270,422	合計	288,238
		輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		27,839,008	輸入食糧買入費	70,589,008
				輸入食糧売払代	27,839,008	輸入食糧管理費	795,338
			雑収入		81,213	返還金等他勘定へ繰入	1,352,652
				雑収入	81,213		
			合計		27,920,221	合計	72,736,998
		農産物等安定勘定				農産物等買入費	1,841,785

					農産物等管理費	24,379
					返還金等他勘定へ繰入	4,491
					合計	1,870,655
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		9,785,309	輸入飼料買入費	28,647,196
			輸入飼料売払代	9,785,309	輸入飼料管理費	602,486
		雑収入		16,890	返還金等他勘定へ繰入	250,846
			雑収入	16,890		
		合計		9,802,199	合計	29,500,528
	業務勘定	他勘定より受入		8,404,659	事務費	8,382,314
			他勘定より受入	8,404,659	サイロ及倉庫運営費	32,123
		検査印紙収入		2,764		
			検査印紙収入	2,764		
		雑収入		7,014		
			雑収入	7,014		
		合計		8,414,437	合計	8,414,437
	調整勘定				国債整理基金特別会計へ繰入	1,130,026,086
	農業共済再保険再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		904,552	再保険金支払財源他勘定へ繰入	904,552
			前年度繰越資金受入	904,552		
	農業勘定	農業再保険収入		271,032	農業再保険費	138,550
			一般会計より受入	271,032	農業共済組合連合会等補助及交付金	132,482
		合計		271,032	合計	271,032

	家畜勘定	家畜再保険収入		1,389,721	家畜再保険費	1,247,012
			再保険料	227,182	農業共済組合連合会等交付金	142,709
			一般会計より受入	142,709		
			前年度繰越資金受入	1,019,830		
		合計		1,389,721	合計	1,389,721
	果樹勘定	果樹再保険収入		1	果樹再保険費	904,553
			前年度繰越資金受入	1		
		支払基金受入		904,552		
			再保険金支払基金勘定より受入	904,552		
		合計		904,553	合計	904,553
	臨時畑作勘定	畑作物及園芸施設再保険収入		5,570	畑作物及園芸施設再保険費	4,225
			一般会計より受入	5,569	畑作物共済及園芸施設共済交付金	1,345
			前年度繰越資金受入	1		
		合計		5,570	合計	5,570
	業務勘定	他会計より受入		34,313	農業共済再保険業務費	34,313
			一般会計より受入	34,313		
	森林保険	森林保険収入		149,919	森林保険費	45,740
			保険料	111,113	森林保険業務費	104,179
			前年度繰越資金受入	38,806		
		合計		149,919	合計	149,919
	漁船再保険及漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		1,590,161	漁船再保険費	1,577,698
			再保険料	712,641	漁船保険振興費	12,463

			一般会計より受入		202,513		
			前年度繰越資金受入		675,007		
		合計		1,590,161		合計	1,590,161
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		44,035		漁船特殊再保険費	44,426
			特殊再保険料		39,500		
			前年度繰越資金受入		4,535		
		雑収入		391			
			雑収入		391		
		合計		44,426		合計	44,426
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		5,720		給与再保険費	5,784
			給与再保険料		5,081		
			前年度繰越資金受入		639		
		雑収入		64			
			雑収入		64		
		合計		5,784		合計	5,784
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		333,592		漁業共済保険費	154,090
			一般会計より受入		179,502	漁業共済組合連合会交付金	179,502
			前年度繰越資金受入		154,090		
		合計		333,592		合計	333,592
	業務勘定	他会計より受入		14,654		業務取扱費	14,654
			一般会計より受入		14,654		
	自作農創設特別措置	自作農創設特別措置収入		18,861		事務取扱費	22,035
			農地等売払収入		18,260		

			農地等貸付収入	601		
		雑収入		3,174		
			雑収入	3,174		
		合計		22,035	合計	22,035
	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	国有林野事業収入		19,802,638	国有林野事業費	32,673,292
			業務収入	17,808,319	国有林野治山事業費	772,346
			林野売払代	268,744		
			雑収入	1,725,575		
		他勘定より受入		343,000		
			治山勘定より受入	343,000		
		合計		20,145,638	合計	33,445,638
	治山勘定	他会計より受入		11,861,350	治山事業費	10,302,275
			一般会計より受入	11,861,350	北海道治山事業費	1,112,753
		雑収入		1,111	離島治山事業費	117,000
			雑収入	1,111	沖縄治山事業費	16,000
		前年度剰余金受入		57,959	治山事業工事諸費	372,392
			前年度剰余金受入	57,959		
		合計		11,920,420	合計	11,920,420
	中小漁業融資保証保険	保険料収入		100,199	保険費	240,120
			保険料収入	100,199	事務取扱費	7,389
		回収金収入		31,102		
			回収金収入	31,102		
		雑収入		2,989		
			雑収入	2,989		

		前年度剰余金受入		113,219			
			前年度剰余金受入		113,219		
		合計		247,509		合計	247,509
	特定土地改良工事	他会計より受入		4,562,172		土地改良事業費	6,675,784
			一般会計より受入		4,562,172	土地改良事業工事諸費	328,557
		借入金		2,442,169			
			借入金		2,442,169		
		合計		7,004,341		合計	7,004,341
通商産業省	アルコール専売事業	事業収入		2,101,838		事業費	2,107,497
			事業収入		2,101,838		
		雑収入		5,659			
			雑収入		5,659		
		合計		2,107,497		合計	2,107,497
	輸出保険	保険料収入		222,653		保険金	1,189,428
			保険料収入		222,653	事務取扱費	70,223
		雑収入		43,097			
			雑収入		43,097		
		前年度剰余金受入		993,901			
			前年度剰余金受入		993,901		
		合計		1,259,651		合計	1,259,651
	機械類信用保険	保険料収入		80,781		保険金	89,073
			保険料収入		80,781	事務取扱費	9,652
		運用収入		392			
			運用収入		392		

		雑収入		2,274			
			雑収入		2,274		
		前年度剰余金受入		15,278			
			前年度剰余金受入		15,278		
		合計		98,725		合計	98,725
運輸省	自動車損害賠償責任再保険						
	保険勘定	前年度剰余金受入		28,357,697		再保険及保険費	28,357,697
			前年度剰余金受入		28,357,697		
	保障勘定	保障事業収入		89,186		保障費	546,338
			賦課金収入		89,186	業務勘定へ繰入	13,591
		雑収入		39,106			
			雑収入		39,106		
		前年度剰余金受入		431,637			
			前年度剰余金受入		431,637		
		合計		559,929		合計	559,929
	業務勘定	他会計より受入		12,698		業務取扱費	35,506
			一般会計より受入		12,698		
		他勘定より受入		13,591			
			保障勘定より受入		13,591		
		前年度剰余金受入		9,217			
			前年度剰余金受入		9,217		
		合計		35,506		合計	35,506
	港湾整備						
	港湾整備勘定	他会計より受入		23,436,631		港湾事業費	17,671,036

			他会計より受入	他会計より受入	23,436,631	北海道港湾事業費	5,098,900
			他勘定より受入	特定港湾施設工事勘定より受入	91,095	離島港湾事業費	2,246,762
					91,095	沖縄港湾事業費	1,685,480
			前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	5,413,125	港湾事業等工事諸費	2,264,377
					5,413,125		
			雑収入	雑収入	25,704		
					25,704		
			合計		28,966,555	合計	28,966,555
		特定港湾施設工事勘定	他会計より受入	一般会計より受入	319,876	石油港湾施設工事費	225,000
					319,876	鉄鋼港湾施設工事費	238,000
			前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	650,124	物資別専門埠頭港湾施設工事費	415,905
					650,124	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	91,095
			合計		970,000	合計	970,000
		自動車検査登録	検査登録印紙収入	検査登録印紙収入	2,236,374	業務取扱費	998,426
					2,236,374		
			他会計より受入	一般会計より受入	42,201		
					42,201		
			雑収入	雑収入	1,566		
					1,566		
			前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	280,880		
					280,880		
			合計		2,561,021	合計	998,426
		空港整備	他会計より受入	一般会計より受入	7,318,984	空港整備事業費	6,216,106
					7,318,984	北海道空港整備事業費	534,804
			空港使用料収入		744	離島空港整備事業費	902,918

			空港使用料収入	744	沖縄空港整備事業費	816,105
		雑収入		11,195	航空路整備事業費	859,919
			雑収入	11,195	空港等整備事業工事諸費	80,222
		前年度剰余金受入		4,314,143	空港等維持運営費	2,234,992
			前年度剰余金受入	4,314,143		
		合計		11,645,066	合計	11,645,066
郵政省	郵政事業	業務収入		136,462,007	業務費	96,619,572
			業務収入	75,441,896	業務外支出	65,636,823
			受託業務収入	57,382,109	局舎其他建設費	4,649,000
			雑収入	3,638,002	借入金償還	247,500,000
		業務外収入		86,178,369		
			業務外収入	86,178,369		
		資本収入		1,983,263		
			設備負担金	1,983,263		
		合計		224,623,639	合計	414,405,395
	郵便貯金	事業収入		141,092,676	支払利子	146,923,447
			利子収入	140,970,225	諸支出金	206,442
			雑収入	122,451	郵政事業特別会計へ繰入	28,380,816
		前年度剰余金受入		10,654,880	国債整理基金特別会計へ繰入	98,023
			前年度剰余金受入	10,654,880		
		合計		151,747,556	合計	175,608,728
	簡易生命保険及郵便年金					
	保険勘定	保険料収入		185,435,289	保険費	73,920,793
			保険料	185,435,289	郵政事業特別会計へ繰入	21,937,719
		運用収入		18,037,024	簡易保険郵便年金福祉事業団交付金	541,472

			運用収入		18,037,024		
		雑収入			53,959		
			雑収入	53,959			
		合計			203,526,272	合計	96,399,984
	年金勘定	掛金収入			15,638	年金費	291,182
			掛金	15,638		郵政事業特別会計へ繰入	9,100
		運用収入			31,863		
			運用収入	31,863			
		積立金より受入			252,454		
			積立金より受入	252,454			
		雑収入			327		
			雑収入	327			
		合計			300,282	合計	300,282
労働省	労働保険						
	労災勘定	保険収入			54,416,901	保険給付費	46,432,342
			他勘定より受入	18,510,255		業務取扱費	1,159,247
			支払備金受入	35,906,646		保険施設費	5,571,937
		雑収入			783,759	他勘定へ繰入	2,037,134
			雑収入	783,759			
		合計			55,200,660	合計	55,200,660
	雇用勘定	保険収入			47,040,375	失業給付費	124,115,000
			他勘定より受入	17,763,375		業務取扱費	2,524,261
			一般会計より受入	29,277,000		雇用改善等事業費	8,660,297
		運用収入			191,448	他勘定へ繰入	541,110
			運用収入	191,448			
		雑収入			119,260		

			雑収入	119,260		
		合計		47,351,083	合計	135,840,668
	徴収勘定	保険収入		26,551,327	保険料返還金	1,785,618
			保険料収入	26,551,327	業務取扱費	981,361
		他勘定より受入		2,578,244	他勘定へ繰入	36,273,630
			他勘定より受入	2,578,244		
		雑収入		45,002		
			雑収入	45,002		
		前年度剰余金受入		9,866,036		
			前年度剰余金受入	9,866,036		
		合計		39,040,609	合計	39,040,609
建設省	道路整備	他会計より受入		171,706,000	道路事業費	102,627,000
			一般会計より受入	171,706,000	北海道道路事業費	23,902,000
		附帯工事費負担金収入		1,900,000	街路事業費	32,668,000
			附帯工事費負担金収入	1,900,000	北海道街路事業費	3,640,000
		受託工事納付金収入		1,394,000	建設機械整備費	38,000
			受託工事納付金収入	1,394,000	北海道建設機械整備費	47,000
		前年度剰余金受入		2,230,000	離島道路事業費	2,005,000
			前年度剰余金受入	2,230,000	沖縄道路事業費	6,506,000
		雑収入		223,000	附帯工事費	1,843,000
			雑収入	223,000	受託工事費	1,370,000
					道路事業工事諸費	2,796,000
					事務費	11,000
		合計		177,453,000	合計	177,453,000
	治水					
	治水勘定	他会計より受入		57,562,902	河川事業費	26,262,000

			一般会計より受入	57,562,902	北海道河川事業費	7,992,000
		他勘定より受入		384,000	河川総合開発事業費	5,102,100
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	384,000	北海道河川総合開発事業費	65,600
		附帯工事費負担金収入		222,000	水資源開発公団交付金	3,393,000
			附帯工事費負担金収入	222,000	砂防事業費	11,386,400
		受託工事納付金収入		1,169,000	北海道砂防事業費	758,000
			受託工事納付金収入	1,169,000	北海道建設機械整備費	14,800
		前年度剰余金受入		500,000	離島治水事業費	380,000
			前年度剰余金受入	500,000	沖縄治水事業費	225,200
		雑収入		64,000	附帯工事費	214,000
			雑収入	64,000	受託工事費	1,106,802
					治水事業工事諸費	2,991,000
					事務費	11,000
		合計		59,901,902	合計	59,501,902
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		11,644,300	多目的ダム建設事業費	9,234,800
			一般会計より受入	11,644,300	北海道多目的ダム建設事業費	1,437,500
		受託工事納付金収入		360,000	沖縄多目的ダム建設事業費	703,000
			受託工事納付金収入	360,000	受託工事費	356,000
		前年度剰余金受入		107,000	工事諸費等治水勘定へ繰入	384,000
			前年度剰余金受入	107,000		
		雑収入		4,000		
			雑収入	4,000		
		合計		12,115,300	合計	12,115,300
	都市開発資金融通	前年度剰余金受入		206	事務取扱費	206
			前年度剰余金受入	206		

昭和五十一年度特別会計暫定予算に関する報告書

一　本暫定予算の要旨

本暫定予算は、電源開発促進対策特別会計ほか四十の特別会計に関するもので、一般会計に準じて四月一日から五月十日までの期間について作成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（単位未満四捨五入）

会計名	歳入（百万円）	歳出（百万円）
資金運用部	四六、九四四	一五六、四三四
国債整理基金	三、四〇七、四一四	三、四〇七、四一四
交付税及び譲与税配付金	八九五、四六五	二、一八三、四〇五
国立学校	七〇、五四三	七〇、五四三
厚生保険		
健康勘定	四七二、七七六	六一四、六五八
日雇健康勘定	二五三、八九九	二五九、〇三六
年金勘定	一〇六、九五二	二七八、七四六
児童手当勘定	一、四六八	二九七
業務勘定	四、二〇九	四、二〇九
国民年金		
国民年金勘定	四九、五二七	五、五六九
福祉年金勘定	二二七、〇九九	二二七、〇九三
業務勘定	三七、二六〇	三七、二六〇
食糧管理		
国内米管理勘定	一二五、四二五	二八、六八三
国内麦管理勘定	一、二七〇	二八八
輸入食糧管理勘定	二七、九二〇	七二、七三七
農産物等安定勘定	〇	一、八七一
輸入飼料勘定	九、八〇二	二九、五〇一
業務勘定	八、四一四	八、四一四
調整勘定	〇	一、一三〇、〇二六
郵政事業	二二四、六二四	四一四、四〇五
郵便貯金	一五一、七四八	一七五、六〇九
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	二〇三、五二六	九六、四〇〇
年金勘定	三〇〇	三〇〇
労働保険		
労災勘定	五五、二〇一	五五、二〇一
雇用勘定	四七、三五一	二三五、八四一
徴収勘定	三九、〇四一	三九、〇四一
道路整備	一七七、四五三	一七七、四五三
治水		
治水勘定	五九、九〇二	五九、九〇二
特定多目的ダム建設工事勘定	一二、一一五	一二、一一五

二　本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和五十一年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

予算委員長　荒船清十郎

衆議院議長　前尾繁三郎殿

昭和五十一年度政府関係機関暫定予算

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月二十五日

内閣総理大臣　三木　武夫

昭和51年度政府関係機関暫定予算

予　算　総　則

第1章　総　　則

（収入支出暫定予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の昭和51年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

日本専売公社
日本国有鉄道
日本電信電話公社
国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
公営企業金融公庫
中小企業信用保険公庫
医療金融公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

（暫定予算の期間）

第2条　この暫定予算は、昭和51年4月1日から5月10日までの期間に係るものである。

第2章　日本専売公社

（借入金の限度額）

第3条　「日本専売公社法」第43条の14第2項の規定による短期借入金の限度額は、363,000,000千円とする。

（流用の制限）

第4条　日本専売公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本専売公社法」第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役員に対して支給する給与に要する経費
（2）　職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当（以下「基準内給与」と総称する。）に要する経費
（3）　職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他日本専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
（4）　補助金に要する経費
（5）　交際費に要する経費

2　前項に規定するもののほか、「日本専売公社法」第43条の2の規定により日本専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第3章　日本国有鉄道

（借入金等の限度額）

第5条　「日本国有鉄道法」第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借入金等	限度額
長期借入金及び鉄道債券	
イ　長期借入金、政府引受債及び政府保証債	86,500,000千円
ロ　イ以外の鉄道債券	37,000,000
短期借入金	200,000,000

2　前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（流用の制限）

第6条　日本国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本国有鉄道法」第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役員に対して支給する給与に要する経費
（2）　職員に対して支給する基準内給与に要する経費
（3）　職員に対して支給する通勤手当、住居手当、休職者給与その他日本国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
（4）　交際費に要する経費

2　前項に規定するもののほか、「日本国有鉄道法」第39条の14第2項の規定により日本国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第４章　日本電信電話公社

（借入金等の限度額）

第７条　「日本電信電話公社法」第62条第２項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債券等	限度額
電信電話債券	
イ　政府引受債	11,000,000千円
ロ　「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第２条から第８条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの	50,000,000
ハ　イ及びロ以外のもの	60,800,000
一時借入金	510,000,000

２　前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（流用の制限）

第８条　日本電信電話公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、「日本電信電話公社法」第53条第２項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役員に対して支給する給与に要する経費

（２）　職員に対して支給する基準内給与に要する経費

（３）　職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、住居手当、休職者給与その他日本電信電話公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当に要する経費

（４）　交際費に要する経費

２　前項に規定するもののほか、「日本電信電話公社法」第53条第２項の規定により日本電信電話公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第５章　国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

（借入金等の限度額）

第９条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第５条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度額	
国民金融公庫	借入金	23,700,000千円
住宅金融公庫	借入金	61,500,000千円
農林漁業金融公庫	借入金	67,500,000
中小企業金融公庫	借入金	27,000,000
北海道東北開発公庫	借入金	3,500,000
公営企業金融公庫	公募により発行する公営企業債券	28,000,000
医療金融公庫	借入金	1,100,000
環境衛生金融公庫	借入金	5,400,000

２　前項に規定する公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第６条	保険価額の総額　30,000,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第２項	保険価額の総額　750,000,000 貸付金の総額　300,000

（流用の制限）

第11条　日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第１項又は「日本輸出入銀行法」第33条第１項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

第６章　補　　則

第12条　第１条に掲げる政府関係機関が発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額をその引受契約締結の日における「外国為替及び外国貿易管理法」第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は同条第２項に規定する裁定外国為替相場により換算した金額とする。

甲号　収入支出暫定予算

政府関係機関	収入 項	収入 金額（千円）	支出 項	支出 金額（千円）
日本専売公社	たばこ事業収入	190,808,333	給与其他諸費	7,996,447
	塩事業収入	6,785,943	たばこ事業費	66,762,120
	共通収入	228,184	塩事業費	8,762,066
			共通費	1,216,277
			支払利子	2,983,562
			固定資産取得費	1,432,257
	合計	197,822,460	合計	89,152,729
日本国有鉄道				
損益勘定	運輸収入	191,409,113	給与其他諸費	176,876,416
	雑収入	9,490,547	営業費	36,630,498
	資本勘定より受入	1,166,000	保守費	39,840,911
			管理共通費	7,833,830
			受託工事費	1,166,000
			利子及債務取扱諸費	601,530
	合計	202,065,660	合計	262,949,185
資本勘定	資産充当	1,166,000	債券及借入金償還	13,647,000
	鉄道債券及借入金	123,500,000	損益勘定へ繰入	1,166,000
			工事勘定へ繰入	109,853,000
	合計	124,666,000	合計	124,666,000
工事勘定	資本勘定より受入	109,853,000	基幹施設増強費	25,045,000
			一般施設取替改良費	34,705,000

			車両費	16,964,302	
			東北新幹線等建設費	24,862,000	
			総係費	8,276,698	
	合計	109,853,000	合計	109,853,000	
日本電信電話公社損益勘定	電信収入	4,568,000	給与其他諸費	54,808,039	
	電話収入	222,515,000	営業費	23,099,406	
	専用収入	13,500,000	保守費	19,350,270	
	雑収入	5,827,000	管理共通費	16,348,709	
			受託業務費	330,700	
			利子及債務取扱諸費	35,771,876	
			資本勘定へ繰入	96,701,000	
	合計	246,410,000	合計	246,410,000	
資本勘定	損益勘定より受入	96,701,000	債券及借入金等償還	431,488,000	
	設備料	16,993,000	建設勘定へ繰入	204,200,000	
	電信電話債券及借入金	113,694,000			
	合計	227,388,000	合計	635,688,000	
建設勘定	資本勘定より受入	204,200,000	電信電話施設費	171,505,837	
			局舎建設費	22,950,840	
			諸施設費	653,561	
			総係費	9,089,762	
	合計	204,200,000	合計	204,200,000	

政府関係機関	収入 款	収入 項	収入 金額（千円）	支出 項	支出 金額（千円）
国民金融公庫	事業益金		17,220,316	事業損金	3,666,239
		事業益金	17,220,316		
	雑収入		1,075,622		
		運用収入	61,707		
		雑収入	1,013,915		
	合計		18,295,938	合計	3,666,239
住宅金融公庫	事業益金		28,582,000	事業損金	3,017,736
		事業益金	28,582,000	保険金	129,025
	住宅融資保険料収入		89,388		
		住宅融資保険料収入	89,388		
	雑収入		83,731		
		運用収入	68,500		
		雑収入	15,231		
	合計		28,755,119	合計	3,146,761
農林漁業金融公庫	事業益金		4,134,437	事業損金	1,736,396
		事業益金	4,134,437		
	雑収入		30,412		
		運用収入	24,430		
		雑収入	5,982		
	合計		4,164,849	合計	1,736,396
中小企業金融公庫	事業益金		20,056,311	事業損金	3,546,918
		事業益金	20,056,311		
	雑収入		28,870		

		運用収入	21,036		
		雑収入	7,834		
	合計		20,085,181	合計	3,546,918
北海道東北開発公庫	事業益金		3,807,913	事業損金	3,487,303
		事業益金	3,807,913		
	雑収入		12,251		
		運用収入	11,138		
		雑収入	1,113		
	合計		3,820,164	合計	3,487,303
公営企業金融公庫	事業益金		100	事業損金	304,690
		事業益金	100		
	雑収入		49,251		
		運用収入	48,817		
		雑収入	434		
	合計		49,351	合計	304,690
中小企業信用保険公庫	事業益金		1,151	事業損金	164,834
		事業益金	1,151	保険金	5,962,537
	保険料収入		1,179,226		
		保険料収入	1,179,226		
	回収金		1,708,064		
		回収金	1,708,064		
	基金収入		32,872		
		基金収入	32,872		
	雑収入		1,842		

		雑収入	1,842		
	合計		2,923,155	合計	6,127,371
医療金融公庫	事業益金		1,998,082	事業損金	86,896
		事業益金	1,998,082		
	雑収入		6,834		
		運用収入	6,410		
		雑収入	424		
	合計		2,004,916	合計	86,896
環境衛生金融公庫	事業益金		2,932,408	事業損金	1,010,210
		事業益金	2,932,408		
	雑収入		12,892		
		運用収入	110		
		雑収入	12,782		
	合計		2,945,300	合計	1,010,210
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		1,250,000	事業損金	146,038
		事業益金	1,250,000		
	雑収入		33,951		
		運用収入	33,287		
		雑収入	664		
	合計		1,283,951	合計	146,038
日本開発銀行	事業益金		20,924,962	事業損金	2,440,103
		事業益金	20,924,962		
	雑収入		58,576		
		運用収入	39,657		

合計	20,983,538	18,919	合計		2,440,103
事業経費	22,487,757		事業損益金		11,689,442
雑収入	22,487,757				
	66,455				
運用収入	61,888				
雑収入	4,567				
合計	22,554,212		合計		11,689,442
日本輸出入銀行					

昭和五十一年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一　本暫定予算の要旨

本暫定予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十二政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じて、四月一日から五月十日までの期間について作成されたものである。

本暫定予算のうち、主な政府関係機関の収入支出は次のとおりである。（単位未満四捨五入）

機関名	収入（百万円）	支出（百万円）
日本専売公社	一九七、八二二	八九、一五三
日本国有鉄道		
損益勘定	二〇二、〇六六	二六二、九四九
資本勘定	一二四、六六六	一二四、六六六
工事勘定	一〇九、八五三	一〇九、八五三
特定債務整理特別勘定	〇	〇
日本電信電話公社		
損益勘定	二四六、四一〇	二四六、四一〇
資本勘定	二二七、三八八	六三五、六八八
建設勘定	二〇四、二〇〇	二〇四、二〇〇
国民金融公庫	一八、二九六	三、六六六
住宅金融公庫	二八、七五五	三、一四七
中小企業金融公庫	二〇、〇八五	三、五四七
日本開発銀行	二〇、九八四	二、四四〇
日本輸出入銀行	二二、五五四	一一、六八九

二　本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和五十一年度政府関係機関予算成立までの間における各機関の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

予算委員長　荒船清十郎

衆議院議長　前尾繁三郎殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣　三木　武夫

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第十一条第一項及び第五項中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第一章第四節中第十一条の八の次に次の一条を加える。

（自動車等の売主の第二次納税義務）

第十一条の九　第百四十五条第二項に規定する自動車又は第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等（以下本条において「自動車等」という。）の買主が当該自動車等に対して課する自動車税又は軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車等の売主は、当該自動車等の譲渡価額として政令で定める額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

2　道府県又は市町村は、自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車等の売主が当該自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該自動車等の売主の前項の規定による第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとする。

3　前項の規定は、自動車等の売主から同項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第十五条の三第四項中「適用を受けた第二項の法人」を「適用を受け、若しくは第二十条の五の二若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定により第二項若しくは法人税法第七十八条第二項に規定する申告書の提出期限が延長された第二項の法人」に、「適用を受けた前項の法人」を「適用を受け、若しくは第二十条の五の二の規定により前項に規定する申告書の提出期限が延長された同項の法人」に、「又は」を「及び」に改める。

第十六条の四第十二項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十条の九の三第五項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「これらの項」に改める。

第二十三条第一項第十号中「五百万円」を「千万円」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県は、第二百九十五条第三項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができない。

第三十二条第四項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第三十四条第一項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十八条中「百円」を「三百円」に改める。

第四十一条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「あわせて」を「併せて」に、「基く」を「基づく」に、「第三百二十七条」を「第三百二十六条」に改める。

第五十二条第一項を次のように改める。

法人等の均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

法人等の区分	税率
一　資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（次項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。）及び保険業法に相互会社	年額　六千円
二　資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額　三千円
三　前二号に掲げる法人以外の法人等	年額　千八百円

第五十二条第四項中「第一項第一号」を「第一項の表の第一号及び第二号」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「市街地再開発組合」の下に「、住宅街区整備組合」を加える。

第七十二条の十七第三項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「百八十万円」を「二百万円」に改める。

第七十二条の二十五第五項中「財産目録、」及び「をいう。以下第七十二条の二十六第四項及び第七十二条の三十四において同じ。」を削り、「添附」を「添付」に改める。

第七十二条の二十六第四項中「同項但書」を「同項ただし書」に、「計算書、当該期間終了の日における財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附」を「計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付」に改める。

第七十二条の三十四の見出し中「財産目録」を「貸借対照表」に改め、同条中「、財産目録」を削る。

第七十三条第三号中「いい、発電所及び変電所（発電若しくは変電の用に供する機械器具を収容する建物又は建物のうち発電若しくは変電の用に供する機械器具を収容する部分をいう。）を含まないものとする」を「いう」に改める。

第七十三条の二第二項中「住宅金融公庫」の下に「、沖縄振興開発金融公庫」を加え、「行なわれた」を「行われた」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十三条の四第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「、新東京国際空港公団」を削り、同項第十九号の二を同項第十九号の三とし、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　新東京国際空港公団が新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第二十条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の七中「左の」を「次の」に改め、同条第五号の二中「（租税特別措置法第七十条の四第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第十一号を次のように改める。

十一　住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第十二項第三号に規定する業務又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定めるものを行う場合における不動産の取得

第七十三条の七第十二号中「住宅金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第七十三条の十四第一項中「以下第二項」を「次項」に、「二百三十万円」を「三百五十万円」に改め、同条第四項中「農業近代化資金若しくは」を「農業近代化資金、」に、「漁業近代化資金若しくは」を「漁業近代化資金又は」に改め、「第十八条の二第一項」の下に「若しくは沖縄振

興開発金融公庫法第十九条第一項第四号」を加え、同条第六項中「土地又は家屋」を「土地若しくは家屋」に、「行なう」を「行う」に、「譲渡した者又は」を「譲渡した者若しくは」に改め、「移転補償金を受けた者」の下に「又は地方公共団体若しくは土地開発公社に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」を加え、「代る」を「代わる」に改め、同条第九項中「貸付を受けた者で」を「貸付けを受けた者で」に、「又は」を「若しくは」に、「貸付を受けた者が住宅金融公庫」を「貸付けを受けた者又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けた者で沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ロからニまでの規定のいずれかに該当するもの若しくは産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するものが住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の規定による交換分合により同法第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　交換分合によって失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合によって失った土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格）に相当する額（次号において「登録価格等に相当する額」という。）

二　当該土地の取得が、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項又は第十三条第一項の規定により市町村が農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の農業振興地域整備計画をいう。以下本条において同じ。）を定め、又は変更しようとする場合における当該定めようとする農業振興地域整備計画又は当該変更後の農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地の取得である場合　登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

第七十三条の十四第十一項を削り、同条第十二項中「（昭和四十四年法律第五十八号）」及び「同法第八条第一項の」を削り、同項を同条第十一項とする。

第七十三条の二十四第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「住宅金融公庫」の下に「、沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第七十三条の二十七の二第一項中「行なう」を「行う」に、「又は公共事業」を「若しくは公共事業」に改め、「受けた場合」の下に「又は地方公共団体若しくは土地開発公社に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合」を加える。

第七十三条の二十八を削る。

第七十三条の二十八の二第一項中「あわせて」を「併せて」に、「第九号の二」を「第九号の三」に改め、同条を第七十三条の二十八とする。

第百四十五条第二項中「売主が」を「、売主が」に、「当該自動車は、売主及び買主の共有物」を「買主を当該自動車の所有者」に改める。

第百四十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「二万二千五百円」を「二万六千円」に、「こえる」を「超える」に、「四万五千円」を「五万二千円」に、「五万四千円」を「七万円」に、「九万円」を「十一万七千円」に、「六千円」を「七千円」に、「こえ、」を「超え、」に、「七千円」を「八千円」に、「八千円」を「九千円」に、「一万八千円」を「二万三千五百円」に、「二万一千円」を「二万七千五百円」に、「二万四千円」を「三万千五百円」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　トラック
　営業用　年額　一万七千五百円
　自家用　年額　二万円
三　バス
　営業用
　一般乗合用のもの　年額　一万四千円
　一般乗合用のもの以外のもの　年額　三万四千五百円
　自家用　年額　三万九千円
四　三輪の小型自動車
　営業用　年額　四千四百円
　自家用　年額　五千円

第百四十七条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4　道府県は、第一項又は前項に定める標準税率を超える税率で自動車税を課する場合には、第一項各号の税率又は前項の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

5　道府県は、第一項各号に掲げる自動車以外の自動車、同項第一号に掲げる自動車のうち四輪以上の小型自動車に属する乗用車で同号の総排気量の区分により難いものその他の同号の区分により難いもの、同項第二号及び第三号に掲げる自動車で第二項に規定するもの以外のもの並びに第一項第四号に掲げる自動車については、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力、乗車定員、最大積載量その他の自動車の諸元によって区分を設けて、自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前各項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

第百五十一条第八項を削る。

第百五十二条中「文書をもつて」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第百四十五条第二項に規定する自動車の売主は、当該道府県の条例の定めるところにより、当該道府県知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。

第百五十四条中「納税義務者」の下に「又は第百四十五条第二項に規定する自動車の売主」を加える。

第百五十四条の二を削る。

第二百九十二条第一項第十号中「五百万円」を「千万円」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

第三百十条第一項中「定める額」を「掲げる額」に改め、同項の表中「六百円」を「千七百円」に、「四百円」を「千二百円」に、「二百円」を「七百円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、それぞれ年につき二千二百円、千六百円及び千円を超える税率で課することができない。

第三百十二条第一項及び第二項を次のように改める。

法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

法人等の区分	税率
一　資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。）及び保険業法に規定する相互会社で、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（第五項において「従業者数の合計数」という。）が百人を超えるもの	年額　二万四千円
二　資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、前号に掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額　一万二千円
三　前二号に掲げる法人以外の法人等	年額　七千二百円

2　市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、年につき、同項の表の第一号に掲げる法人について四万円を、同表の第二号に掲げる法人については二万円を、同表の第三号に掲げる法人等については一万二千円を超える税率で課することができない。

第三百十二条第五項中「第一項第一号」を「第一項の表の第一号及び第二号」に、「又は出資金額」を「若しくは出資金額又は従業者数の合計数」に改める。

第三百十三条第四項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三百二十一条の五第二項中「翌年の四月三十日」を「十二月三十一日」に、「発生した場合には」を「発生し、かつ」に、「申出があり、かつ、その者」を「申出があった場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者」に改め、同条第五項中「第三百二十七条第一項」を「第三百三十六条第一項」に改める。

第三百四十八条第二項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝

第三百四十八条第二項中第六号の二を削り、第六号の三を第六号の二とし、第六号の四から第六号の七までを削る。

第三百四十九条の三第三項中「（第二十一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　公害の発生を抑止し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもの又は資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの（第六項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の五分の三の額とする。

第三百四十九条の三第二十一項を削り、同条第二十項中「駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう」を「駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ」に、「二分の一」を「三分の二」に、「三分の二」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「設備で」を削り、「供するもの」を「供する設備で政令で定めるもの」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「研究設備」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「三分の一」を「二分の一」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　流通の合理化、良質な住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備で政令で定めるもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備の価格の五分の三の額とする。

6　農業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）その他政令で定める法人が取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第二十四項中「（第二十一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二十五項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

第四百四十二条の二第二項中「売主が」を「、売主が」に、「当該軽自動車等は、売主及び買主の共有物」を「買主を当該軽自動車等の所有者」に改める。

第四百四十四条第一項第一号イ中「五百円」を「六百五十円」に改め、同号ロ中「こえ」を「超え」に、「八百円」を「千円」に改め、同号ハ中「こえる」を「超える」に、「千円」を「千三百円」に改め、同項第二号イ中「千五百円」を「二千円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千六百円」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　四輪以上のもの

乗用のもの

営業用　年額　五千二百円

自家用　年額　五千九百円

貨物用のもの

営業用　年額　二千九百円

自家用　年額　三千三百円

第四百四十四条第一項第三号中「二千五百円」を「三千三百円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

第四百四十四条に次の一項を加える。

3　市町村は、第一項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第二号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難いものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場

合においては、前二項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

第四百四十六条第七項を削る。

第四百四十七条に次の一項を加える。

2　第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の売主は、当該市町村の条例の定めるところにより、当該市町村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。

第四百四十八条第一項中「五千円」を「一万円」に改める。

第四百四十九条中「納税義務者」の下に「又は「第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の売主」を加える。

第四百四十九条の二を削る。

第四百五十一条第一項中「左の」を「次の」に、「五千円」を「一万円」に改める。

第四百八十九条第一項第二号中「鉄鉱並びに」を削り、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第七号の二中「、マンガン鉱」を削り、同号を同項第七号とし、同項第十号中「不滲透性炭素、」を削り、同項第十三号中「、硝安」を削り、同項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十号の二を同項第二十号とし、同項第二十二号の四中「及びアクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）」を「、アクリル酸（プロピレンを原料とするものに限る。）及び無水マレイン酸」に改め、同項第二十四号を削り、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十六号を同項第二十五号とし、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「水道法」の下に「（昭和三十二年法律第百七十七号）」を、「工業用水道事業法」の下に「（昭和三十三年法律第八十四号）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とする。

第四百九十条第二項中「百分の三」を「百分の二」に改める。

第五百八十六条第二項第二号イ中「鉱山保安法」の下に「（昭和二十四年法律第七十号）」を加え、同号ロ中「水質汚濁防止法」の下に「（昭和四十五年法律第百三十八号）」を、「下水道法」の下に「（昭和三十三年法律第七十九号）」を加え、同号ニ中「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加え、同号ホ中「工業用水法」の下に「（昭和三十一年法律第百四十六号）」を加え、同号ヘ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を加え、同号ト中「悪臭防止法」の下に「（昭和四十六年法律第九十一号）」を加え、同項第十一号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第十九号中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、同項第二十号中「同条第二項第二号ニ又はホ」を「同条第二項第二号ホ又はヘ」に改め、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　日本住宅公団、宅地開発公団又は地域振興整備公団が土地区画整理法による土地区画整理事業で政令で定めるものの用に供する土地を譲り受けた者で政令で定めるものが公益的施設で政令で定めるものの用に供する土地

第五百八十六条第二項第二十七号中「第七条第一項又は第八条第一項」を「同法第七条第一項又は同法第八条第一項」に改め、同項第二十九号中「第二十一号」の下に「、第二十二号」を加える。

第六百二条第一項中「第二十八条の六第二項第一号」を「第二十八条の四第二項第一号」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六百五条の次に次の一条を加える。

（特別土地保有税の減免）

第六百五条の二　市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において特別土地保有税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、特別土地保有税を減免することができる。

第七百一条の三十一第一項第一号ハ中「五十万」を「三十万」に改める。

第七百一条の三十二第三項中「政令で定めるものを除く」を「政令で定める譲渡を除く」に改め、「用途の変更があった日」の下に「（譲渡のうち政令で定めるものについては、政令で定める日）」を加える。

第七百一条の三十四第三項第二十一号中「第二項」の下に「若しくは沖縄振興開発特別措置法第二十条第一項若しくは第二項」を加え、「同法」を「中小企業近代化促進法」に改め、同項第二十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第五項及び第八項第二号中「中小小売商業者」の下に「又はこれに準ずる者として政令で定める者」を加える。

第七百一条の四十一第一項の表の第十号中「又は北海道東北開発公庫法」を「、北海道東北開発公庫法」に改め、「融通」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号、第二号若しくは第五号の規定による資金の貸付けで政令で定めるもの」を加え、同表の第十三号中「同項第四号、第五号」を「同項第五号」に改め、同表の第二十一号中「駐車施設」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表の第二十二号中「前号及び」を削り、同条第三項中「取壊しが行われたもの」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める従前の事業所用家屋」を加える。

第七百一条の五十第一項中「一年を経過する日までの期間（）の下に「従前の事業所用家屋の取壊しに要する期間が通常一年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると指定都市等の長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき指定都市等の長が定める相当の期間。」を、「取壊しが行われたもの」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める従前の事業所用家屋」を加える。

第七百一条の五十五第二項中「更正、決定若しくは賦課決定に関する書類」を「賦課決定に関する書類」に改める。

第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項、第九項、第十項、第十二項、第十四項、第十五項、第十八項又は第十九項」を「第三百四十九条の三第一項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項」に改める。

第七百三条の四第四項中「十二万円」を「十五万円」に改める。

第七百三十四条第三項の表中第三百十二条第一項の項及び第三百十二条第二項の項を次のように改める

第三百十二条第一項	二万四千円
	一万二千円

三万円（特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合（以下「法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）には、二万四千円）

第五十二条第一項の表の第一号に該当するもの（以下「資本の金額等が一億円を超える法人等」という。）にあっては一万八千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、一万二千円）、資本の金額

		等が一億円を超える法人等以外のものにあつては一万五千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、一万二千円）
	七千二百円	九千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、七千二百円）
第三百十二条第二項	四万円	四万六千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、四万円）
	二万円については	のうち資本の金額等が一億円を超える法人等については二万六千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二万円）を、同号に掲げる法人等以外のものうち資本の金額等が一億円を超える法人等については二万三千円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二万円）
	一万二千円	一万三千八百円（法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、一万二千円）

附則第四条第二項中「租税特別措置法第二十八条の四」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号。以下「昭和五十一年法律第　号」という。）による改正前の租税特別措置法第二十八条の四（昭和五十一年法律第　号附則第二条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に改める。

附則第八条中「租税特別措置法第六十八条の三又は昭和四十八年法律第四十七号による改正前の同条（同法附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「昭和四十八年法律第四十七号による改正前の租税特別措置法第六十八条の三（昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は昭和五十一年法律第　号による改正前の租税特別措置法第六十八条の三（昭和五十一年法律第　号附則第十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に改める。

附則第九条第一項中「租税特別措置法第六十六条第一項」の下に「（昭和五十一年法律第　号附則第十四条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は昭和五十一年法律第　号附則第十四条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされる昭和五十一年法律第　号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「租税特別措置法第二十八条の四」を「昭和五十一年法律第　号による改正前の租税特別措置法第二十八条の四（昭和五十一年法律第　号附則第二条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

2　附則第十条第二項を次のように改める。

第一項の農林漁業団体がその用に供する発電所又は変電所の用に供する家屋（専ら発電又は変電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）を取得した場合には、当分の間、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十一条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の規定の適用を受ける土地の取得が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地の取得である場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、前項中「相当する額」とあるのは、「相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額」として、同項の規定を適用し、第七十三条の十四第十一項の規定は、適用しない。

附則第十一条第六項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「二分の一」を「五分の二」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　百貨店（消防法第八条第一項に規定する百貨店をいう。以下本項において同じ。）、地下街（同法第八条の二第一項に規定する地下街をいう。以下本項において同じ。）、複合用途防火対象物（同法第八条第一項に規定する複合用途防火対象物をいう。以下本項において同じ。）その他の同法第十七条第一項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下本項において「特定防火対象物」という。）に該当する家屋の改築で、当該家屋を昭和五十二年四月一日（百貨店、地下街及び複合用途防火対象物（以下本項において「百貨店等」という。）以外のものにあつては、昭和五十四年四月一日）以降に当該特定防火対象物に対し適用されるべきものとされる同条の規定による技術上の基準に適合させるためのものが行われた場合における当該改築による家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が、百貨店等に係るものにあつては昭和五十二年三月三十一日までに、百貨店等以外のものに係るものにあつては昭和五十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋のうち消火設備若しくは火災報知設備で、自治省令で定めるもの又は消火設備に代わるものとして自治省令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

9　附則第十一条に次の二項を加える。

都市計画において定められた路外駐車場（駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。）で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いるものの用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の三分の一（地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋にあつては、当該家屋の価格の五分の一）に相当する額を価格から控除するものとする。

10　港湾法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが、自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の二第二項中「につき第七十三条の十四第十二項の規定の適用がある場合」を「が同条第三項の区域内にある土地の取得である場合」に改め、「この場合において」の下に「前条第三項中「前項」とあるのは「次条第一項」と」を加え、同条第三項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「行

なわれた」を「行われた」に改め、同条第五項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の見出し中「納期限の延長」を「徴収猶予」に改め、同条第一項中「及び採草放牧地」を「、採草放牧地及び準農地」に、「その納期限を延長する」を「その徴収を猶予する」に改め、同条第二項中「納期限の延長」を「徴収の猶予」に、「第八項まで」を「第九項まで、第十項第二号、第十三項及び第十四項」に改め、同条第三項中「納期限の延長」を「徴収の猶予」に、「及び採草放牧地」を「、採草放牧地及び準農地」に、「、前項」を「及び前項」に、「同条第六項又は第七項」を「同条第七項又は第九項」に改め、「及び第十三条の二の規定による繰上徴収があつた場合」を削り、「同法第七十条の四第二項」を「同条第二項」に、「の納税義務」を「に係る地方団体の徴収金に係る納税義務」に改め、同条第四項中「納期限の延長」を「徴収の猶予」に改める。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（自動車税の税率の特例）

第十二条の三　昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の自動車税に限り、道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十一年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるもの及び電気を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、第百四十七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　　号）による改正前の地方税法（以下「昭和五十一年改正前の地方税法」という。）第百四十七条第一項及び第四項に規定する税率とする。

2　昭和五十一年度分及び昭和五十二年分の自動車税に限り、第百四十七条第四項中「又は前項に」とあるのは「、前項又は附則第十二条の三第一項に」と、「又は前項の税率」とあるのは「、前項の税率又は同条第一項の税率」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第十二条の三第一項」とする。

附則第十四条を次のように改める。

（固定資産税の非課税）

第十四条　市町村は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、次に掲げる施設又は設備で公共の危害防止のために設置されるものに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

一　鉱山保安法第四条第二号の粉じん、鉱滓、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設

二　水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設、下水道法第十二条第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設及び海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十九条の二の規定により備え付けられたオイルフェンスで、自治省令で定めるもの

三　大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設及び同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で、自治省令で定めるもの

四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で、自治省令で定めるもの

五　悪臭防止法第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

附則第十五条第一項中「昭和五十一年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に改め、同条第二項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十二年一月一日」に、「含み」を「含むものとし」に、「第十三項又は第十七項」を「第十四項又は第十八項」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同条第三項中「昭和五十一年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に改め、同条第六項中「昭和五十年度」を「昭和五十二年度」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和五十一年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に、「第三百四十九条の三第四項」を「第三百四十九条の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「三分の二」を「五分の四」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十二年一月一日」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第三百四十九条の三第四項」を「第三百四十九条の三第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条に次の四項を加える。

12　租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第三号に掲げる法人が工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

13　ばい煙若しくは産業廃棄物の処理又は騒音の防止の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第六項若しくは第二十四項の規定にかかわらず、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

14　心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が雇用促進事業団法第十九条第三項第四号の資金の貸付けを受けて昭和五十年一月二日から昭和五十三年一月一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

15　第三百四十九条の四第四項の規定の適用については、昭和五十一年度分の固定資産税に限り、同項中「制定又は改廃」とあるのは、「制定若しくは改廃又は経済情勢の著しい変化」とする。

附則第十六条第二項及び第五項中「十年度分」を「七年度分」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和四十一年度以降」を「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」に改め、同条中「次条」を「本条」に改め、同条第三号から第六号までを次のように改める。

三　地目の変換等　地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。

四　昭和五十年度課税標準額　昭和五十年度に係る賦課期日に所在する土地に係る固定資産税及び当該土地のうち農地に係る都市計画税にあつては、次のイ又はロに掲げる土地の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額をいい、当該土地のうち宅地等に係る都市計画税にあつては、同年度分の固定

資産税の課税標準の基礎となつた価格をいう。

イ　ロに掲げる土地以外の土地　昭和五十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ　昭和五十年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法附則第十八条第九項、第十八条の二第三項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地　同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

五　比準課税標準額　土地について、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該土地に類似する土地で昭和五十年度に係る賦課期日に所在するもの（以下本号及び附則第十八条の二第二項において「類似土地」という。）の昭和五十年度課税標準額（固定資産税にあつては、当該類似土地に係る固定資産税に係る昭和五十年度課税標準額とし、都市計画税にあつては、当該類似土地に係る都市計画税に係る昭和五十年度課税標準額とする。）を当該類似土地の昭和五十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額をいう。

六　上昇率　土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等に係る当該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）を、当該土地の昭和五十年度課税標準額（昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地（昭和五十二年度又は昭和五十三年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）で除して得た数値をいう。

附則第十八条の前の見出し、同条及び附則第十八条の二を次のように改める。

（宅地等に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十八条　宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超えるもの	一・三

2　前項の前年度分の固定資産税の課税標準額とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額（当該宅地等が第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）をいう。

一　昭和五十年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等（次号から第四号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合の当該宅地等を除く。）次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ　昭和五十一年度　当該宅地等の昭和五十年度課税標準額

ロ　昭和五十二年度　イの額に、同年度において前項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべき負担調整率を乗じて得た額

ハ　昭和五十三年度　イの額に、同年度において前項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべき負担調整率を二乗して得た数値を乗じて得た額

二　昭和五十一年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（次号又は第四号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合の当該宅地等を除く。）次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ　昭和五十一年度　当該宅地等の比準課税標準額

ロ　昭和五十二年度　イの額を基礎として前号ロの算定方法に準じて算定した額

ハ　昭和五十三年度　イの額を基礎として前号ハの算定方法に準じて算定した額

三　昭和五十二年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（次号に掲げる宅地等に該当するに至つた場合の当該宅地等を除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ　昭和五十二年度　当該宅地等の比準課税標準額を基礎として第一号ロの算定方法に準じて算定した額

ロ　昭和五十三年度　当該宅地等の比準課税標準額を基礎として第一号ハの算定方法に準じて算定した額

四　昭和五十三年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（第三百四十九条第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）当該宅地等の比準課税標準額を基礎として第一号ハの算定方法に準じて算定した額

第十八条の二　前条第二項第一号に掲げる宅地等で昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち、昭和五十年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下本項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が昭和五十年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、前二条の規定を適用する。

小規模住宅用地（第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）である宅地等	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。）である宅地等	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
法人非住宅用地（第三百四十九条の二第一項に規定する住宅用地以外の宅地等で法人の所有するものをいう。以下同じ。）である宅地等	法人非住宅用地以外の宅地等又は法人非住宅用地である部分及び法人非住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
個人非住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地以外の宅地等で個人の所有するものをいう。以下同じ。）である宅地等	個人非住宅用地以外の宅地等又は個人非住宅用地である部分及び個人非住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等

2　前条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる宅地等で昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち、当該宅地等の類似土地（当該宅地等の当該各年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする。）が昭和五十年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該類似土地が昭和五十年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、前二条の規定を適用する。

3　昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分、法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る前二条及び前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分、法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

附則第十八条の三を削る。

附則第十九条を次のように改める。

（農地に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十九条　農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二

2　附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十九条第一項」と、「宅地等とあるのは「農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する農地調整固定資産税額」と読み替えるものとする。

附則第十九条の二第一項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

附則第十九条の三第一項の表第一号中

昭和五十一年度以降の各年度	一・〇

を

昭和五十一年度	〇・七
昭和五十二年度以降の各年度	一・〇

に改め、同表の第二号中

昭和五十一年度	〇・四
昭和五十二年度	〇・七
昭和五十三年度以降の各年度	一・〇

を

昭和五十一年度	〇・七
昭和五十二年度以降の各年度	一・〇

に改め、同条第三項中「（備考）1」を「（備考）」に改め、同条第四項の表中

昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度
昭和五十三年度	市街化区域設定年度から起算して五年度を経過した年度

を

昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度
昭和五十三年度	市街化区域設定年度から起算して五年度を経過した年度

に改める。

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及び第二十一条　削除

附則第二十二条第一項を次のように改める。

附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用がある土地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百十七条第一項中「固定資産の価格等」とあるのは「固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）」と、「価格と」とあるのは「価格若しくは同項の比準課税標準額と」とする。

附則第二十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「土地に対して課する」を「土地に係る」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十三条中「第八項若しくは第九項、附則第十八条の二第一項から第三項まで、附則第十九条第一項又は附則第十九条の三の規定の適用がある」を「第十九条第一項又は第十九条の三の規定の適用がある土地に係る」に、「若しくは第八項の規定の適用を受ける住宅用地（以下「調整対象住宅用地」という。）、同条第九項の規定の適用を受ける小規模住宅用地（以下「調整対象小規模住宅用地」という。）又は附則第十八条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける非住宅用地（以下「調整対象非住宅用地」）を「の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象

宅地等」という。）又は附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」に改め、「、附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）についてはその昭和三十八年度分の課税標準額によるものとし」を削る。

附則第二十四条中「、同条第九項又は附則第十九条第一項の規定の適用がある」を「又は第十九条第一項の規定の適用がある土地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの」に、「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地」を「調整対象宅地等」に、「、同条第九項若しくは附則第十九条第一項」を「若しくは第十九条第一項」に、「調整対象住宅用地若しくは調整対象小規模住宅用地」を「調整対象宅地等若しくは調整対象農地」に、「小規模住宅用地調整固定資産税額」を「農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（宅地等に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第二十五条　宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超えるもの	一・三

2　附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十五条第一項」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する宅地等調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

（農地に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第二十六条　農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二

2　附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十六条第一項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは「農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する農地調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

附則第二十七条を削る。

附則第二十七条の二中「附則第二十六条」を「前条」に改め、同条を附則第二十七条とする。

附則第二十八条第一項を次のように改める。

附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用がある土地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条に定めるもののほか、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を土地課税台帳等に登録するほか、当該土地が当該年度において新たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該年度に係る賦課期日において当該土地につき地目の変換等がある場合には、当該年度においては、当該土地の比準課税標準額（当該土地に係る比準課税標準額が二以上ある場合には、これらの合算額）を土地課税台帳等に登録しなければならない。

一　調整対象宅地等　当該調整対象宅地等に係る当該年度分の宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

二　調整対象農地　当該調整対象農地に係る当該年度分の農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

附則第二十八条第二項中「昭和四十九年度分及び昭和五十年度分の」を削り、「同項の表の下欄に掲げる額」を「同項第一号に定める額」に改め、同項第一号中「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地又は調整対象非住宅用地である部分」を「調整対象宅地等である小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分、法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分」に、「前項の表の下欄に掲げる額」を「前項第一号に定める額」に、「同表の下欄に掲げる額」を「同号に定める額」に改め、同項第二号中「前項の表の下欄に掲げる額」を「前項第一号に定める額」に改め、同条第五項中「同項の表の下欄に掲げる額」を「同項各号に定める額」に改める。

附則第二十九条中「附則第二十七条の二」を「第二十七条」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第二十九条の二中「都市計画税額と当該市街化区域農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であったものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によって」を「都市計画税額（附則第二十九条の五第一項の規定により減額された場合には、減額後の固定資産税額又は都市計画税額とする。）と当該市街化区域農地について附則第十九条の三又は第二十七条の規定の適用がなかったものとみなして」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「附則第二十七条の二」を「附則第二十七条」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第二十九条の五第一項中「附則第二十七条の二」を「附則第二十七条」に改め、同条第二項中「附則第二十七条の二」を「第二十七条」に改め、同条第三項中「附則第二十九条の三」を「第二十九条の三」に改め、同条を附則第二十九条の七とする。

附則第二十九条の四の次に次の一条を加える。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額）

第二十九条の五　市町村は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、当該市町村の条例

で定めるところにより、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る市街化区域農地その他の政令で定める市街化区域農地を除く。）の所有者からの申告があつた場合には、当該市街化区域農地で現に耕作の用に供され、かつ、当該申告があつた日の属する年の一月一日から引き続き三年以上農地として保全することが適当であると認められるもの（以下「減額対象農地」という。）に対して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告があつた日の属する年の四月一日を初日とする年度以降の各年度に係るものについては、当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該減額対象農地について同条又は附則第二十七条の規定の適用がなかつたものとみなして算定した税額との差額に相当する額に当該条例で定める割合を乗じて得た額を、当該減額対象農地に係る当該年度分の固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額することができる。

2　市町村長は、前項の規定により固定資産税額又は都市計画税額を減額しようとする場合には、農地課税審議会の議を経て、当該申告に係る市街化区域農地が減額対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。

3　附則第二十九条の三の規定は、第一項の規定により固定資産税額又は都市計画税額が減額された場合について準用する。

（農地課税審議会）

第二十九条の六　前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項その他同条第一項の規定による固定資産税額又は都市計画税額の減額に関し必要な事項を調査審議させるため、同項の規定により固定資産税額又は都市計画税額の減額を行う市町村に、農地課税審議会を置く。

2　農地課税審議会は、農業に関し学識経験のある者、都市計画に関し学識経験のある者及びその他の学識経験のある者のうちから市町村長が任命する者をもつて組織する。

3　前項に定めるもののほか、農地課税審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則第三十条中「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地、調整対象非住宅用地」を「調整対象宅地等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条の二　昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十一年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する軽自動車で自治省令で定めるもの及び電気を動力源とする軽自動車等で自治省令で定めるものに対して課する軽自動車の標準税率は、第四百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年改正前の地方税法第四百四十四条第一項に規定する税率とする。

2　昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の軽自動車税に限り、第四百四十四条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第三十条の二第一項」と、「同項各号の税率」とあるのは「前項各号の税率又は同条第一項の税率」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十条の二第一項」とする。

附則第三十一条の二を次のように改める。

（住宅用地以外の宅地等に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の特別土地保有税の課税の特例）

第三十一条の二　附則第十八条第一項の規定の適用がある宅地等（附則第十七条第二号に規定する宅地等をいうものとし、第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地を除く。）に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条第一項に規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第三十二条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「自動車のうち」を「自動車で」に改め、同項第二号中「適用期間満了日」の下に「（電気自動車にあつては、昭和五十二年三月三十一日）」を加え、同条第六項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

附則中第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の税率の特例）

第三十二条の二　昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に第七百条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費若しくは第七百条の四第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第七百条の三第四項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、一万九千五百円とする。

附則第三十四条の二第一項中「百分の一・六の税率」の下に「とし、当該譲渡所得に係る昭和五十二年度から昭和五十四年度までの各年度分の個人の道府県民税については、同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号イ中「四十万円」とあるのは「三十二万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の二に相当する」を加え、同条第三項中「「百分の三・四」と」の下に「「四十万円」とあるのは「八十万円」と、「三十二万円」とあるのは「六十八万円」と、「第三百十三条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」と」を加える。

（地方道路譲与税法の一部改正）

第二条　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第二条の見出しを「（都道府県及び指定市に対する地方道路譲与税の譲与の基準）」に改め、同条第一項中「地方道路譲与税」を「地方道路譲与税の五分の四に相当する額」に、「指定市に」を「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に」に改め、同条第二項中「地方道路譲与税」を「同項の額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（市町村に対する地方道路譲与税の譲与の基準）

第二条の二　地方道路譲与税の五分の一に相当する額は、市町村に対し、毎年四月一日現在における各市町村の区域内に存する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担

しないものその他自治省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

2　前条第二項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第六項中「第一項又は前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「それぞれ当該下欄に定める額」を「第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の四に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の一に相当する額」に改め、同項の表中「収納にかかる」を「収納に係る」に改める。

第三条の二中「指定市」を「市町村」に、「前二条」を「前三条」に改める。

第四条中「指定市」を「市町村」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（譲与額の算定及び譲与に関する都道府県知事の義務）

第四条の二　都道府県知事は、政令で定めるところにより、第二条の二第一項の規定によつて当該都道府県の区域内における市町村に譲与すべき地方道路譲与税の額の算定及び譲与に関する事務を取り扱わなければならない。

第五条及び第六条中「指定市」を「市町村」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第三条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「類するもの並びに同項第六号の二及び第六号の四に掲げるもので、」を「類する固定資産で」に改める。

附則第十五項に見出しとして「（昭和四十二年度から昭和五十一年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金の特例）」を付し、同項中「地方税法附則第十八条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項又は附則第十九条第一項の規定の適用がある年度の翌年度」を「昭和五十一年度」に、「、地方税法」を「、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　　号）による改正前の地方税法」に改める。

附則第二十項を削る。

附則第十九項中「附則第十六項若しくは第十七項に定める率又は附則第十八項」を「附則第十八項若しくは第十九項に定める率又は附則第二十項」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七項を附則第十九項とする。

附則第十六項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「附則第十八項」を「附則第二十項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十五項の次に次の二項を加える。

（昭和五十二年度から昭和五十四年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金の特例）

16　昭和五十二年度から昭和五十四年度までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金に限り、第八条及び第九条第一項（これらの規定を第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格（土地のうち、地方税法附則第十八条第一項の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（同法附則第十八条の二第一項に規定する一般住宅用地及び同法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地については、当該一般住宅用地又は小規模住宅用地に係る同法附則第十八条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をそれぞれ同法第三百四十九条の三の二第一項又は第二項に定める率で除して得た額）とし、同法附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地については当該農地に係る同項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とする。）」とする。

（日本国有鉄道に係る市町村納付金の特例）

17　日本国有鉄道は、昭和五十二年度から昭和五十四年度までの各年度分の市町村納付金に限り、その所有する固定資産のうち、地方税法附則第十四条第二号及び第三号に掲げる償却資産で政令で定めるものについては、第二条第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中地方税法第四百八十九条の改正規定　昭和五十一年六月一日

二　第一条中事業所税に関する改正規定（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十三号の改正規定を除く。）　昭和五十一年十月一日

三　第一条中地方税法第四百九十条第二項の改正規定　昭和五十二年一月一日

四　附則第二十六条及び第二十七条の規定　地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　　号）の施行の日

（道府県民税に関する規定の適用）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（新法附則第四条第二項の規定を除く。）は、昭和五十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第五十二条第一項及び第四項の規定は、昭和五十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第三条　新法第七十二条の十七第三項第一号並びに第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和五十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の五第一項第五号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第九条第三項の法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に終了した各事業年度の収入金額については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第四条　次項から第六項までに定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、施行日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

3　旧法第七十三条の七第五号の二の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第十一項において準用する相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十三条第五項の規定による承認に基づき物納の許可があった不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」とする。

4　新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和五十一年一月一日以後の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

5　新法附則第十二条の規定は、昭和五十年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

6　旧法附則第十二条の規定は、昭和四十九年十二月三十一日以前に行われた同条第一項に規定する農地及び採草放牧地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律」（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」とする。

（自動車税に関する規定の適用）

第五条　新法の規定中自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分の自動車税から適用し、昭和五十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第六条　新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法附則第四条第二項の規定を除く。）は、昭和五十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十二条第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十一年度分の固定資産税から適用し、昭和五十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十九条の三第四項の規定は、昭和五十年一月二日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

3　新法第三百四十九条の三第五項の規定は、昭和五十年一月二日以後において新設された同項に規定する機械その他の設備について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

4　旧法第三百四十九条の三第四項（農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置以外の機械設備等に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十年一月一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「企業合理化促進法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号。以下本項において「昭和五十一年法律第　号」という。）附則第二十四条による改正前の企業合理化促進法」と、「租税特別措置法」とあるのは「昭和五十一年法律第　号による改正前の租税特別措置法」と、「二分の一」とあるのは「十二分の七（昭和五十一年法律第　号附則第二十四条による改正前の企業合理化促進法第五条第二項の規定の適用を受けるものについては、二分の一）」とする。

5　新法第三百四十九条の三第七項の規定は、昭和五十年一月二日以後において新設された同項に規定する機械及び装置について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

6　旧法第三百四十九条の三第五項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において新設された同項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

7　新法第三百四十九条の三第十項の規定は、昭和五十一年度以後の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

8　旧法第三百四十九条の三第八項の規定は、昭和五十年度以前の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

9　旧法第三百四十九条の三第十項及び第十二項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得されたこれらの規定に規定する固定資産（新法第三百四十九条の三第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける固定資産を除く。）に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第三百四十九条の三第十項及び第十二項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

10　新法第三百四十九条の三第二十一項の規定は、昭和五十年一月二日以後において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

11　旧法第三百四十九条の三第二十項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは「十二分の七」と、「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。

12　新法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十年一月二日以後において新設された同項に規定する自動列車停止装置について、昭和五十一年

度分の固定資産税から適用する。

13　旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において新設された同項に規定する自動列車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

14　旧法附則第十五条第五項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において新設された同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

15　新法附則第十五条第八項の規定は、昭和五十年一月二日以後において取得された同項に規定する電子計算機について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

16　旧法附則第十五条第九項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得された同項に規定する電子計算機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三分の二」とあるのは、「四分の三（当該電子計算機のうち自治省令で定めるものについては、六分の五）」とする。

17　新法附則第十五条第十項の規定は、昭和五十年一月二日以後において取得された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

18　旧法附則第十五条第十一項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

19　新法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、同項中「六分の一」とあるのは、「六分の一（昭和五十年一月一日までの間において新設された当該機械その他の設備については、十二分の一）」とする。

20　新法附則第十六条第二項（地上階数五以上の中高層耐火建築物に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十年一月二日以後において新築された同項に規定する中高層耐火建築物について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

21　旧法附則第十六条第二項（地上階数五以上の中高層耐火建築物に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十年一月一日までの間において新築された同項に規定する中高層耐火建築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第八条　昭和五十一年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額についてはこれらの額を当該土地の所有者に通知することによって新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によって固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号）附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等を」とあるのは「同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第四百十七条第一項」とする。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第九条　新法の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する規定の適用）

第十条　新法第四百八十九条の規定は、昭和五十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあっては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十一条　新法第四百九十条第二項の規定は、昭和五十二年一月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあっては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第十二条　新法第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第六百五条の二（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）並びに新法附則第三十一条の二の規定は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　新法第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第六百五条の二（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

第十三条　新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りと、当該各号に掲げる者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量（第三号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。）を課税標準として、当該各号に掲げる者の当該引渡し等に直接関係を有する事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあっては、住所。第四項において同じ。）所在の道府県において、当該各号に掲げる者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三十二条の二の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、四千五百円とする。

一　施行日前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下この項において「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引

取りを行い、施行日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（第三号において「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出　当該販売業者等又は特約業者

二　施行日前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、施行日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合（前号に規定する場合を除く。）における当該軽油の譲渡　当該特約業者又は元売業者

三　この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下この条において「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管　当該小売業者

四　施行日前において免税軽油の使用者から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、施行日に当該免税証を所持している場合における当該所持　当該小売業者

2　前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量が同項第四号の免税証に記載された軽油の数量と合わせて同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

3　第一項第一号又は第二号の規定により軽油引取税を課する場合には新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を、同項第三号の規定により軽油引取税を課する場合には同条第三号の規定を適用しない。

4　第一項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、施行日（同項第二号の場合にあつては、特約業者又は元売業者が同項の譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該各号の譲渡等に直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

5　道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができる。

6　新法第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徴収の猶予について、新法第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保について準用する。

7　道府県知事は、第五項の規定によつて徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（事業所税に関する規定の適用）

第十四条　新法第七百一条の三十四（第三項第二十三号を除く。次項において同じ。）及び第七百一条の四十一（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十一年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。

2　新法第七百一条の三十四及び第七百一条の四十一（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）並びに新法第七百一条の五十の規定は、昭和五十一年十月一日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築について適用する。

（都市計画税に関する規定の適用）

第十五条　次項から第四項までに定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十一年度分の都市計画税から適用し、昭和五十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　附則第七条第九項の規定の適用を受ける家屋に対して課する昭和五十一年度以降の各年度分の都市計画税については、新法第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定の適用を受ける土地又は家屋」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号）附則第七条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第十項又は第十二項の規定の適用を受ける家屋」とする。

3　新法附則第十五条第十項の規定は、昭和五十年一月二日以後において取得された同項に規定する家屋について、昭和五十一年度分の都市計画税から適用する。

4　旧法附則第十五条第十一項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得された同項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第十六条　新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）

第十七条　新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第十八条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十条　新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地以外の農地に対して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税については、今後における農地の価格の状況、農業経営との関連等を考慮して更に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

2　昭和五十一年度分の地方道路譲与税に限り、新譲与税法第二条第一項中「地方道路譲与税の五分の四に相当する額」とあるのは「地方道路譲与税の五分の四に相当する額（昭和五十一年八

月において譲与すべき地方道路譲与税にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号）附則第二十一条第三項に規定する都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の額）」と、同条第三項中「譲与された地方道路譲与税の額」とあるのは「譲与された地方道路譲与税の五分の四に相当する額」と、新譲与税法第二条の二第一項中「地方道路譲与税の五分の一に相当する額」とあるのは「地方道路譲与税の五分の一に相当する額（昭和五十一年八月において譲与すべき地方道路譲与税にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第三項に規定する市町村に譲与すべき地方道路譲与税の額）」とする。

3　新譲与税法第三条第一項の規定により昭和五十一年八月において譲与すべき地方道路譲与税の額は、同項の規定にかかわらず、新譲与税法第二条第一項の規定により都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税にあつては、同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路税の収入額の五分の四に相当する額に同年三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を加算し、又はこれから減額した額に相当する額とし、新譲与税法第二条の二第一項の規定により市町村に譲与すべき地方道路譲与税にあつては、同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路税の収入額の五分の一に相当する額とする。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第六項の規定は、昭和五十二年度分の市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和五十一年度分までの市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

（地方交付税法の一部改正）

第二十三条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該市町村の特別とん譲与税」の下に「、地方道路譲与税」を加える。

2　前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

（地方道路税法の一部改正）

第二十四条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市」を「市町村（特別区を含む。）」に改める。

（産炭地域振興臨時措置法の一部改正）

第二十五条　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十六条　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十七条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「昭和五十一年度分」を「昭和五十四年度分」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第二十九条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の三及び第十七条第四号の二中「石油ガス譲与税」の下に「、指定市以外の市及び町村に譲与すべき地方道路譲与税」を加える。

理　由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人事業税の事業主控除額の引上げ、ガス税の税率の引下げ等を行うほか、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化等の見地から、住民税均等割及び自動車関係諸税の税率の引上げ、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整、事業所税の課税団体の範囲の拡大、固定資産税の非課税等の特別措置の整理合理化等を行うとともに、新たに市町村に対しても地方道路譲与税を譲与することとするための所要の措置及び日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の事業税、ガス税等について負担の軽減合理化を図るほか、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化等の見地から、住民税均等割及び自動車関係諸税の税率の引上げ、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整、事業所税の課税団体の範囲の拡大、非課税、課税標準の特例等の特別措置の整理合理化を行うとともに、新たに市町村に対しても地方道路譲与税を譲与することとするための所要の措置及び日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限の延長の措置等を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一)　地方税法に関する事項

1　道府県民税及び市町村民税

(1)　個人及び法人の均等割の税率を次のように改める。

なお、低所得者層の負担の軽減を図るため、条例で定める所得以下の者に対しては、個人の均等割を課さないものとする。

ア　個人の均等割

(ア)　道府県民税

改正案（年額）	現行（年額）
標準税率　三百円	標準税率　百円

(イ) 市町村民税

区分	改正案（年額）	現行（年額）
人口五十万以上の市	標準税率 千七百円 制限税率 二千二百円	標準税率 六百円 制限税率 八百円
人口五万以上五十万未満の市	標準税率 千二百円 制限税率 千六百円	標準税率 四百円 制限税率 五百五十円
その他の市及び町村	標準税率 七百円 制限税率 千円	標準税率 二百円 制限税率 三百円

イ 法人の均等割

(ア) 道府県民税

区分	改正案（年額）	現行（年額）
資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	標準税率 六千円	標準税率 千円
資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	標準税率 三千円	
資本の金額又は出資金額が千万円以下である法人等	標準税率 千八百円	標準税率 六百円

(イ) 市町村民税

区分	改正案（年額）	現行（年額）
資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、市町村内の事務所等の従業者が百人を超えるもの	標準税率 二万四千円 制限税率 四万円	標準税率 四千円
資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、市町村内の事務所等の従業者数が百人以下であるもの並びに資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	標準税率 一万二千円 制限税率 二万円	標準税率 制限税率 七千円
資本の金額又は出資金額が千万円以下である法人等	標準税率 七千二百円 制限税率 一万二千円	標準税率 二千四百円 制限税率 四千円

(2) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得七十万円（現行六十万円）までとする。

(3) 白色申告者の専従者控除の控除限度額を四十万円（現行三十万円）に引き上げる。

(4) 老年者の要件である所得限度額を千万円（現行五百万円）に引き上げる。

(5) 医療費控除について、いわゆる足切限度のうち定額基準を五万円（現行十万円）に引き上げるとともに、控除限度額を二百万円（現行百万円）に引き上げる。

(6) 昭和五十一年から昭和五十三年までの間における特定市街化区域農地等の譲渡に係る長期譲渡所得については、他の所得と区分し、次に掲げる税額の合計額を課するものとする。

ア 特別控除後の譲渡益二千万円以下の部分については、当該部分の道府県民税にあつては百分の一・六、市町村民税にあつては百分の三・四に相当する金額

イ 特別控除後の譲渡益二千万円を超える部分については、当該部分の道府県民税にあつては百分の二、市町村民税にあつては百分の四に相当する金額

2 事業税

(1) 住宅街区整備組合に係る非収益事業については、非課税とする。

(2) 白色申告者の専従者控除の控除限度額を四十万円（現行三十万円）に引き上げる。

(3) 事業主控除額を二百万円（現行百八十万円）に引き上げる。

3 不動産取得税

(1) 次に掲げる非課税措置又は課税標準等の特例措置を廃止する。

ア 発電所及び変電所の用に供する家屋（農山漁村電気導入促進法に規定する農林漁業団体がその用に供するものを除く。）に係る非課税措置

イ 耐火建築物である病院、診療所等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置

ウ 地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産に係る税額の特例措置

エ コンテナー貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する不動産に係る非課税措置

(2) 次のとおり非課税措置又は課税標準の特例措置を改める。

ア 日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋に係る課税標準の算定上控除する額を、当該家屋の価格の五分の二（現行二分の一）に相当する額に引き下げるとともに、その適用期限を昭和五十三年三月三十一日まで延長する。

イ 消防法の規定による技術上の基準に適合させるために改築された特定防火対象物に該当する家屋の当該改築による取得に係る課税標準の算定については、当該取得が、百貨店等に係るものにあつては昭和五十二年三月三十一日までに、百貨店等以外のものに係るものにあつては昭和五十四年三月三十一日までに行われたときに限り、消火設備等又はそれに代わるものの価格に相当する額を価格から控除する。

ウ 都市計画において定められた路外駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の算定上控除する額を当該家屋の価格の三分の一（地上に設けられるもの五分の一）（現行二分の一（地上に設けられるもの三分の一））に相当する額に引き下げるとともに、新たにその適用期限を昭和五十三年三月三十一日とする。

エ 自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する（現行非課税）こととし、その適用期限を昭和五十三年三月三十一日まで延長する。

(3) 次に掲げる不動産の取得については、非課税とする。

ア　新東京国際空港公団が取得する緩衝緑地帯等

イ　沖縄振興開発金融公庫が取得する一定の住宅等

(4)　次のとおり課税標準の特例措置を講ずる。

ア　土地開発公社等に対して公共事業の用に供される一定の不動産を譲渡した者等がその代替不動産を取得し、又は取得していた場合には、課税標準の算定上従前の不動産の価格に相当する額を価格から控除し、又は当該額に係る不動産取得税を減額する。

イ　農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の課税標準の算定については、従前の土地の価格に相当する額又は当該交換分合により取得した土地（市町村が定める農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にあるものに限る。）の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額を価格から控除する。

ウ　沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けた者で一定の要件に該当するものが当該貸付けに係る不動産を取得した場合の課税標準の算定については、当該不動産が農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設である場合には当該貸付けを受けた額を、住宅等である場合には当該貸付金の算定の基礎となつた額をそれぞれ価格から控除する。

(5)　新築住宅に係る課税標準の算定上の控除額を三百五十万円（現行二百三十万円）に引き上げる。

(6)　次のとおり課税標準等の特例措置の適用期限を延長する。

ア　農業委員会のあつせんに基づく一定の農地の交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を、昭和五十三年三月三十一日まで延長する。

イ　特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家用住宅に係る軽減措置の適用期限を、昭和五十四年三月三十一日まで延長する。

ウ　住宅街区整備事業の施行に伴い特定市街化区域農地の所有者等が取得する一定の賃貸用施設住宅に係る軽減措置の適用期限を、昭和五十四年三月三十一日まで延長する。

(7)　沖縄振興開発金融公庫からその新築した住宅及び当該住宅に係る土地を譲り受けた場合には、一定要件の下に当該土地に係る不動産取得税を減額する。

4　自動車税及び軽自動車税

(1)　自動車税及び軽自動車税の税率を次のとおり引き上げる。

ア　自動車税

自動車の区分		税率（年額）改正案	税率（年額）現行
乗用車	普通自動車 営業用 軸距三・〇四八メートル以下のもの	二万六千円	二万二千五百円
	軸距三・〇四八メートルを超えるもの	五万二千円	四万五千円
	自家用 軸距三・〇四八メートル以下のもの	七万円	五万四千円
	軸距三・〇四八メートルを超えるもの	十一万七千円	九万円
	四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量が一リットル以下のもの	七千円	六千円
	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	八千円	七千円
	総排気量が一・五リットルを超えるもの	九千円	八千円
	自家用 総排気量が一リットル以下のもの	二万三千五百円	一万八千円
	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	二万七千五百円	二万一千円
	総排気量が一・五リットルを超えるもの	三万千五百円	二万四千円
トラック	営業用	一万七千五百円	一万五千円
	自家用	二万円	
バス	営業用 一般乗合用のもの	一万四千円	一万四千円
	一般乗合用以外のもの	三万四千五百円	三万円
	自家用	三万九千円	
三輪の小型自動車	営業用	四千四百円	三千八百円
	自家用	五千円	

イ　軽自動車税

軽自動車等の区分	税率（年額）改正案	税率（年額）現行
原動機付自転車 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの	六百五十円	五百円

	総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの	千円	八百円
	総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	千三百円	千円
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）	二千円	千五百円
	三輪のもの	二千六百円	二千円
	四輪以上のもの		
	乗用のもの		
	営業用	五千二百円	四千五百円
	自家用	五千九百円	
	貨物用のもの		
	営業用	二千九百円	二千五百円
	自家用	三千三百円	
二輪の小型自動車		三千三百円	二千五百円

(2) 自動車税及び軽自動車税については、標準税率に一・二を乗じて得た率を超える率で課することができないものとする。

(3) 昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び電気自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税の標準税率は、昭和五十一年度及び昭和五十二年度に限り、現行の税率に据え置くものとする。

(4) 所有権留保付自動車に係る自動車税及び軽自動車税については、買主を当該自動車の所有者とみなして課税するものとする。

(5) 所有権留保付自動車の買主が当該自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合は、当該自動車の売主は、一定の要件の下に、その第二次納税義務を負うものとする。

5 固定資産税及び都市計画税

(1) 固定資産税及び都市計画税について、次のとおり課税の適正化を図る。

ア 宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、昭和五十一年度評価額の昭和五十年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超えるもの	一・三

イ 一般農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、昭和五十一年度評価額の昭和五十年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二

なお、昭和五十四年度以降の一般農地に係る固定資産税については、農地の価格の状況、農業経営との関連等を考慮して更に検討を加え、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

ウ 市街化区域農地に係る固定資産税について、次の措置を講ずるものとする。

(ア) A農地及びB農地について、課税標準となるべき額の算定に用いられる率を、次のとおり改める。

区分	年度	率（改正案）	率（現行）
A農地	昭和五十一年度	〇・七	一・〇
	昭和五十二年度以降の各年度	一・〇	一・〇
B農地	昭和五十一年度	〇・四	〇・七
	昭和五十二年度	〇・七	一・〇
	昭和五十三年度以降の各年度	一・〇	一・〇

(イ) A農地及びB農地で現に耕作の用に供され、かつ、三年以上農地として保全することが適当であると認められる一定の要件に該当するものについては、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に限り、市町村長は、農地課税審議会の議を経て、条例の定めるところにより、減額措置を講ずることができるものとする。

(ウ) 課税の適正化措置の適用対象外とされる市街化区域農地に対して課する固定資産税については、引き続き検討を加え、昭和五十四年度から必要な措置が講ぜられるべきものとする。

エ 都市計画税についても、固定資産税と同様の措置を講ずるものとする。

(2) 次に掲げる固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。

ア 新技術企業化用設備等

イ 日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団が設置する発電用施設等

ウ 重水の製造設備

エ 特定地中化配電設備

(3) 次のとおり非課税措置又は課税標準の特例措置等を改める。

ア 工業用水道等への転換設備に係る非

課税措置を、その価格の六分の一の額を課税標準とする特例措置に改めるとともに、その適用期限を昭和五十三年度までとする。

イ　無公害化生産設備、廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準を、新設後三年度間に限り、その価格の五分の三（現行二分の一）の額とする。

ウ　鉱工業技術研究組合の機械及び装置に係る課税標準を、取得後三年度間に限り、その価格の五分の三（現行二分の一）の額とする。

エ　国内航空機に係る課税標準を、取得後三年度間はその価格の二分の一（現行三分の一）の額、その後の三年度間はその価格の四分の三（現行三分の二）の額とする。

オ　都市計画において定められた路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準を、新設後五年度間に限り、その価格の三分の二（地上に設けられるものにあつては、六分の五）（現行二分の一（地上に設けられるものにあつては、三分の二））の額とする。

カ　自動列車停止装置に係る課税標準を、新設後五年度間に限り、その価格の三分の二（現行二分の一）の額とし、その期限を延長して昭和五十二年一月一日までの間に新設されたものについて適用する。

キ　外国貿易用コンテナーに係る課税標準を、その価格の三分の二（現行二分の一）の額とし、その適用期限を昭和五十二年度まで延長する。

ク　電子計算機に係る課税標準の特例措置の対象範囲を縮小するとともに、課税標準を取得後三年度間に限り、その価格の五分の四（現行三分の二）の額とし、その期限を延長して昭和五十三年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用する。

ケ　自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準を、取得後三年度間に限り、その価格の三分の二（現行二分の一）の額とし、その期限を延長して昭和五十二年一月一日までの間に取得されたものについて適用する。

コ　期限の付されていない公害防止設備に係る非課税措置及び課税標準の特例措置について、昭和五十三年度までの三年度間の適用期限を設ける。

サ　地上階数五以上の新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の適用期間を、新築後七年度間（現行十年度間）とする。

シ　市街地再開発事業の施設建築物に該当する家屋に係る減額措置の適用期間を、新築後七年度間（現行十年度間）とする。

(4)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸付けを受けて昭和五十年一月二日から昭和五十三年一月一日までの間に取得した特定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の三分の二の額とする。

(5)　次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

ア　日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十三年一月一日までの間に取得されたものについて適用する。

イ　重油に係る水素化脱硫装置に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十三年一月一日までの間に新設されたものについて適用する。

ウ　営業用倉庫に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十三年一月一日までの間に新設されたものについて適用する。

6　電気税及びガス税

(1)　ガス税の税率を百分の二（現行百分の三）に引き下げる。

(2)　硝安等八品目に係る電気税の非課税措置を廃止する。

7　特別土地保有税

(1)　日本住宅公団、宅地開発公団又は地域振興整備公団が一定の土地区画整理事業の用に供する土地を譲り受けた者が特定の公益的施設の用に供する土地又はその取得については、非課税とする。

(2)　天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者等については、条例の定めるところにより、減免することができるものとする。

8　自動車取得税

(1)　自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置の適用期限を、昭和五十三年三月三十一日まで延長する。

(2)　電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率の軽減措置の適用期限を、昭和五十二年三月三十一日まで延長する。

9　軽油引取税

昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行われる軽油の引取り等に係る軽油引取税の税率を一キロリットルにつき、一万九千五百円（現行一万五千円）に引き上げる。

10　事業所税

(1)　課税団体の人口基準を三十万（現行五十万）に引き下げる。

(2)　次に掲げる施設については、非課税とする。

ア　沖縄振興開発特別措置法に基づく構造改善計画に従つて実施される構造改善事業の用に供する施設

イ　市街地再開発事業等の施行に伴い従前の権利者であるサービス業等を営む中小企業者が取得する施設建築物の一部

(3)　沖縄振興開発金融公庫の資金の貸付けを受けて設置される一定の総合的な流通業務施設又は購買施設に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準の算定については、新増設事業所床面積の二分の一を控除する。

(4)　事業所用家屋の建替え等の場合の納税義務の免除措置の適用要件である新増築の日から従前の事業所用家屋の取壊しまでの期間を、やむを得ない理由がある場合には、指定都市等の長が定める相当の期間（現行一年間）とする。

11　国民健康保険税

課税限度額を十五万円（現行十二万円）に引き上げる。

(二)　地方道路譲与税法に関する事項

地方道路譲与税の五分の一の額を市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

(三)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

日本国有鉄道の市町村納付金に係る算定標準額の特例措置の期限を延長し、昭和五十三年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用する。

(四)　その他

1　その他所要の規定の整備を行う。

2　前記(一)の6の(2)の改正は昭和五十一年六月一日から、(一)の6の(1)の改正は昭和五十二年一月一日から、その他の改正は昭和五十一年四月一日から施行する。

なお、以上の改正により、昭和五十一年度においては、給与所得控除の平年度化に伴う個人住民税の減税を含めて二千三百六十七億円（平年度二千五百一億円）の減税を行う一方、住民税均等割の税率の引上げに伴い三百九十五億円、自動車関係諸税の税率の引上げに伴い一千五百八十六億円、非課税措置等の整理合理化に伴い八十四億円、事業所税の課税団体の範囲の拡大に伴い四十七億円等合計二千百四十六億円（平年度二千八百四十八億円）の増収が見込まれるので、差し引き二百二十一億円の減収（平年度三百四十七億円の増収）となる。

二　議案の可決理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人事業税の事業主控除額の引上げ、ガス税の税率の引下げ等を行うほか、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化等の見地から、住民税均等割及び自動車関係諸税の税率の引上げ、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整、事業所税の課税団体の範囲の拡大、固定資産税の非課税等の特別措置の整理合理化等を行うとともに、新たに市町村に対しても地方道路譲与税を譲与することとするための所要の措置及び日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限の延長等の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、本案に対して、日本社会党及び公明党の共同提案により、井岡大治君外一名から、住民負担をさらに軽減するため、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の税率のすえ置き及び所得控除の額の引上げ、個人事業税の事業主控除額の引上げ、小規模住宅用地等に対する固定資産税の税額のすえ置き等を行うほか、地方税源を一層充実するため、道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の引上げ、産業用電気に対する電気税の非課税措置の廃止、昭和五十一年度規制非適合車に対する自動車取得税の税率の引上げ等を行おうとする修正案が、日本共産党・革新共同提案により、三谷秀治君外二名から、住民負担をさらに軽減するため、個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ等を行うほか、地方税源を一層充実するため、法人の道府県民税及び市町村民税に係る資本金割の税率の創設等を行おうとする修正案が、それぞれ提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

地方行政委員長　小山　省二

衆議院議長　前尾繁三郎殿

〔別紙〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本格的な低成長経済時代を迎えるに当たり、地方税制のあり方について根本的な検討を加えるとともに、速やかに次の諸点について善処すべきである。

一　昭和五十二年度を目途として、国・地方を通ずる税源配分を再検討し、地方の自主財源を充実強化するよう努めること。

二　住民税については、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民負担の軽減を図ること。

三　中小企業者に対する税負担の軽減を引き続き検討すること。

四　法人事業税の所得課税について外形標準を導入する等再検討を加え、税負担の合理化を図るほか、都市財源の充実を図るため、法人所得課税の地方への配分割合を強化するとともに、事業所税の課税団体の範囲について更に検討すること。

五　一般農地及び市街化区域農地に対する固定資産税の負担については、農業経営との関連をも考慮し、適切な措置を講ずること。なお、小規模住宅用地に対する固定資産税の負担についても更に検討を加えること。

六　産業用電気に対する非課税措置等地方税に係る租税特別措置を抜本的に整理するとともに、国税の租税特別措置が地方税に及ぼす影響をしゃ断するよう努めること。

七　地方道路財源とくに市町村の道路財源の充実を図るため、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月四日

内閣総理大臣　三木　武夫

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

理　由

特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われるべき措置の適用期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、特定市街化区域農地の所有者が市に対して土地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して中高層の賃貸住宅又は分譲住宅を建設する場合における住宅金融公庫の貸付けの特例（貸付金利の軽減）を適用する期限を、昭和五十四年三月三十一日まで延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる措置の適用期限を延長しようとする本案の趣旨は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

地方行政委員長　小山　省二

衆議院議長　前尾繁三郎殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月二十八日

内閣総理大臣　三木　武夫

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第七条第一項及び第四項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「昭和五十年度」を「昭和五十一年度」に改める。

第七条の三第一項及び第三項並びに第八条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

別表第一第一〇・〇三号を次のように改める。

一〇・〇三	大麦及びはだか麦	無税

別表第一第一〇・〇五号中「

(i)	コーンスターチの製造に使用するもの	無税
(2)	その他のもの	
(i)	課税価格が一キログラムにつき三〇円以下のもの	一キログラム三〇円から課税価格を控除した額の半額及び八円六〇銭
(ii)	課税価格が一キログラムにつき三〇円をこえるもの	一キログラム八円六〇銭

」を

(i)	糖化用のもの（政令で定めるところにより、使用され、かつ、販売の用に供されるものに限る。）	無税

」に、

(2)	その他のもの	一キログラムにつき一五円

」に改める。

別表第一第二八・四七号の次に次の一号を加える。

二八・五一	同位元素及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。）	
	一　重水素水	無税

別表第一第二九・四二号中「

	B　その他のもの	
(1)	カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五％に満たないもの	二〇％
(2)	その他のもの	無税

」を

	B　その他のもの	二〇％

」に改める。

別表第一第四四・〇二号を削る。

別表第一第四五・〇四号の次に次の一号を加える。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）	
	一　ばつかんさなだ	五％

別表第一第五四・〇一号及び第五四・〇二号中「七・五％」を「無税」に改める。

別表第一第七四・〇一号中「四一五円」を「四五五円」に、「四三〇円」を「四七〇円」に、「四二五円」を「四六五円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第一第八四・三二号及び第八四・三五号中「一〇％」を「七・五％」に改める。

別表第一第八七・〇一号中「

一	車輪式のもの	
(1)	公称馬力が五〇馬力以上のもの	六・二五％
(2)	その他のもの	七・五％

」を

一	車輪式のもの	七・五％

」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第一〇・〇五号の(1)の(i)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、一部の機械について関税率の引下げを図る等関税率について所要の調整を行うとともに、関税の減免還付制度のうち期限の到来するものについてその適用期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一)　粗銅及び銅の地金の二品目について、最近における銅市況の低迷、国内産銅業界の実情等を勘案し、無税点の引上げを行うこと。

(二)　関税負担の適正化及び通関手続の簡素化を図る等の見地からはだか麦、カフェイン、製本機械等一〇品目の関税率の引下げを行うこと。

(三)　とうもろこしについて、でん粉の需給の安定を図る等の見地からコーンスターチ製造用の一次税率を無税にするとともに、最近におけるとうもろこし価格の推移等にかんがみ、二次税率を引き上げること。

(四)　昭和五十一年三月三十一日に適用期限の到来する原重油、グレープフルーツ、大豆等の八〇六品目の暫定税率及びアンモニア製造用原油等減税還付制度等の五関税減免還付制度について、その適用期限を延長すること。

なお、本案の施行に伴う昭和五十一年度における減収額は、約十七億円と見込まれている。

二　議案の可決理由

最近における内外の経済情勢等にかんがみ、関税負担の適正化等に資するため、関税率の引下げ等を行おうとする本案は、時宜に適する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

大蔵委員長　田中　六助

衆議院議長　前尾繁三郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十一年一月三十日

内閣総理大臣　三木　武夫

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の六」を「第二十条の五」に、「第二十八条の六」を「第二十八条の四」に、「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に、「第四十一条の十五」を「第四十一条の十四」に、「第六十八条の四」を「第六十八条」に改める。

第四条第一項中「（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行されるもの及びこれに係る国債で国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行されるもの並びに昭和五十年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十年法律第八十九号）第一条の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同項第二号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を削る。

第七条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第十条第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改め、「（以下この項において「比較試験研究費額」という。）」を削り、「に百分の二十五（当該超える部分の金額が、比較試験研究費額の百分の十五に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る年の翌年からその年までの年数を乗じて計算した金額（以下この項において「基準増加額」という。）を超える場合におけるその基準増加額を超える部分の金額については、百分の五十）を乗じて計算した金額」を「の百分の二十」に改める。

第十一条第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項の表の第二号から第七号までの規定中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表の第十一号を同表の第十二号とし、同表の第十号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十一号とし、同表の第九号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第八号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第七号の次に次の一号を加える。

八　高精度の工作機械その他の産業機械のうちその設置をすることが将来の我が国の技術水準の高度化を図るために緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該産業機械	四分の一

第十二条を削り、第十一条の二を第十二条とする。

第十二条の二第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同項の表中「三分の一」を「四分の一」に、「五分の一」を「六分の一」に、「二分の一」を「三分の一」に、「四分の一」を「五分の一」に改める。

第十二条の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「第十一条から前条まで」を「前三条」に、「五分の一」を「六分の一」に改める。

第十三条第一項中「十分の三」を「十分の二」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

第十三条の二第一項第二号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該個人が、適用年の十二月三十一日において漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第　号）第二条に規定する中小漁業者で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号及び次項第一号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、その年において同法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合　漁船

第十三条の二第二項第一号中「あつた日」の下に「（当該認定を受けた漁業協同組合等が旧中小漁業構造改善計画（旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画をいう。以下この号において同じ。）に係る同項の認定を受けた漁業協同組合等であり、かつ、当該漁業協同組合等が受けた前項第三号に規定する認定に係る中小漁業構造改善計画に係る同号に規定する特定業種が旧特定業種（同条第一項に規定する特定業種をいう。）に該当する業種である場合には、当該漁業協同組合等の旧中小漁業構造改善計画に係る同項の認定のあつた日）」を加える。

第十四条第一項中「新築した貸家住宅で政令で定めるもの」を「新築された貸家住宅のうちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「貸家住宅」という。）」に、「又は当該貸家住宅」を「又は貸家住宅」に改め、「（その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項において同じ。）」及び「又は事業所得の金額」を削り、「百分の三百」を「百分の二百」に、「百分の四百」を「百分の二百五十」に改め、同条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「新築した中高層」を「中高層」に、「以下この条において同じ。）を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を」を「）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号に規定する施設建築物（以下この条において「特定建築物等」と総称する。）で新築されたものを取得し、又は特定建築物等を新築して、これを」に、「当該店舗等（その年分の」を「当該特定建築物等（その年分の不動産所得の金額又は」に、「第十一条又は」を「前項又は第十一条若しくは」に、「同法第四十九条第一項」を「所得税法第四十九条第一項」に、「当該店舗等について」を「当該特定建築物等について」に、「百分の二百」を「百分の百四十」に、「当該店舗等の」を「当該特定建築物等の」に改め、同条第三項中「店舗等」を「特定建築物等」に改め、同条第四項中「店舗等」を「特定建築物等」に、「添附」を「添付」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「又は当該特定備蓄施設等」を「又は特定備蓄施設等」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

第十六条第二項中「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第十六条の二第一項中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）第三条第一項」を「中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第　号）第三条第一項」に改め、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十四号）第六条第一項」を削り、「中小企業近代化促進法第五条第三項」の下に、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第七条第一項」を加え、「又は廃棄をする」を「若しくは船舶又は廃棄をする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者　同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第十六条の二第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項の認定を受けた個人　同項の認定

第十七条中「二分の一」を「五分の三」に改める。

第十九条第一項中「百分の九十七」を「百分の九十七・三」に改める。

第二十条の二第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。

第二十条の三第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改める。

第二十条の四を削る。

第二十条の五第一項第一号中「十万分の八に相当する金額」を「十万分の四に相当する金額（その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された商品取引責任準備金の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が政令で定める金額に満たない場合には、当該売買取引金額のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した売買取引金額の十万分の四に相当する金額を加算した金額）」に改め、同項第二号中「（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を削り、同条が第二十条の四とする。

第二十条の六第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改め、同条を第二十条の五とする。

第二十一条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号」を「百分の五十五（次項第三号及び第四号」に、「百分の二十とする。」を「、百分の二十」に改める。

第二十二条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第二十八条の四及び第二十八条の五を削り、第二十八条の六第四項中「第二十八条の六第一項」を「第二十八条の四第一項」に改め、同条を第二十八条の四とする。

第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改める。

第二章第三節中第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例）

第二十九条の四　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第　号）第七条（同法第十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する事業主に係る事業を退職した労働者が同法第七条の規定により同条の未払賃金に係る債務で所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に係るものにつき弁済を受けた金額は、当該事業主から当該退職の日において支払を受けるべき同法第三十条第一項に規定する退職手当等の金額とみなして、同法の規定を適用する。

第三十一条の二第一項中「宅地の用」の下に「その他の政令で定める用途」を加え、「行なつた」を「行つた」に、「昭和五十年分」を「昭和五十一年から昭和五十三年までの各年分」に、「前条第一項中「百分の二十の税率」とあるのは、「百分の十五の税率」を「前条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号イ中「四百万円」とあるのは「三百万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の二十に相当する」」に改める。

第三十二条第三項中「第二十八条の六第二項第一号」を「第二十八条の四第二項第一号」に改める。

第三十三条第一項第一号中「（昭和四十四年法律第三十八号）」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十三条の二第一項及び第三十三条の三中「第二十八条の六」を「第二十八条の四」に改める。

第三十四条第二項第三号中「第六十九条第一項」を「第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第六十九条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項に次の一号を加える。

十三　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第三項の規定により環境庁長官が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち文化財保護法第六十九条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国又は地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国又は地方公共団体に買い取られる場合

第三十七条第一項の表の第十二号の上欄中「既成市街地等内」の下に「又は人口の集中度がこれに類する区域として政令で定める区域内」を加え、「当該区域内」を「当該指定した区域内」に改め、「地方公共団体」の下に「、日本住宅公団又は地方住宅供給公社」を加え、同表の第十三号の上欄中「土地等」の下に「又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」を加え、同号の下欄中「取得する」を「取得をする」に、「土地等又は」を「土地等、当該土地等の当該取得若しくは第三十三条の二第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあっせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの又は」に改める。

第三十九条第一項中「計算した金額）」を「計算した金額とし、同法第二十条第一項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）」に改める。

第四十条の二中「資産で、」を「資産（土地を除く。以下この条において同じ。）で、」に改める。

第四十一条第一項中「標準取得価額として政令で定める金額の百分の一を乗じて」を「政令で定める床面積に応じ三・三平方メートル当たり千円として」に改め、同条第二項中「添附」を「添付」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び通知書の写しその他の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第四十一条の四第一項中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「添附」を「添付」に改め、同項後段を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十一条の三第六項」を「第四十一条の三第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証明に関する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第四十一条の八第一項中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十四を削り、第四十一条の十五を第四十一条の十四とする。

第四十二条の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、「（以下この項において「比較試験研究費額」という。）」を削り、「に百分の二十五（当該超える部分の金額が比較試験研究費額の百分の一・二五に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る事業年度終了の日の翌日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額（以下この項において「基準増加額」という。）を超える場合におけるその基準増加額を超える部分の金額については、百分の五十）を乗じて計算した金額」を「の百分の二十」に改める。

第四十三条第一項の表の第二号から第七号までの規定中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表の第十二号を削り、同表の第十一号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十二号とし、同表の第十号中「行なう」を「行う」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十一号とし、同表の第九号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第八号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第七号の次に次の一号を加える。

八　高精度の工作機械その他の産業機械のうちその設置をすることが将来の我が国の技術水準の高度化を図るために緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	当該産業機械　四分の一

第四十三条第一項の表の第十三号及び第十四号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同表の第十五号中「四分の一（当該航空機のうち政令で定める最大離陸重量を有するものについては、五分の一）」を「五分の一」に改める。

第四十四条を削り、第四十三条の二を第四十四条とする。

第四十五条第一項中「前三条」を「前二条」に、「こえる」を「超える」に改め、同項の表中「三分の一」を「四分の一」に、「五分の一」を「六分の一」に、「二分の一」を「三分の一」に、「四分の一」を「五分の一」に改める。

第四十五条の二第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「第四十三条から前条まで」を「前三条」に、「五分の一」を「六分の一」に改める。

第四十五条の三第一項第二号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該法人が、適用事業年度終了の日において漁業再建整備特別措置法第二条に規定する中小漁業者で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号及び次項第一号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合　漁船

第四十五条の三第二項第一号中「あつた日」の下に「（当該認定を受けた漁業協同組合等が旧中小漁業構造改善計画（旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画をいう。以下この号において同じ。）に係る同項の認定を受けた漁業協同組合等であり、かつ、当該漁業協同組合等が受けた前項第三号に規定する認定に係る中小漁業構造改善計画に係る同号に規定する特定業種が旧特定業種（同条第一項に規定する特定業種をいう。）に該当する業種である場合には、当該漁業協同組合等の旧中小漁業構造改善計画に係る同項の認定のあつた日）」を加える。

第四十六条第一項中「十分の三」を「十分の二」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

第四十七条第一項中「新築した貸家住宅で政令で定めるもの」を「新築された貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「貸家住宅」という。）」に、「又は当該貸家住宅」を「又は貸家住宅」に改め、「（当該法人の従業員の居住の用を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「百分の二百」を「百分の百」に、「百分の三百」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「新築した中高層」を「中高層」に、「以下この項において同じ。）を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を」を「）又は都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（以下この項において「特定建築物等」という。）で新築されたものを取得し、又は特定建築物等を新築して、これを」に、「の当該店舗等」を「の当該特定建築物等」に改め、「第四十五条」の下に「若しくは前項」を加え、「同法第三十一条第一項」を「法人税法第三十一条第一項」に、「当該店舗等の」を「当該特定建築物等の」に、「百分の百」を「百分の四十」に改める。

第四十八条第一項中「又は当該特定備蓄施設等」を「又は特定備蓄施設等」に、「二分の一」を「五分の二（同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設については、二分の一）」に改め、同項の表中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第四十九条第二項中「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第五十条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改める。

第五十一条の二第一項中「当該認定等に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項」を「当該認定等に係る中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項」に改め、「、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六条第一項」を削り、「中小企業近代化促進法第五条第三項」の下に「、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項」を加え、「）又は廃棄をする」を「若しくは船舶又は廃棄をする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者　同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第五十一条の二第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項の認定を受けた法人　同項の認定

第五十二条の三第二項中「第四十三条の二」を「第四十四条」に改める。

第五十二条の四第三項中「第四十三条の二」を

「第四十四条」に改め、同条第四項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十二条の五中「二分の一」を「五分の三」に改める。

第五十三条第一項中「百分の九十七」を「百分の九十七・三」に、「百分の九十九」を「百分の九十九・一」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十四条第一項中「千分の十」を「千分の九」に、「千分の十五」を「千分の十二」に改める。

第五十五条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、「中欄に掲げる株式等（」の下に「特定海外工事契約の相手方である特定法人その他これに準ずるものとして政令で定める特定法人の当該株式等で当該契約に係る長期工事につき次項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている事業年度において取得したものを除く。」を加え、「次項第八号ハ」を「第三項第八号ハ」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の海外投資等損失準備金」を「第一項又は第二項の海外投資等損失準備金」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「第二項第十二号イ」を「第三項第十二号イ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該海外投資等損失準備金に係る特定法人が次に掲げる場合に該当することとなつた場合　それぞれ次に掲げる金額

イ　第一項の表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合　その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の二十五に相当する金額

ロ　第一項の表の第五号又は第六号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合　その該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の七十に相当する金額

第五十五条第四項第七号中「場合において特定法人」の下に「又は特定海外工事」を加え、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、「当該特定法人」の下に「又は当該特定海外工事」を加え、同項中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

六　当該内国法人が特定海外工事の目的物を引き渡した場合又は特定海外工事が特定海外工事でないこととなつた場合　その該当することとなつた日における当該特定海外工事に係る海外投資等損失準備金の金額

第五十五条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「特定法人」の下に「又は特定海外工事」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において」を「前二項において」に、「前項に規定する」を「第一項に規定する」に、「前項の表」を「第一項の表」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十三　特定海外工事契約　日本国と外国（第一号に規定する新開発地域内にあるものに限る。）との間の経済協力を推進するために必要と認められる大規模の長期工事の請負に係る契約で、内国法人と当該外国にある法人（当該内国法人が当該契約が締結された日を含む事業年度において第一項の規定により積み立てている海外投資等損失準備金に係る特定法人その他これに準ずる法人を除く。）との間に締結されたものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する内国法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の指定期間内において特定海外工事契約を締結し、かつ、当該契約に係る長期工事（以下この条において「特定海外工事」という。）に係る収益の額及び費用の額につきその特定海外工事の着手の日を含む事業年度から当該適用年度までの各事業年度において連続して法人税法第六十四条第一項の規定の適用を受けたものとして政令で定めるものが、当該適用年度において、当該特定海外工事に係る不測の損失に備えるため、当該特定海外工事に係る資産の取得又は建設のために当該適用年度において支出する金額として政令で定める金額の百分の七に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により各特定海外工事ごとに海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十五条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第九項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「添附」を「添付」に改め、同条第十項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第十一項中「第一項の規定により」を「第一項又は第二項の規定により」に改め、「特定債権等」の下に「又は特定海外工事に係る資産」を加える。

第五十六条第一項中「二分の一」を「百分の三十」に改め、同条第二項第五号中「前条第三項」を「前条第四項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第四項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十六条の二第一項及び第五十六条の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第五十六条の四第一項中「第十号」を「第十一号」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条の五第一項中「第十一号」を「第十二号」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条の六第一項中「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第四項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。

第五十六条の十第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第五十六条の十一第一項中「昭和四十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に、「百分の五十」を「百分の二十五」に、「百分の二十」を「百分の十」に改め、同条第八項中「昭和四十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に改める。

第五十六条の十二を削る。

第五十七条第一項第一号中「二銭」を「一銭」に改め、「金額」の下に「（当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された証券取引責任準備金の金額（その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入

されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が政令で定める金額に満たない場合には、当該株式数のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した株式数を一銭に乗じて算出した金額を加算した金額)」を加え、同項第二号中「(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」を削り、同条第二項第一号中「十万分の八に相当する金額」を「十万分の四に相当する金額(当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された商品取引責任準備金の金額(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が政令で定める金額に満たない場合には、当該売買取引金額のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した売買取引金額の十万分の四に相当する金額を加算した金額)」に改め、同項第二号中「(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」を削る。

第五十七条の四第六項を削り、同条第七項中「繰り越された異常危険準備金の金額」の下に「(その日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項、次項若しくは第九項において準用する第五十七条の二第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前三項」を「前二項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条第十二項中「第五十七条の四第六項から第八項まで」を「第五十七条の四第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十七条の六中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第五十八条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の七十(次項第三号及び第四号」に、「百分の五十五(次項第三号及び第四号」を「百分の二十とする。」を「、百分の二十」に改める。

第五十八条の二第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第六十一条第一項中「金額を含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「金額を除く」の下に「。以下この項において「控除対象留保金額」という」を、「二分の一に相当する金額」の下に「(当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度(当該法人が第六十六条第一項第三号、第四号又は第六号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。)については、当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額(利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したものをいう。以下この項において同じ。)が二千五百万円以上の場合にあつては当該控除対象留保金額の三分の一に相当する金額とし、同日における繰越利益積立金額が二千五百万円に満たない場合にあつては当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額と当該控除対象留保金額から当該満たない部分の金額を控除した残額の三分の一に相当する金額との合計額とする。)」を加える。

第六十二条第一項中「千分の一」を「万分の五」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第六十五条の三第一項第三号中「第六十九条第一項」を「第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第六十九条第一項」に改める。

第六十五条の四第一項に次の一号を加える。

十三　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ二第三項の規定により環境庁長官が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち文化財保護法第六十九条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣(これに準ずる鳥を含む。)の生息地で国又は地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国又は地方公共団体に買い取られる場合

第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄中「既成市街地等内」の下に「又は人口の集中度がこれに類する区域として政令で定める区域内」を加え、「当該区域内」を「当該指定した区域内」に改め、「地方公共団体」の下に「、日本住宅公団又は地方住宅供給公社」を加え、同表の第十三号の上欄中「土地等」の下に「又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」を加え、同号の下欄中「取得する」を「取得をする」に、「土地等又は」を「土地等、当該土地等の当該取得若しくは第六十五条第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあっせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの又は」に改める。

第六十六条第一項第一号を削り、同項第二号中「(前号に掲げる法人に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人(以下この号において「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者と合併をする同法第七条第一項に規定する転換関連事業を行う中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同項の規定による承認を受けたもの

第六十六条第一項第五号を次のように改める。

五　漁業再建整備特別措置法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等(以下この号において「漁業協同組合等」という。)の構成員(当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員)であるもののうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項の規定による認定を受けたもの

第六十六条第一項第七号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「(前号に掲げる法人に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人(以下この号において「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者と合併をする同法第七条第一項に規定する転換関連事業を行う中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同項の規定による承認を受けたもの

認を受けたもの　同項の規定による承認に係る固定資産

第六十六条の三第一項第三号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　漁業再建整備特別措置法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもののうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項及び第二項の規定による認定を受けたもの　同項の規定による認定に係る固定資産

第六十六条の三第二項中「、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第二項」を削り、「中小企業近代化促進法第八条第四項」の下に「、中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加え、「中小漁業振興特別措置法第六条第三項」を「漁業再建整備特別措置法第十条第二項」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改める。

第六十八条から第六十八条の三までを削る。

第六十八条の四中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十四条の二中「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。

第七十五条中「千分の一」を「千分の一・五」に改める。

第七十五条の二中「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」に、「千分の一」を「千分の二」に、「千分の六」を「千分の十二」に改める。

第七十六条の見出し中「免税」を「免税等」に改め、同条第一項中「農地法第三十六条、」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に農地法」に改め、「ついては」の下に「、大蔵省令で定めるところにより当該売渡し又は譲与を受けた日以後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同じ。）に登記を受けるものに限り」を加え、同条第二項中「前項の規定は、」の下に「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に」を加え、「登記を」を「登記で大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に受けるものについては、当該登記を」に改め、同条に次の一項を加える。

3　昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に農地法第三十六条の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とする。

第七十七条の見出し中「農地等」を「農地」に改め、同条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「次項」を「以下この条」に改める。

第七十七条の二中「昭和四十三年改正法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二十三号。第七十八条の三第一項において「昭和四十三年改正法」という。）」に改める。

第七十七条の三中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四第一項中「農業振興地域整備計画」の下に「（当該農業振興地域が同法第六条第一項の規定により指定された日から五年以内に同法第八条第一項の規定により定められたものに限る。次項において同じ。）」を加え、「の決定の日」を「が定められた日」に改め、同条第二項中「同法第十三条第一項」を「同法第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとする場合において交換分合にあつては、同法第六条第一項の規定により当該農業振興地域が指定された日から五年以内にされたものに限るものとし、同法第十三条第一項」に、「限る」を「限るものとする」に改める。

第七十七条の五中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第七十七条の六中「これらの資金」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間にこれらの資金」に改める。

第七十七条の七の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条中「農林中央金庫」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に、農林中央金庫」に、「行なう」を「行う」に、「登録免許税を課さない」を「その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする」に改める。

第七十八条中「保安林整備臨時措置法」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行われた保安林整備臨時措置法」に改め、「移転の登記」の下に「で当該交換による取得の日以後一年以内に受けるもの」を、「保存の登記」の下に「で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に受けるもの」を加える。

第七十八条の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」を「昭和五十三年三月三十一日までの間にされた」に、「中小漁業振興特別措置法第六条第二項」を「漁業再建整備特別措置法第十条第一項」に、「第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」を「第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「若しくは特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第一項の規定による承認（昭和四十六年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間にされたものに限る。）」を削る。

第八十二条の見出しを「（電源開発株式会社等の登記の税率の軽減）」に改め、同条中「電源開発株式会社が次に掲げる事項」を「電源開発株式会社又は沖縄電力株式会社が次の各号に掲げる事項（合併に係るものを除く。）」に、「登記に係る登録免許税は、免除する」を「登記（第二号に掲げる事項についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより同号に規定する権利の取得の日以後一年以内に受けるものに限る。）に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、同条各号を次のように改める。

一　昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行つた会社の資本の増加　千分の二

二　前号に規定する期間内に取得した電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は家屋に関するイからハまでに規定する権利の保存、設定又は移転　イからハまでに掲げる事項の区分に応じイからハまでに掲げる割合

イ　所有権の保存　千分の二

ロ　地上権又は賃借権の設定（これらの権利

の移転を含む。）　千分の八
ハ　所有権の移転　千分の十六

第八十四条の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条中「、日本自動車ターミナル株式会社及び沖縄電力株式会社」を「又は日本自動車ターミナル株式会社」に、「その資本の増加」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行つた資本の増加（合併に係るものを除く。）」に、「登録免許税は、免除する」を「登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする」に改める。

第八十八条の四の見出し中「低公害乗用自動車」の下に「等」を加え、同条第二項中「適用期間満了日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「及び前項」を削る。

第八十八条の五第一項中「第五十六条の十二第一項に規定する」を「国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和五十年に開催される」に改める。

第八十九条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十一年六月三十日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　昭和五十一年七月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては三万六千五百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては六千六百円の税率により計算した金額とする。

第八十九条に次の一項を加える。

4　第二項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「四百三十一分の六十六」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「四百三十一分の三百六十五」として、これらの規定を適用する。

第八十九条の二の見出し中「免税」の下に「等」を加え、同条に次の六項を加える。

4　第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品（当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む。）のうちベンゾールその他の政令で定めるもの（以下この条において「特定石油化学製品」という。）が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェノール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途（以下この項において「指定用途」という。）以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出（直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ。）をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法（第四章及び第五章の規定（第二十五条第一号及び第二十六条の二の規定を除く。）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）及び地方道路税法（第十四条の二の規定及びこれに係る罰則を除く。）を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所（指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定める目的に充てるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む。）への移出である場合には、この限りでない。

5　前項の場合において、同項の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

6　第四項ただし書の規定は、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者が、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの当該移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、その月中に当該製造場から移出をした特定石油化学製品の数量その他政令で定める事項を記載した書面を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該書面に、当該特定石油化学製品が同項ただし書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付する場合に限り、適用する。

7　揮発油税法第十四条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と、「第二項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

8　揮発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）及び第八項、第二十九条第一号並びに第三十一条の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品を移入した場合について準用する。この場合において、同法第十四条第六項から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項の」とあるのは「同項ただし書の」と、「同項各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と読み替えるものとする。

9　揮発油税法第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条（第一項第四号を除く。）、第二十九条第三号及び第四号並びに第三十一条並びに地方道路税法第十四条の二（第一項第四号を除く。）、第十五条の二及び第十七条の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第四号及び地方道路税法第十四条の二第一項第四号の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同条第三項中「第三条及び第十条から第十二条の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方道路税法第十四条の二第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は揮発油税法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同条第三項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同条第三項中「第三条及び第十条から第十二条の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と読み替えるものとする。

第九十条の四第一項中「昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日まで」を「昭和五十一年五月一日から昭和五十三年四月三十日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する通運事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車及び道路運送法第二条第五項に規定する軽車両等運送事業を経営する者が当該事業の用に供する軽自動車

イ　検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第二項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 軽自動車以外の自動車
(i) 車両総重量が一トン以下のもの　五千六百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円
(2) 軽自動車　五千六百円
ロ 検査自動車のうちイに掲げる自動車以外のもの
(1) 乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。)
(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの　二千八百円
(ii) 車両重量〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円
(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
(i) 車両総重量が一トン以下のもの　二千八百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円
(3) 軽自動車　二千八百円
(4) 二輪の小型自動車　千七百円
ハ 届出軽自動車
(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車　八千四百円
(2) 二輪の軽自動車　四千五百円
二 前号に掲げる自動車以外の自動車
イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第二項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)
(1) 乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。)
(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの　一万二千六百円
(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円
(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
(i) 車両総重量が一トン以下のもの　一万二千六百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円
(3) 軽自動車　八千八百円
(4) 二輪の小型自動車　五千円
ロ 検査自動車のうちイに掲げる自動車以外のもの
(1) 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)
(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの　六千三百円
(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円
(2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
(i) 車両総重量が一トン以下のもの　六千三百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円
(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)
(i) 車両総重量が一トン以下のもの　四千四百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円
(4) 軽自動車　四千四百円
(5) 二輪の小型自動車　二千五百円
ハ 届出軽自動車
(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車　一万三千二百円
(2) 二輪の軽自動車　六千三百円

第九十条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十条の五第一項中「昭和五十一年四月三十日」を「昭和五十三年四月三十日」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第十三条の二第一項第三号及び第二項第一号、第四十五条の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六条第一項第五号並びに第六十六条の三第一項第四号の改正規定並びに同条第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六条第三項」を改める部分並びに第八十一条の改正規定中中小漁業構造改善計画に係る部分　漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第　号）の施行の日

二　第十六条の二第一項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号)第三条第一項」を改める部分及び同項第一号の改正規定、第五十一条の二第一項の改正規定中「当該認定等に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項」を改める部分及び同項第一号の改正規定、第六十六条第一項及び第六十六条の三第一項の改正規定中一号を加える部分並びに同条第二項の改正規定中「、中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加える部分　中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第　号）の施行の日

三　第二章第三節に一条を加える改正規定　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第　号）附則第一条ただし書に規定する日

四　第九十条の四及び第九十条の五の改正規定　昭和五十一年五月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三条　新法第十一条第一項の表の第二号から第十一号までの規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行

日前に取得等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十一条第一項の表の第二号から第十号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に旧法第十二条第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

3　新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第十二条の二第一項の表の第二号（工業開発地区に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第二号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4　新法第十二条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取得又は製作がされる新法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置に対する同項の規定の適用については、同項中「六分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

5　旧法第十三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する個人の漁業再建整備特別措置法の施行の日の属する年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第　号）の施行の日の前日」として、同条の規定の例による。

6　旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第十三条の二第一項第三号に規定する構成員である個人の漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内にその年十二月三十一日が属する年分の所得税に係る同号の規定の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る」とする。

7　新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

8　新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

9　新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

10　旧法第十六条の二第一項第二号に掲げる認定中小企業者である個人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

11　新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第四条　昭和五十一年分の所得税については、昭和五十一年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項の規定により計算した金額とする。

一　昭和五十年十二月三十一日における価格変動準備金の金額

二　昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（昭和五十一年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十年分とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第四条第二項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第六条の規定の適用がある個人については、これらの規定の例により計算した金額）

2　前項の規定の適用を受けた個人の新法第十九条第一項の規定により計算した金額がその年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額を超えることとなる最初の年の前年までの各年分の所得税については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項の規定により計算した金額とする。

一　その年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額（その年の前年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額がその年十二月三十一日において同項の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

二　その年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十年分とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第四条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）

3　昭和五十一年分の所得税に係る新法第二十条の二第一項の規定の適用については、同条第一項第一号中「その年の指定期間内」とあるのは「昭和五十一年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額と、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の三（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額との合計額」とする。

4　旧法第二十条の四の規定による沖縄国際海洋博覧会出展準備金を有する個人の昭和五十一年分以前の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第五条　昭和五十一年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「昭和五十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（個人の長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置）

第六条　個人が、昭和四十七年から昭和五十一年までの各年において旧法第二十八条の五第一項に規定する準備金を積み立てた場合には、なお従前の例による。

2　昭和四十七年から昭和五十一年までの各年のいずれか一以上の年において旧法第二十八条の五第一項に規定する準備金の積立てを行つた個人が、昭和五十二年又は昭和五十三年において当該準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日の属する各年」とあるのは、「昭和五十二年又は昭和五十三年」として、同条の規定の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七条　新法第三十七条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収税率の軽減に関する経過措置）

第八条　昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に締結した契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一条の十四に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

2　昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に締結した契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一条の十四に規定する船舶で外国航路に就航することを目的とするものの貸付けによる対価については、同条中「昭和五十年四月一日」とあるのは「昭和五十一年四月一日」と、「船舶」とあるのは「船舶で外国航路に就航することを目的とするもの」として、同条の規定の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第九条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十条　新法第四十三条第一項の表の第二号から第十号まで、第十四号及び第十五号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条及び次条第九項において同じ。）をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第二号から第九号まで、第十四号及び第十五号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　新法第四十三条第一項の表の第十一号から第十三号までの規定は、施行日以後にこれらの号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係るこれらの号の設備について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号、第十一号及び第十三号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係るこれらの号の設備については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十二号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に旧法第四十四条第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

5　新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工事用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五条第一項の表の第二号（工業開発地区に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工事用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第二号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

6　新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取得又は製作がされる新法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置に対する同項の規定の適用については、同項中「六分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

7　旧法第四十五条の三第一項第三号に掲げる場合に該当する法人の漁業再建整備特別措置法の施行の日前に終了する事業年度の同号に掲げる漁船の償却限度額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日の前日」として、同条の規定の例による。

8　旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第四十五条の三第一項第三号に規定する構成員である法人の漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内に終了する事業年度分の法人税に係る同号の規定の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る」とする。

9　新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

10　新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、法人が施行日前に

取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

11　新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

12　新法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得（改良を含む。）又は建設をして同項の拡大造林の用に供する同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物を同項の拡大造林の用に供した場合については、なお従前の例による。

13　旧法第五十一条の二第一項第二号に掲げる認定中小企業者である法人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

14　新法第五十二条の四第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において同条第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度において旧法第五十二条の四第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入については、なお従前の例による。

15　新法第五十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の五に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十一条　施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）の法人税については、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一　改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（改正事業年度において合併をした合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）

二　改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

2　前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額。第一号において同じ。）を超えることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一　当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（当該事業年度の直前の事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）が当該事業年度終了の日において同項の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

二　当該事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

3　新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号）の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十五に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十二に相当する金額との合計額を加算した金額）」とする。

4　新法第五十五条（同条第二項に係る部分を除く。）及び第五十六条の規定は、法人の施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる場合に該当することとなつたときについては、同項の規定の例による。この場合において、当該特定株式等に係る同条第一項の表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、同号イ中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

6　新法第五十六条の四（同条第三項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額（新法第五十六条の四第一項に規定する設備の取得のために支出する

金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

7　新法第五十六条の五（同条第三項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十二号に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（新法第五十六条の五第一項に規定する発電設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8　新法第五十六条の六（同条第四項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十三号に規定する政令で定められる工事に係る特定供給設備支出金額（新法第五十六条の六第一項に規定する特定供給設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十三号に規定する政令で定められた工事に係る当該特定供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9　新法第五十六条の四第三項、第五十六条の五第三項又は第五十六条の六第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において取得等をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項の表の第十一号から第十三号までに掲げる設備に係る償却準備金（新法第五十六条の四第一項の特定鉄道工事償却準備金、新法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金及び新法第五十六条の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金をいう。）の益金算入について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度において取得等をし、その事業の用に供した当該設備に係る当該償却準備金の益金算入については、なお従前の例による。

10　新法第五十六条の八の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該事業年度の指定期間内」とあるのは「昭和五十一年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額と、当該事業年度開始の日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の三（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額との合計額」とする。

11　新法第五十六条の十一第一項に規定する法人の昭和五十一年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の所得に対する法人税については、次の表の上欄に掲げる事業年度の区分に応じ、同項第一号に掲げる百分の二十五の割合は同表の中欄に掲げる割合とし、同項第二号に掲げる百分の十の割合は同表の下欄に掲げる割合とする。

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の五十	百分の二十
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の四十五	百分の十八
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の四十	百分の十六
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の三十五	百分の十四
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の三十	百分の十二

12　旧法第五十六条の十二の規定による沖縄国際海洋博覧会出展準備金を有する法人の昭和五十一年七月十八日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十二条　新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において新法第五十八条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。）に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十三条　新法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定は、法人が昭和五十一年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新法第六十五条の七の規定は、法人が施行日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置）

第十四条　旧法第六十六条第一項第一号及び第六十六条の三第一項第一号に規定する事業を営む法人が昭和五十一年三月三十一日以前にこれらの規定に規定する承認を受けた場合には、これらの規定中「昭和五十二年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、これらの規定の例による。

2　旧法第六十六条第一項第一号及び第六十六条の三第一項第一号に規定する事業を営む法人のうち政令で定めるものが昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間にこれらの規定に規定する承認を受けた場合には、これらの規定中「事業を営む法人」とあるのは「事業を営む法人のうち租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第十四条第二項に規定する政令で定めるもの」と、「昭和五十二年三月三十一日」とあるのは「昭和五十三年三月三十一日」として、これらの規定の例による。

3　旧法第六十六条第一項第五号及び第六十六条の三第一項第四号に規定する中小漁業者に該当する法人が昭和四十七年四月一日から漁業再建

整備特別措置法の施行の日の前日までの間にこれらの規定に規定する認定を受けた場合には、これらの規定中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日の前日」として、これらの規定の例による。

4　旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第六十六条第一項第五号に規定する構成員である法人が漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内に同法第十条第一項又は第二項の認定を受けた場合における新法第六十六条第一項第五号及び第六十六条の三第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る」と、「当該認定」とあるのは「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定」とする。

（通貨調整前に取得した長期外貨建債権等を期末為替相場で換算しなかった場合の課税の特例に関する経過措置）

第十五条　旧法第六十八条第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する欠損金額又は同条第四項に規定する繰越控除残額については、なお従前の例による。

（長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置）

第十六条　昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度のいずれか一以上の事業年度において旧法第六十八条の二第一項に規定する準備金の積立てを行った法人が、昭和五十一年四月一日以後に開始する事業年度において当該準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十三年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

（認定中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第十七条　旧法第六十八条の三に規定する法人の昭和四十八年二月十四日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた同条に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十八条　日本勤労者住宅協会が昭和五十一年三月三十一日以前に新築した住宅用の家屋で旧法第七十四条の二の規定に該当するものの所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新法第七十五条の規定は、年金福祉事業団が施行日以後に受ける同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　旧法第七十五条の二に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が昭和五十一年三月三十一日以前に新築し、又は取得した同条の規定に該当する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　昭和五十一年三月三十一日以前に国から売渡し又は譲与を受けた土地で旧法第七十六条の規定に該当するものの所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「登記については」とあるのは「登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同じ。）に登記を受けるものに限り」と、同条第二項中「登記を」とあるのは「登記で大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に受けるものについては、当該登記を」とする。

5　新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した当該農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　昭和五十一年三月三十一日以前に旧法第七十七条の六に規定する農林漁業者又は旧法第七十七条の七に規定する農林漁業者若しくは団体に対して行われたこれらの規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　昭和五十一年三月三十一日以前に行われた交換により取得した林野で旧法第七十八条の規定に該当するものの所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「所有権の移転の登記」とあるのは、「所有権の移転の登記で昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に登記を受けるもの」とする。

8　昭和四十七年四月一日から漁業再建整備特別措置法の施行の日の前日までの間にされた中小漁業振興特別措置法第六条第二項の規定による認定に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該認定があった日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、同条中「昭和五十一年三月三十一日までの間に同項」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日の前日までの間に同項」として、同条の規定の例による。

9　旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画とみなされるものについて同法附則第三項に規定する期間内にされた同法第十条第一項の規定による認定に係る新法第八十一条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税に対する同条の規定の適用については、同条中「第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同項の規定により認定されたもの」とあるのは「附則第三項の規定により同法第五条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画とみなされた旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の規定による認定を受けている同項に規定する中小漁業構造改善計画」と、「その認定された日」とあるのは「同項の規定による認定を受けた日」とする。

10　昭和五十一年三月三十一日以前にされた特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第十七号）第十四条第一項の規定による承認に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認があった日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、同条中「昭和五十二年三月三十一日までの間にされた」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」として、同条の規定の例による。

11　昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間にされた前項の承認（附則第十四条第二項に規定する政令で定める法人が受けたものに限る。）に係る旧法第八十一条各号に

掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、同条中「（昭和四十六年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」とあるのは、「（昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める法人が受けたものであり、かつ、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」として、同条の規定の例による。

12　電源開発株式会社が昭和五十一年三月三十一日以前に行つた資本の増加及び同日以前に取得した旧法第八十二条第二号に規定する権利の保存、設定又は移転について受ける登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「その登記」とあるのは、「その登記（第二号に掲げる事項についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に受けるものに限る。）」とする。

13　日本航空株式会社、日本航空機製造株式会社、東北開発株式会社、日本自動車ターミナル株式会社又は沖縄電力株式会社が昭和五十一年三月三十一日以前に行つた旧法第八十四条の資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置）

第十九条　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第二項の規定を適用する。

免除の規定	追徴の規定
揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条の二第一項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の二第一項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条

2　昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項（同法第十五条第三項及び第十六条の三第三項並びに租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までに揮発油税法第十四条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第二項の規定を適用する。

3　昭和五十一年七月一日において、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、同日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、七千三百円の揮発油税及び千三百円の地方道路税を課する。

4　前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和五十一

年八月から十二月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5　第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「八十六分の十三」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「八十六分の七十三」として、これらの規定を適用する。

6　第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、昭和五十一年七月一日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油のもどし入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七条及び地方道路税法第九条の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額（第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額）にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一　揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合　同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二　前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合　当該揮発油の製造者

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第二十条　昭和五十一年五月一日前に課した、又は課すべきであった自動車重量税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「各年」の下に「（昭和五十年までの各年に限る。）」を加える。

附則第十二条第二項中「各事業年度」の下に「（昭和五十一年四月一日前に開始する各事業年度に限る。）」を加える。

第二十二条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「有するもの」の下に「（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第　号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）」を加え、「新法第十九条第一項（附則第二十三条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下「改正後の昭和四十八年改正法」という。）附則第四条第二項を含む。）」を「昭和五十一年改正法による改正後の租税特別措置法第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に改める。

附則第十四条第一項中「有するもの」の下に「（昭和五十一年改正法附則第十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）」を加え、「新法第五十三条第一項（改正後の昭和四十八年改正法附則第十二条第二項を含む。）」を「昭和五十一年改正法による改正後の租税特別措置法第五十三条第一項各号」に、「これら」を「同項各号」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十年改正法」という。）附則第六条の規定は、昭和五十一年分の所得税について適用し、昭和五十年分の所得税については、なお従前の例による。

2　改正後の昭和五十年改正法附則第十四条第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（企業合理化促進法の一部改正）

第二十四条　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第六条及び第七条　削除

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第二十五条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第五十五条第二項第一号」を「第五十五条第三項第一号」に改める。

附則第十九条第十九項中「係るものについて」の下に「、第三号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、同号に規定する期間を経過した日以後に受ける登記に係るものについて」を加え、同項に次の一号を加える。

三　会社が昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行つた合併により取得した土地又は家屋に関する権利の移転

附則第十九条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項の次に次の三項を加える。

20　会社が前項第三号に規定する合併を行い、かつ、当該合併に係る被合併法人の当該合併による清算所得の金額がある場合において、会社が、当該合併の際当該合併によりその被合併法人から取得した資産のうち当該合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付したものの全部につき、当該清算所得の金額に相当する金額をその合併の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として貸借対照表に付記したときは、当該合併による清算所得に対する法人税は、免除する。

21　前項に規定する特別勘定を設けた会社が解散又は合併により消滅した場合における清算所得の金額の計算その他当該特別勘定に関し必要な事項は、政令で定める。

22　第二十項の規定は、会社の当該合併の日を含む事業年度の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項の規定により特別勘定として付記した金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

理　由

最近における社会経済情勢の推移と現下の厳しい財政事情等に顧み、長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例の廃止、増加試験研究費の税額控除率の引下げ、特定設備等の特別償却率の引下

げ及び価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、交際費課税の強化を図るほか、特定市街化区域農地等の譲渡所得に係る税率を改め、中小企業の貸倒引当金の特例制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、自動車に係る税負担の現状等に顧み、資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の観点から揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における厳しい財政事情等に顧み、租税特別措置の全面的な見直しを行い企業関係税制を中心に、その整理合理化を推進するとともに、自動車関係諸税の税率の引上げ等を図るため、次の措置を講ずることとしている。

(一)　既存の特別措置の廃止

長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例制度、新技術企業化用機械設備等の特別償却制度等十一の制度を廃止する。

(二)　税額控除制度及び所得控除制度の控除率の引下げ等

(1)　増加試験研究費の税額控除制度について、五〇％の割増控除率を廃止し、二五％の控除率を二〇％に引き下げる。

(2)　技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、控除率を工業所有権等に係るものにあつては、七〇％から五五％に引き下げる等の縮減合理化を行う。

(三)　各種の特別償却制度の償却割合の引下げ等

(1)　特定設備等の特別償却制度について償却割合が三分の一のものは四分の一に、四分の一のものは五分の一にそれぞれ引き下げる。

(2)　特定備蓄施設等の割増償却制度について、倉庫等の割増率を五割から四割に引き下げる等。

(四)　各種の準備金制度の積立率の引下げ等

(1)　価格変動準備金について、積立率を通常のたな卸資産にあつては三％から二・七％に引き下げる。

(2)　公害防止準備金について積立率を〇・三％から〇・一五％に引き下げる等。

(五)　登録免許税の減免措置の縮減合理化

電源開発株式会社が受ける登記に対する登録免許税の免税措置を廃止して税率軽減措置とする等、その縮減を行うとともに、適用期限のない措置について適用期限を設ける等の措置を講ずる。

(六)　交際費課税の強化

(1)　損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を一、〇〇〇分の一から一、〇〇〇分の〇・五に引き下げる。

(2)　損金不算入割合を七五％から八〇％に引き上げる。

(七)　未払賃金に対する課税の特例制度の創設

企業破産等に係る退職勤労者が弁済を受ける未払賃金は、退職の日において支払を受ける退職所得とみなす制度を創設する。

(八)　その他

中小企業の貸倒引当金の特例制度の適用期限を延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ所要の改正を行う。

(九)　自動車関係諸税の税率の引上げ

資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として税率をおおむね次のように引き上げる。

(1)　揮発油税及び地方道路税について、税率を現行の二五％程度引き上げる。

(2)　自動車重量税について、税率を営業用自動車については、現行の一二・五％程度、自家用自動車については、現行の二五％程度それぞれ引き上げる。

なお、以上の改正により昭和五十一年度において約二、二七七億円の増収が見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、最近における経済社会情勢等の変化に対処する税制上の措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

大蔵委員長　田中　六助

衆議院議長　前尾繁三郎殿

土地改良法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月十日

内閣総理大臣　三木　武夫

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二第一号中「変更」の下に「（農業用排水施設の新設又は変更と次号、第三号又は第四号に掲げる事業とを一体とした第二条第二項第一号に掲げる事業を含む。）」を加え、同条第四号中「又は第二号」を「から第四号まで」に、「第九十四条の六の規定により都道府県又は」を「第九十四条の二から第九十四条の四までの規定により交換に供し、若しくは譲与したもの又は第九十四条の六第一項の規定により都道府県若しくは」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　農用地造成事業で政令で定めるもの

四　第二条第二項第二号に掲げる事業であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなもののうち、政令で定めるもの

附　則

1　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2　特定土地改良工事特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、これとあわせて」を「、これと併せて」に、「埋立又は干拓の工事」を「農用地の造成の工事、これと併せて施行する区画整理の工事、埋立て又は干拓の工事」に、「又はこれとあわせて施行する農用地の保全上必要な施設の建設の工事」を「若しくはこれと併せて施行する農用地の保全上必要な施設の建設の工事又は農用地の造成の工事若しくはこれと併せて施行する区画整理の工事」に、「法第九十四条の六第一項」を「法第九十四条の二から第九十四条の四までの規定により交換に供し、若しくは譲与した施設又は法第九十四条の六第一項」に、「基き」を「基づき」に改める。

理　由

国が行う農用地造成事業等の工事について、その完了を促進するため、事業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国営土地改良事業のうち、特定の事業についてその工事の促進を図るため、その事業費の一部を借入金をもつて財源とすることが

できる途が開かれているが、新たに国営農用地造成事業等についても、その途を開こうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一)　国営土地改良事業のうち、その工事の完了を促進するため特に必要がある場合にその事業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができる事業として、農用地造成事業、これと併せて行う区画整理等を追加すること。

(二)　(一)の改正に伴い、特定土地改良工事特別会計において行う工事に(一)に掲げる事業の工事を追加すること。

二　議案の可決理由

最近における事業費単価の増嵩、公共事業の抑制等の影響から国営土地改良事業の進度が著しく遅延している。本案は、このような事態に対処し、これら事業の工事を促進しようとするものであつて適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和五十一年度特定土地改良工事特別会計歳入歳出予算(農林省所管)八百十四億一千百余万円のうちに、本案施行により新たに採択される美々津地区外六区に係る額百二十八億三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

農林水産委員長　湊　徹郎

衆議院議長　前尾繁三郎殿

〔別紙〕

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近年、国民食糧の安定的供給の確保と農業の健全な発展を図るため、農業基盤整備事業の積極的な推進が強く要請されているが、ここ数年来、国営土地改良事業をはじめとして各種事業の進展が著しく低下している。

よつて、政府は、この際土地改良長期計画の計画期間内の達成及び工期遅延の回復等のため、土地改良事業予算の大幅な確保に特段の努力を傾けることはもとよりであるが、特に、本法の運用に当たつては、左記事項の速やかな実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一　国営土地改良事業の完了を促進し、その効果の早期発現を図るため、特定土地改良工事特別会計の事業量の拡大を図るとともに、国の負担金に借入金を充てるいわゆる特別促進対策の導入及び附帯県営事業等の一貫施行等についての方途を検討すること。

二　特別会計事業実施地区における工期の遅延は、農民負担の増加につながるものであることにかんがみ、予定工期内に必ず完了せしめるよう万全を期すること。

三　土地改良事業の円滑な促進を図るため、地域の特性に配慮しつつ国庫負担率及び補助率の引上げ、採択基準の引下げ、借入金の金利の引下げ、償還条件の緩和等所要の措置を講ずること。

また、土地改良事業推進における地方費負担の重要性にかんがみ、土地改良事業に係る起債措置、地方交付税措置の充実を図り、地方財源の確保に遺憾なきを期すること。

四　農村環境の変化に対処し、土地改良施設の維持管理のあり方及びこれと密接に関連する土地改良区のあり方を早急かつ根本的に再検討して国の助成等積極的な対策を講じ、土地改良施設の適正管理を図ること。

五　農業生産の基礎資源としての農用地並びに農業用水の重要性にかんがみ、積極的にその開発を図るとともに、農業水利の歴史的特性を考慮し、これが不当に侵害され、又は新たな負担を課せられることのないよう特段の配慮を行うこと。

右決議する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十一年三月二十九日

提出者

農林水産委員長　湊　徹郎

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「十五年」を「二十年」に、「行なう」を「行う」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要な資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十一年三月二十九日

提出者

農林水産委員長　湊　徹郎

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

7　組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十二年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、漁業協同組合合併助成法に定める合併及び事業経営計画の樹立及び認定に関する措置等を更に一定期間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、昭和四十二年度から昭和四十九年度までの実績をもとに推計すると合併参加一組合当たりの減免額は約百十三万円である。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十一年三月二十九日

提出者　農林水産委員長　湊　徹郎

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置（第十二条の四―第十二条の十三）」を「第三章　繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置（第十二条第一節　中間安定に関する措置（第十二条の四―第十二条の十三）第二節　外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置（第十二条の十三の二―第十二条の十三の九）」に、「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第三章中第十二条の四の前に次の節名を付する。

第一節　中間安定に関する措置

第十二条の四中「こえ」を「超え」に改め、「及び第十二条の十の二第三項の規定により輸入した生糸」を削る。

第十二条の七第二項中「及び第十二条の十の二第三項の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸」を削る。

第十二条の十の二を削る。

第三章中第十二条の十三の次に次の一節を加える。

第二節　外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置

（生糸の輸入）

第十二条の十三の二　外国産の生糸の輸入は、当分の間、事業団、第十二条の四十一の二の規定により事業団の委託を受けた者その他政令で定める者でなければ、してはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

2　事業団は、当分の間、農林大臣の承認を受けて、外国産の生糸を輸入することができる。

（輸入生糸の売渡し）

第十二条の十三の三　事業団は、前条第二項の規定による輸入によつて保有する外国産の生糸（第十二条の十三の七第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む。以下「輸入生糸」という。）を、政令で定めるところにより、一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

2　前項の規定による輸入生糸の売渡しは、国内において製造された生糸の価格が基準糸価を下つている場合又は当該輸入生糸の売渡しによつて国内において製造された生糸の価格が基準糸価を下るおそれがある場合には、してはならない。

3　第一項の規定による輸入生糸の売渡しの価格は、事業団による当該輸入生糸の買入れの価格にその買入れ及び保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはならない。

（外国産繭等に関する措置）

第十二条の十三の四　政府は、外国産の繭又は繭短繊維（以下「外国産繭等」という。）の輸入が増加して国内における生糸の需給が均衡を失し又は失するおそれがあり、かつ、第十二条の四及び前二条に規定する措置によつては国内において製造された生糸の価格が第十二条の五第六項の規定により告示された中間買入価格を下ることを防止することが困難であると認められる場合には、外国産繭等の輸入に関し、当該事態を克服するため必要な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する事態が生じた場合においては、政令で定める期間内は、外国産繭等（政令で定めるものを除く。）の輸入は、事業団、第十二条の四十一の二の規定により事業団の委託を受けた者その他政令で定める者でなければ、してはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

3　事業団は、前項の政令で定める期間内においては、農林大臣の承認を受けて、同項の外国産繭等を輸入することができる。

第十二条の十三の五　事業団は、前条第三項の規定による輸入によつて保有する外国産繭等（第十二条の十三の七第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する繭及び繭短繊維並びに第十二条の十三の八第一項の規定による加工又は交換によつて事業団が保有する生糸を含む。第十二条の十三の七第一項において「輸入繭等」という。）を、第十二条の十三の三の規定の例により売り渡すことができる。

（輸入生糸等の売渡しをしない場合）

第十二条の十三の六　事業団は、次の各号の一に該当するときは、第十二条の十三の三又は前条の規定による売渡しをしないものとする。

一　その売渡しを受ける旨の申込みが農林省令で定める荷口を単位としていないとき。

二　その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。

三　その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

（輸入生糸等の買換え）

第十二条の十三の七　事業団は、輸入生糸又は輸入繭等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範囲内において、これらをそれぞれ同一の種類及び数量の生糸、繭又は繭短繊維に買い換えることができる。

2　前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行わなければならない。

（外国産の繭の交換等）

第十二条の十三の八　事業団は、第十二条の十三の四第三項の規定による輸入によつて保有する外国産の繭（前条第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する繭を含む。）を、予算の範囲内において、生糸に加工し、又は生糸と交換することができる。

2　第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による交換について準用する。

（外国産の絹糸等に関する措置）

第十二条の十三の九　政府は、外国産の絹糸等の輸入が増加して国内における生糸の需給が均衡を失し又は失するおそれがあり、かつ、第十二条の四及びこの節に規定する措置によつては国内において製造された生糸の価格が第十二条の五第六項の規定により告示された中間買入価格を下ることを防止することが困難であると認められる場合には、蚕糸業及び絹業の健全な発展を図る見地に立つて、これらの輸入に関し必要な措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第十二条の十四中「こえる」を「超える」に改め、「買入れ」の下に「、輸入」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の四十一第一項第一号中「第三章」を「第三章第一節」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「生糸又は繭」を「生糸、繭又は繭短繊維」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第三章第二節の規定により、生糸、繭又は繭短繊維の輸入、売渡し、買換え、加工及び交換を行うこと。

第十二条の四十一第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、「図るための事業」の下に「その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林省令で定めるもの」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の四十一の二中「前条第二項の生糸」を

「前条第一項第六号の生糸、繭又は繭短繊維」に改める。

第十二条の四十二第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第十二条の四十三第一項第三号中「第六号」を「第七号」に改める。

第十五条第一号中「第三項若しくは第四項」を「第二項若しくは第三項」に改める。

第十六条中「第十二条の十の二第三項」を「第十二条の十三の二第二項及び第十二条の十三の四第三項」に改める。

第五章中第十六条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第十六条の二　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十七条第二項を削る。

第十七条の二中「第十二条の十の二第二項」を「第十二条の十三の二第一項又は第十二条の十三の四第二項」に改める。

第十九条の二第六号中「第四項」を「第三項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第七項中「行なわれる」を「行われる」に、「第十二条の四十一第三項」を「第十二条の四十一第二項」に、「前二項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に改正前の繭糸価格安定法第十二条の十の二第三項の規定により輸入された生糸（改正前の繭糸価格安定法第十二条の四十一の二の規定により日本蚕糸事業団による輸入に関する業務の委託が行われた生糸であつて、この法律の施行の際現に輸入されていないものを含む。）は、改正後の繭糸価格安定法第十二条の十三の二第二項の規定により輸入された生糸とみなす。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

繭糸価格安定法の施行の実情等にかんがみ、当分の間日本蚕糸事業団において生糸の輸入を一元的に行わせること等により、繭及び生糸の価格の中間安定のための措置を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月二十一日

内閣総理大臣　三木　武夫

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「行なわれて」を「行われて」に、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

理　由

住宅不足の著しい地域における居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

住宅不足の著しい地域において農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期限を、昭和五十四年三月三十一日（同日において現に賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係る融資については、昭和五十六年三月三十一日）まで延長するものとすること。

二　議案の可決理由

住宅不足の著しい地域において農地所有者等による適正な家賃の賃貸住宅の供給と市街化区域の水田を主とした農地の宅地化を促進するための措置として必要と認め原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算（建設省所管）に農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給に必要な経費として九億九千六十五万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

建設委員長　渡辺　栄一

衆議院議長　前尾繁三郎殿

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月四日

内閣総理大臣　三木　武夫

公害健康被害補償法の一部を改正する法律

公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二（見出しを含む。）中「及び昭和五十年度」を「から昭和五十二年度までの間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、昭和五十一年度及び昭和五十二年度においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対して交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十一年度及び昭和五十二年度においては、昭和四十九年度及び昭和五十年度に引き続き、第一種地域に係る大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、各年度ごとに大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として当該年度において必要であると見込まれる金額に相当する自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を政府が公害健康被害補償協会に交付することを内容とするものである。

二　議案の可決理由

昭和五十一年度及び昭和五十二年度において

大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付等に要する費用の一部に充てるための本案の措置は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同木下元二君より修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算（総理府所管）に八十七億九千三百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

公害対策並びに環境保全特別委員長　吉田　法晴

衆議院議長　前尾繁三郎殿

〔別紙〕

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当たって、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一　昭和五十三年度以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのっとるとともに、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点においた恒久的方策の確立に努めること。

二　幹線道路周辺における大気汚染状況を改善するため自動車排出ガスについて、いわゆる昭和五十三年度規制の実施及びバス・トラックの排出ガス規制の強化に努めるとともに、自動車交通に関する総合的な対策の推進を図ること。

なお、昭和五十三年度排出ガスの規制基準値の設定については、例外措置を講じないこと。

三　工場等固定発生源から排出される窒素酸化物の規制については、排出基準を一層強化するとともに、脱硝技術の開発の促進等により、総量規制方式の早期確立を図ること。

四　最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等の影響についても、汚染状況の総合的調査を行うとともに、その調査結果に基づいて地域指定を行い速やかな救済を図ること。

五　著しい大気汚染の影響による疾病については、現に指定されたもののほか、目、鼻、咽喉等の被害についても調査を実施し、症状によっては指定疾病に加えること。

六　補償給付の改善を行うとともに、転地療養事業等の公害保健福祉事業の充実、強化を図ること。

七　本制度の対象となっていない騒音、振動等による健康被害及び財産被害についても、その実態の把握に努め、補償制度を早急に確立するよう検討すること。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十一年二月四日

内閣総理大臣　三木　武夫

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律

（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正）

第一条　交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和四十六年六月三十日」を「昭和五十一年六月三十日」に改める。

第四条中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和四十六年七月三十一日」を「昭和五十一年七月三十一日」に改める。

第六条第一項及び第七条第一項中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

（踏切道改良促進法の一部改正）

第二条　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　昭和五十年度以前の年度の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十一年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした改正前の踏切道改良促進法第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとみなす。

理　由

最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、昭和五十一年度以降五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施するとともに、昭和五十一年度以降五箇年間において改良することが必要と認められる踏切道について指定し、その改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、引き続き、昭和五十一年度以降五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施するとともに、昭和五十一年度以降五箇年間において改良することが必要と認められる踏切道について指定し、その改良を促進することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の改正

昭和五十一年度以降五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成するものとする。

2　踏切道改良促進法の改正

昭和五十一年度以降五箇年間において改良することが必要と認められる踏切道について指定するものとする。

3　施行期日

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

交通安全施設等の整備については、昭和五十一年度一般会計予算（総理府所管警察庁）都道府県警察費補助中、百十億二千七百万円、昭和五十一年度特別会計予算（道路整備特別会計）中、国が施行する交通安全施設等整備事業費二百九十六億四千六百万円、地方公共団体が施行する同費の補助二百二十八億九百万円、計六百三十四億八千二百万円が計上されており、踏切保安設

備の整備については、昭和五十一年度一般会計予算（運輸省所管）中、踏切保安設備整備費補助金二億六千百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年三月二十九日

交通安全対策特別委員長　太田　一夫

衆議院議長　前尾繁三郎殿

去る九日（火曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

去る十一日（木曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

去る十二日（金曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

去る十六日（火曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

去る十九日（金曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

去る二十三日（火曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

去る二十六日（金曜日）は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

衆議院会議録第九号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一三八	二	六	安部晋太郎君	安倍晋太郎君
一三九	二	二	従来の	従来

衆議院会議録第十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一四九	三	一九	収入	収支
一四九	四	末三	介業	企業

昭和五十一年三月二十九日　衆議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部　一一〇円

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　郵便番号一〇七
大蔵省印刷局